

ては、御親征被遊候程之御氣力無之候ては、御威力相振不申、且當時在京之諸侯之内、異聞有之哉に疑念之向も在之歟に相聞候得共、島津少將之深意吐露及承知、中々以可疑之姿無之候、向後は別而御親敷御取扱、右等疑念莫之、御威勢相張候様。

とあれば、一橋慶喜も、徒らに島津久光を猜疑し、彼を疎外するの不可なるを將軍に上陳したるものであらう。

且又今度御上洛萬事御基本相立可申、付ては御東歸御急ぎ有之間敷様仕度事に候旨、申上る。

以上が慶喜の上陳だ。

將軍慶喜
意見採納

大樹公被聞召、只今中納言演舌之趣、至極之義にて、銘々右様相心得候様との事に候。

以上は將軍が一橋慶喜の意見採納に就ての言。

宮中御評義御一新成、御一統決心御盡力被成候由、〔中山忠能履歴資料〕

慶喜上陳
の當然

上記の通り果して一橋慶喜が、將軍家茂に上陳したる乎、否乎、何れにしても慶喜は幕府閣老等程には、薩摩を疑ひ、且つ忌まなかつたかも知れない。従つて將軍に向つて薩摩を敵として待つ可きではないと勸告したかも知れない。特に幕府が長州を征伐せんとする矢先きに、薩摩までも敵とするは、其の不得策であることは、一橋慶喜ほどの人物たらずとも、直ちに分明するであらう。故に上記の通り、將軍に勸告したることも、之を否定せねばならぬ理由は無い。けれども一橋慶喜は、薩に對しては、戒心を忘れ無かつた。而して恒に薩の姦計に致されはせぬかと、自から用心したばかりでなく、恒に薩と對抗し、時としては薩を抑へんとの氣持を失はなかつた。

慶喜の對
薩戒心

福井藩の
緩和運動

廿四日(元治元年二月)高崎猪太郎を呼び寄せらる。此程尹宮より一橋は兎角に薩のする所を疑ふよし、夫が爲め薩は一旦歸國して、今後の形勢を見んと

の議を起せり云々御内談の旨ありし故、呼び寄せられしなり。此れは松平春嶽が、薩の要人高崎猪太郎を其邸に召喚したる理由を云ふのだ。

中根面會して薩の内情を尋ねしに、高崎、近來橋公の疑を受け、事爲すべからざるに至れり。故に専ら歸國の議に及ぶなりと申ければ、中根本藩(福井藩)とて、橋公の疑を受けざるにあらず。大隅守(久光)殿いよいよ御歸國在らせられなば、春嶽も御同様歸國する外なし。されど公武御一和といひ、政體一新といひ、漸く緒に就かんとする今日、さる事となりては、此地の形勢は如何なり行くべきや、必再び瓦解なるべし。さては昨年來の盡力も、水泡に歸すべきかと申し、に、高崎如何にも再び瓦解に至るべしと申し、故、尙又兩人反覆相談の上、今一應平岡圓四郎、黒川嘉兵衛を説得して、一橋殿の疑念を釋くべきに決しぬ。〔續、再夢紀事〕

平岡、黒川は、一橋慶喜の要人である。而して此の橋薩の和解運動は、果して幾許まで功を奏す可き乎。

薩士密謀の噂

廿五日(元治元年二月)中根靱負、酒井十之丞同道橋邸會所に至り、黒川嘉兵衛に面會して、橋公には近來薩の爲す所を、殊の外疑はるゝよし云々申入れし

に、黒川橋公は敢へて疑はれざれども、此節小松、村山、高崎の輩毛利右京亮を、大阪に待受て、密に謀る所あるべしなどいふものありと聞けり。全く橋薩の間を離間する爲め、さる説を申觸らすなるべし。故に小松に逢ひて懇話に及ぶべき積なれど、下阪中の由故、未だ其事に及ばざるなり。此節がら嫌疑に涉る事などありては、容易ならざる不都合を生ずべければ、早速橋薩の會合を催し、互に胸襟を開きて、談話せらるゝ事に取計ふべければ、其節は大藏大輔殿(春嶽)にも入らせらるゝ様に願ひたきものなりと、答へしとぞ。〔續、再夢紀事〕

猜疑の根
抵深し

惟ふに此れはほんの猜疑の一因にして、一橋の薩に對するは、單だに一二の事實ばかりでなく、其の奥深き胸底に、一種の猜疑が蟠まり居たるに相違あるまい。若し禁門の事件無かつたならば、橋薩の干係は、恐らくは近き將來に破綻を暴露したかも知れない。但だ一時同舟遭風の危機に接して、互ひに戮協の餘儀なきに至りたる事情は、更らに他の機會に於て、語るであらう。

第十三章 參豫の廢止

〔七六〕 參豫と一橋との疎隔

參豫敬遠
さる 所謂る參豫——松平春嶽、島津久光、伊達宗城、山内容堂——なるものは、大なる希望をもて生れ出で、進んでは朝議に參じ、退いては御用部屋——幕府の老中詰所——に入りて、幕議に豫るものであつたが、幕府の老中は、此の外間の竄入者に對し、頗る面白からぬ態度を以てし、その極、彼等は事毎に敬遠せられ、疎外せられ、ほんの形式的に幕議に豫かるに止まり、彼等に取りては寧ろ其名ありて其實なく、頗る不快の念を萌生せしめた。

容堂早く
退京 彼等の中にも山内容堂は、遅く入京し——文久三年十二月二十七日——早く退京した。——元治元年二月二十八日——而して參豫を罷めたのは、二月二十日であつた。固より彼は在京中も、殆んど名のみにして、餘り表面の會議には

残る三人
と慶喜と
の關係

參加しなかつた。されば其の中堅は、飽迄も春嶽、久光、宗城の三人であつた。然るに彼等三人は、事毎に一橋慶喜とは相ひ容れなかつた。幕府の態度は、公武御一和を好機として、從來失墜したる幕府の威勢恢復を先務として、他を顧みるに違なかつた。三人はそれでは承知が出来なかつた。一橋慶喜は必らずしも幕吏と同一意見ではなかつた。けれども彼は自然に幕吏側の代表者視せられた。固より慶喜自身も、幕吏より餘りに喜ばれてはゐなかつた。

春嶽意見
書

今ま松平春嶽が、幕府に對して三月朔日(元治元年)提出したる意見書は、左の如し。

新制度制
定の要

御尊奉之第一は、全國之武備を充實し、外夷の侮を禦ぎ、萬民安堵に至つて、眞に叡慮を被安候儀。專要に可有御座候得共、右様相成候に付而も、公武御相談之上、天下今後之御制度被相立、諸侯之方向を被定候半では、相適ひ申間敷哉と被存候事。

彼は新制度の制定を必須とした。

但二百餘年の太平は、全く天下之人心、武家諸法度にて安定致來候故に候處、近年幕府道を被失候より、朝憲も違亂を生じ、政令兩途に出候姿と相成、當時現然干戈を動かすには不至候得共、人心の錯亂は、已に亂世も同然にて、此末の天下、如何成行可申哉と、一同更に安心不仕儀に候得ば、如此にては、天下の治まるべき謂無之候。仍之此度將軍家御上洛、諸侯群集の折を以、朝廷へは御伺、諸侯へは議せられ、今後は天下斯様に相成候と申、公武御一定の制度を被相立、御揭示に相成候へば、天下士庶初て嚮ふ所を知り、自ら安定之地位に赴き可申候。此國是不相立候内は、何事を被仰出、何事に御取懸り相成候ても、人心の治らざる處に出候故、紛紜而已相生じ、先行不仕候は、勿論の儀かと被存候。

此の如く彼は新制度を制定し、之を天下に發布するの急務であることを、幕府に勸告してゐる。

幕吏春嶽
の見解相
違

公武の御一和御整ひ、萬事關東へ御委任相成候上は、惣而是迄通りにて御制

馭可被成と思召候は、幕府の御私にて、朝廷より眞の御委任無之事は、士庶共に洞察罷在候事に候へば、時變に通じ、舊章御斟酌有之、一新之御制令不相立候ては、治安には至り兼可申歟に被存候事。

此處に根本的に幕吏と春嶽との意見の相違がある、幕吏は朝廷が攘夷は勿論、一般の政務も、公武一和の上は、従前通りに、幕府へ御委任と云ふこととなつたから、幕府の舊慣に據りて之を執行す可きものと考へてゐるに反し、春嶽は決して朝廷が眞實幕府に御一任ありとは信じてゐなかつた。

御尊奉の御事柄は、夫々の建白にて違算有之間敷候得ども、惣て官家の御振合は、大に武家と致相違候儀多く御座候哉に候へば、御好惡も夫に準じ、意外の御相違も難計候間、此儀は先づ官家へ御十分に、御打任せ御伺取に相成候方、御長策に可有御座哉と被存候事。

以上の意見は、固より幕吏の賛成す可き筈は無かつた、されば三月二日、春嶽の要人中根靱負の宅に、薩、一橋、惣裁職(松平大和守直克)の諸要人相會して、此事を議

諸要人
會合

したるが、

中根、酒井等大に幕府の政體を一新すべしとの議を發し、反復討論に及びし末、人材を得て、事を成すべきに決しけれども、平岡、黒川兩人は、自己の職務を果すのみに止まり、一身を犠牲に供しても、此儀を果すべしとの決心に至らざりしかば、高崎憤然頗激論を發せしが、矢張貫徹せざりき。

此の如く春嶽の要人等や、島津久光の要人の意見に、一橋の要人等は、頗る冷淡であり、且つ冷淡の爲めに、島津や、春嶽側の要人等を憤激せしめた。

【七七】 參豫會議の廢止

徳川慶勝
參豫辭退

參豫の一人として、朝廷は三月三日、更らに尾張前藩主徳川慶勝を任命した。然るに彼は三月五日表を上りて之を辭し、更らに再度の恩命に對し、三月十一

日重ねて表を上りて、之を辭した、其の文句の中に、

前書にも申上候通、短才多病而已ならず、近來氣力衰耗、堪忍之性薄、平常不覺失言之儀も出來易く、後悔を招候儀も問々有之候に付ては、斯る天下之大政參豫仕候而、若萬一□□等之儀出來仕ては、其品より御一和之間隙をも可生候。

他の辭職
刺戟

と云うてゐる。然も其實は一橋慶喜と事を與にするを好まなかつたものと云ふ説がある(徳川慶喜公傳)。果して然るや否やは姑らく置き、此の辭任は、左なきだに參豫の空名に安んぜざる春嶽等をして、辭職の念を刺戟したることは、固より疑を容れない、而して是亦た春嶽等と一橋との間が、面白からぬ結果が、與りて力あることは、云ふ迄もなき事だ。

薩士申出
に一橋側
冷淡

八日(元治元年三月)小松帶刀來る。中根鞞負面會せしに、小松云、今日は一橋殿に拜謁を願ひ、死を決して言上する所あらんと欲し、參邸せしが、御不在なりし故、黒川に逢ひて意見を陳述せり、扱其陳述せる意見の大略は、國歩艱難の

今日なれば、大樹公御上洛前の如く、一橋殿には、矢張日夜諸賢候を會し、事を議せらるべし。然らざれば人心疑惑を懷き、且離間も亦入るまじきにあらず云々なるが、黒川異議は立てざりけれど、事に臨み、これを實地に施す事に致したしと申ししのみにて、一橋殿に言上すべしとも云はず、頗冷淡なる應答なりしと申しき。(續再夢紀事)

此の冷淡が、一橋の主従に附纏ひ、而して此の冷淡の爲めに、參豫連中を反撥せしめた、乃ち三月十一日、松平春嶽が、一橋慶喜を訪ひ、

春嶽申出
に慶喜冷
淡

舊例古格に拘泥せず、斷然一新の政策を立らるゝが肝要なるべし。されど數百年間固習せる例格を棄て、一新の政策を立る事は、これを古來の事蹟に徴するに、容易の事業にあらず、實は撥亂反正の時よりも、却て難く、到底其人にあらざれば、行はれがたし。……故に小生は天下の安危を、貴卿の一身に引受、一新の政策を立らるゝを希望するなりと申されしに、一橋殿御申聞の趣、具さに拜承せり。向後一層奮發負擔すべしと答へられけれども、眞に聽納れられ

たりとは見えず。公（春嶽）の陳述中、突然座を立、稍久しくありて歸座せられし事などあり、都べての御待遇も、常にかはりて冷淡なるありさまなりしとぞ。

尙ほ十二日（元治元年三月）附、春嶽より伊達宗城への書中にも、

橋公方針
不可解

近頃廟堂の春色、更に不分明、泉（水野和泉守）、遠（有馬遠江守）、雅（酒井雅樂頭）、三閣老は依然にて、泉（水野）は不相替、區々之心配有之候。只々橋公之方寸更に難解、僕輩短才、非力之測知し難き事共にて、飲食不能下咽、夜臥不能安仕合、何分越薩宇和島之三藩を忌憚せられ、水（水戸）、因（因幡）等之入説盛に被行居可申に相違無之、此儀に付ても是非御面晤御相談申上度と存候。

春嶽宗城
等參豫を
罷む

とあれば、亦た以て、彼等と一橋との關係が、愈よ以て圓滿を缺きたるを察す可しだ。此の如くして十三日に至りては、松平春嶽も、伊達宗城も、彌よ願に依りて、參豫を免せられた、其の翌日島津久光も亦た同様となつた。尙ほ三月九日には、一橋慶喜も參豫を辭したから、折角の參豫會議も、爾來全く廢止せられた。因み

に云ふ、島津久光の辭表には、

何卒此涯朝議參豫御免被仰付、歸國之御暇被成下度、偏に奉願候。として、併せて歸國の願をもした。

久光宗城あて慶喜書狀

益御勇健欣然之至候。然ば參預御免被仰出候に付ては、御用部屋へ御通被成候義も、御免相成候様被成度御願之趣申上、思召相何候處、願之趣は尤に被思召候得共、參預之義も名目御止メに相成候迄にて、御用之節は是迄之通參内被仰付候趣有之、當今不_二容易_一形勢に候得ば、是迄之通り、時々登城致し、心付之義を無_二隠藏_一申上、御相談も被遊度に付、是迄之通御用部屋へ御通被成候様被遊度旨、御沙汰被爲_レ在候。小子におゐても此形勢故、何分にも公武之御爲御盡力被成候様致度候。此段申進度如_レ斯候。草々不備。

三月廿日

中納言

大隅守殿（島津久光）

伊與守殿（伊達宗城）

〔伊達家文書〕

【七八】 一橋慶喜總督指揮を拜命す

慶喜孤立

一橋慶喜は、今や殆んど孤立の姿であつた。彼は松平春嶽、島津久光、伊達宗城等と、相ひ容れなかつた。さりとて幕吏も亦た彼をそれ程信用もせず、推戴もしなかつた。けれども彼は京都に於て、其の獨自一己の立場を保持するに決して抜目は無かつた。

後見辭任
内奏

公（慶喜）の後見職になられしは、文久二年七月の事なるが、今やほゞ朝廷尊奉の素志を達して、公武合體の機運に遭遇しつれども、幕府を代表して、鎖港論を主張し、同志の參豫は、皆職を辭して退きければ、公は愈後見職辭任の旨を内奏せられけるが、此時公武の間に、幕府の重職を以て、新に禁裏御守衛總督に任せんとするの議あり、抑守護職、所司代の外に、禁裏御守衛總督、攝海防禦の新職を置かんとするは、蓋し幕府が尊王の誠意と、大隅守（島津久光）が攝海防禦の計畫と、外國船長州報復の説との三事に原因せるもの、如し、

〔徳川慶喜公傳〕

此れは固より其通りであつたとするも、一橋慶喜が、其任に膺ることとなつたのは、

一橋開自
薦運動

大隅守（島津久光）は自ら攝海防禦の任に當らんと望ありと風説しければ、豫てより猜疑せる人々は、「さてこそ野心疑なし。斯かる大任を、外藩に委ねんは、危険此上あるべからず。宜しく速に幕府の重職を任じて、他の覬覦を防ぐべし」といふに至れり。平岡圓四郎は、宮方、堂上を遊説して、「禁裏御守衛總督、攝海防禦指揮の任は、一橋中納言に命せられたし」と内請せりといふ。

〔同上〕

とあれば、此れは寧ろ一橋側から、自薦運動の結果と云ふも妨げあるまい。尙ほ其の事情は松平春嶽が、維新以後、自から舊事を憶起して筆を取りたる「逸事史補」には、左の如く記してゐる。

實は長人
防禦の策

此事件は一橋中納言と尹宮との秘密結約にして、關白左右大臣もしらずと

の事なり。禁裏御守衛、攝海防禦とは、何等の事なるや。畢竟長州征伐の根元に
して、長人を京師に入れず、夫故禁裏御守衛と攝海防禦とは、外夷の來るを防
禦するにあらず、全く長人を防禦するならんと云ふ。此儀眞偽分りがたし。然
れども全く無根の説とは云がたし。

とある。又た越前側當時の記録には、此事の散見するもの一再に止らない。

慶喜内願
事實

十五日(元治元年三月)中根鞞負尹宮の御許に參候……此時中根又一橋中納
言へ、京都御守衛總督を仰出さるゝ様にとの内願あるよし。目今如何の御運
びなりやと伺ひしに、宮一橋其事を望めるよしなるが、夫らの事は、何様にも
なるべけれど、指當り幕府に於て、薩を容れざれば、他にむづかしき事を惹き
起すべきなり。故に今日は、何事よりも先此事を橋に説得する積りなりと仰
せられき。〔續再夢紀事〕

とある。又た同十八日附、春嶽から宗城への手簡中に

一 先日於尹宮御内々相伺申候一橋君京坂守衛總督被命度、關白殿下へ御

願相成候由、且又宮へも和泉(水野忠精)と總裁(松平直克)兩人罷出申上候由、多
分朝議相決居候由、左すれば守護職無之候ても宜敷、右等之次第有之候故、諸
事荆棘、塞路候事と被推察候、賢考如何。

内願事實
の證

とある。尙ほ三月二十三日附にて、幕府閣老より關白二條齊敬への書簡を見れ
ば、愈よ内願の事實が、證明せらるゝ。

奉肅呈候、一橋中納言禁裏御守衛總督被仰付候儀は、兼て奉申上置候通、早速
被仰出候様奉存候、右後見之儀は、被免候共、大樹滯京中は、是迄之如く相心得
候様被仰出候様奉願候。恐惶謹言。

三月廿三日

和泉守(水野)
雅樂頭(酒井)
大和守(松平)

殿下謹呈

守衛總督
任命

此の如くして一橋慶喜は、其の希望通りに禁裏守衛總督、攝海防禦指揮を命ぜ

られ、同時に後見職は願によりて免せられたるが、乍併大樹在京中は、已前同様相心得可有之候事との御沙汰を被つた。而して今や彼は愈よ京都に於ける推しも推されもせぬ大立者となつた。

慶喜守衛總督就任に關する談話

當時鳥津大隅守が總督たらんことを希望するの風説ありて、山階宮類に心配し給ふ由を、平岡圓四郎聞きつけて、是非當方へ仰せ付られたしと内願したるにより、遂に之に決したるなり。薩州の折田要蔵といふ者、他日大隅守が總督たらん時の用意にや、攝海防禦の方法について、種々の取調をなし、且山階宮へも屢參殿して周旋する所ありしと聞けり。(昔夢會筆記)

【七九】 松平春嶽京都守護職の辭意を表明す

春嶽守護職となる

松平容保は勿論會津一藩、何れも京都守護職を去るは、心外千萬であつた。然も彼は征長の副帥として、其の職名は軍事總裁としての役名を、單に義務の觀念から引き受けた。而して其の後任たる京都守護職は、松平春嶽の肩に掛つた。然も松平春嶽は勿論、福井一藩も、決して會津同様の意氣込は無かつた。一言すれば去る者は去るを欲せず、來る者は來るを好まずと云ふが、其の實情であらう。會津側では一旦引き渡したる守護職を、再び取戻さんと運動したる形跡は見えなかつたが、然も松平春嶽は、引き受けたる當初より氣が進まず、何かの口實を見出して、之を辭せんと期してゐた。

同辭任申

松平大藏大輔は、守護職の後も、大隅守、伊豫守と共に、幕府の因循を諷りて、不平を鳴らしたれば、幕府の有司之を嫌忌する者多く、天皇の御信任も松平肥後守の如くならざれば、固く辭職の志あれども、相當の辭柄を得て後にと思

へる折柄、神奈川刊行の外國新聞に、越前藩士と久留米藩士との問答せる開國論を記して、之を大藏大輔（春嶽）の建白書と誤り傳へたり。其論旨は、天朝幕府の方針に反するものなれば、中根鞞負は、三月十五日公（一橋慶喜）の旅館に來り、平岡圓四郎、黒川嘉兵衛に面會して「徳川慶喜公傳」。

その申分

辭意を申請したりとは、一橋側の記事である。尙ほ春嶽の申分は左の通りだ。三月十三日在京要職の輩、邸中に會して、公（春嶽）の進退に關する時宜を討議す。其大要は公去年十月上京已來、島津伊達兩侯と共に、専ら公武御一和の事を、朝廷幕府の間に周旋せられ、當時幕府に於ても、其周旋を依頼し、已に大樹公上洛せられ、其事將に成らんとする場合には至りけれど、此際尙又幕府の舊習を抛棄して、斷然一新の政策を立られずしては、到底衰運挽回の望あるべからずとの意見なりし故、屢其意を、一橋殿に勸告し、二月十五日京都守護職の命を奉せられし以來は、一層其意見を主張せられしが、其頃島津、伊達兩侯を内閣に延きて、幕議に參豫せしめらるゝ事にはなりけれど、是將た表

面のみの參豫にて、斷然一新の政策を立らるゝには至らざるのみならず、此事に起因せるにもあるべき歟、爾來一橋殿を始め、幕府の諸有司漸く公及び薩宇兩侯を疑ひ、其盡力を嫌忌せらるゝものゝ如くなりし故、斯くてはいよいよ幕府の失體を重ねらるべしとて、痛く憂慮せられ、更に去る十一日（元治元年三月）一橋殿へ勸告に及ばれし次第ありしが、矢張採用せらるべき模様なかりければ、此上は速に守護職を辭し、引續き歸國御暇をも願はるべしとの事にて、其時宜を討議せしめられしなり。

此れにて越前側の立場、及び其の辭職の已む可からざる理由を、分明に説き出してゐる。

辭任口實
考案

扱此日反覆論談の末、斷然守護職を辭し、引續き歸國御暇をも願はるゝ事に決しけれど、就職以來未だ時日を経ざる今日、俄に辭せらるゝ事故、何とか恰當の辭柄なかるべからずとの議起りて、更に其辭柄を考案する事になれりき。（續再夢紀事）

恰當辭柄 此の如く問題は、單に口實の發見に止まつた。然るに偶然にも十四日江戸からの飛脚到着し、二月二日（西曆千八百六十四年三月九日）神奈川刊行新聞紙日本貿易新聞第四十四號に、所謂春嶽の上書なるものを掲載してゐる。此れは元來藩士堤五市郎（後に男爵正重）外數名が、福井に來遊したる久留米藩士二名に向つて、時事に關する意見を語り、それを久留米藩士が筆記したるものにして、固より春嶽の上書でも何でもなかつた。けれども此れが福井藩に取りては、所謂恰當の辭柄となつた。乃ち此の辭柄を齎らして、中根靱負は、一橋邸に赴き、京都守護職の辭意を表明したのだ。

【八〇】 合議制の失敗

幕府と長州とは、未だ干戈を交へざるも、互ひに戦闘氣分は、充滿してゐた。幕府

氣分 幕府と長州とは、未だ干戈を交へざるも、互ひに戦闘氣分は、充滿してゐた。幕府

側では、此の一舉に幕威を恢復す可しと、文久三年八月十八日の事變以來は、征長の機會を待ち構へ、既に同年の終りに、其の評定最中であつた。長州側では表向き恭順を唱へ、頻りに其の雪冤運動を做しつゝ、あつたが、然もそれは言論のみに止らず、動もすれば君側の奸を、武力もて一掃せんとするの氣勢を蓄へつた。乃ち幕府は平和的鎮撫を口にして、武力征討を實にし、長州は平和的恭順を口にして、武力反抗を實にした。而して此間に更に馬關砲撃の報復として、外國軍艦の馬關に寇せんとする風説あり、三者錯綜、其の形勢、日一日と危急を告ぐるもの如くであつた。然も所謂公武合體の大目的を成就し、大經綸を行ふには、京都に於ける根本政治の基礎が、餘りに薄弱であつた。

在東京巨頭 當時京都に於ける巨頭と云へば、中川宮を始め奉り、一橋慶喜、松平容保、松平春嶽、島津久光、伊達宗城の徒であつた。然も第一の困難は、屢ば記載したるが如く、一橋と春嶽、久光、宗城等とは、動もすれば相ひ容れなかつた。彼等は容れられざるが爲めに不平を鳴らした。不平を鳴らしたが爲めに、却て邪魔物に取り扱は

幕吏幕威
恢復に熱
中

れた當時一橋を中心とする幕吏側は、公武一和と表向きには唱道しつつも、其實は幕威恢復に餘念がなかつた。従つて假令徹底的でなきにせよ、聊かたりとも舊慣を改め、新制を設け、時運の推移と與に、改善を加へんとする松平春嶽等の意見には、眞甲から反對せざる迄も、中心甚だ擇ばず、動もすれば之を沮止するの態度を現した。幕府側から見れば、松平春嶽を始め、外藩の島津杯は、餘計なる出張りをなし、無責任の地位にありて、勝手に無責任の提議を事とし、その爲めに案外なる面倒を掛け、不慮の難題を生じ、その爲めに寧ろ困まり切つてゐた。されば彼等は衆智を集め、衆議に依り、天下と共に天下の政を行ふなどは、夢さら考へず、寧ろ、斯る小姑輩を何等かの方便もて、敬遠せんことを期してゐた。而して其の眞情を叩けば、幕吏側としては、一日も長く京都に、彼等の滞在するよりも、一日も速かに京都を退去することを希望した。彼等は浪人輩に對しては、京都退去令を下だし、且又京都禁入令を下だすを得たが、春嶽や、久光や、宗城等に就ては、斯る事の出来得可き様もなく、只だ彼等が自發的に退去せ

幕吏春嶽
久光等を
敬遠

慶喜幕吏
同體

んことを要めてゐた。一橋慶喜が果して幕吏同様の考へを持つてゐた乎、否乎は斷言し難い。然も彼の立場は、春嶽等と同一の側に在つて、幕吏を驅使するでなく、寧ろ幕吏と同一側に在つて、春嶽等に反對すると云はずんば、對立したることは分明だ。斯る次第なれば、一橋慶喜が自ら内請して、禁裏御守衛總督、攝海防禦指揮に任じたるも、決して異しむに足らない。

合議制の
缺點

元來合議制なるものは、言ふに易く、行ふに難し。合議制を、完全に行ふには、少くとも中心人物の存在を必須とする。即ち合議しても之を行ひ、合議せざるも之を行ふ。單獨の力もて、之を行ひ得る力量と信望ある人物の存在を前提として、始めて合議制も行はる。云ひ換ふれば專制的人物の存在ありて、始めて合議の用を做すことが出来る。然るに當時の京都に於ては、朝廷と、幕府と、大名とを一貫して、其中心人物たる可き者は一人も無きのみならず、幕府にさへも、大名にさへも、其の代表者若しくは指導者たる可き人物無かつた。されば斯る場合に合議制を完全に行はんことは、到底不可能であつたと云はねばならぬ。

諸侯歸國 當然
 されば折角新設せられたる參豫が、未だ一個年の三分一を經過するかせぬのに、其の參豫職の面々は、何れも辭職し、その會議の廢止せられたるは決して不思議とするに足らない。而してそれがやがて諸大名の賜暇歸國となりたるも、寧ろ必然の勢と云はねばなるまい。

武田伊賀宛慶喜狀

其後は様子も相尋不_レ申候處、愈壯健に罷在候哉承度存候。然ば今般禁裡御守衛總督、其外攝海防禦の大任蒙_レ仰一身に取り本意至極、難_レ有仕合奉_レ存候。昨年來段々盡力も有_レ之、公武之御爲深く苦心も相懸候所、不_レ測も前文の結構重大之任を蒙り、源烈様御遺志に基き、尊攘之微意も相貫き可_レ申と悦入候段、別て本懐の義と相恰可_レ被_レ申候。然る處、承知之通り不_レ容易御時節閑談議論、國是紛紜之折柄、人心一定不_レ致、朝夕變化之世態、右様之天命何共痛心不_レ堪存候に付、而は、其表事情、尙又諸藩之議論も逐一承、心付之事件節々申越候様いたし度存候。今便中納言様之一書相呈候に付、任_レ幸便_レ此段申聞候也。

四月三日

武田伊賀守え

一 橋
〔武田氏文書〕

第十四章 松平春嶽の歸國

【八一】 一橋自薦運動の影響 (一)

歸國の一 刺戟
 一橋の自薦運動にて、彼が禁裏御守衛總督、攝海防禦指揮に任せられたるは、春嶽、久光、宗城等に取り、當然不服の事であつたに相違ない。此れも亦た彼等をして歸國せしむるに至りたる、一大刺戟であつたに相違ない。三月十六日附、伊達宗城日記に曰く、

双松（島津久光）邸へ參、色々密話。

朝廷參豫如願御免に付、兩人（島津、伊達）幕御用部屋へ出、御用談に預候義も、御免希候方可然……

大藏（松平大藏大輔即ち春嶽）今日より引籠候は、新聞紙計の譯には無之（參照）

七九、先日靱負宅へ、黒川、平岡、高崎參會之時、黒平（黒川、平岡）より中根杯甚敷愚

弄いたし、左程に申候事不行候は、なせ引込ぬ杯申、散散之事、猪太郎（高崎）も聞兼候由。近日は段々離門一橋邸（一橋邸）へ布滿、越（越前）大不平之處へ、新聞紙之義有之、彌惡說可申と被痛憤と申事也。

島津伊達
痛嘆

一橋より京攝總督願望之由、尤守護職も廢止可申、且在京外藩御暇被下可然旨、建白有之よし。不容易、姦謀醜胎と、兩人（島津、伊達）致痛歎候事、矢張水（水戸）、因（因幡）、長（長州）之策略、會稽之恥を雪之意にて、一橋大罪に落入候事不知實に至尊之危殆、恐入申候。右之話有之處、大隅（島津久光）一人は御留に可相成と、帶刀へ尹宮御密話故、又大隅よりも所存申上候。自分一人にては、何も御爲には不相成譯也、宮御承知の由。

水因長

此れにて島津伊達等が、如何なる態度もて、一橋慶喜の新任運動を眺めつゝ、あつたかを知るに足る。而して水戸や、因州は、何れも一橋慶喜の兄弟であり、彼等は何れかと云へば、急進派にして、長州の同情者と睨まれてゐたから、水因長と連稱したものであらう。固より一橋其人は、決して長州の同情者でなきばかり

でなく、此の機會に長州を叩き付けんと、の意氣込みであつたことは申す迄もない。尙又た三月十八日の一項に曰く、

橋公不臣
謀計の疑

大久保市藏（利通）今朝之挨拶に參、致用談。

一橋如願、京攝守衛總督に相成、在京諸侯御暇被下候は、兵權も無之、喬公（一橋）講武所輩にては、安心は難出來、外に依頼之藩可有之、兄弟にて、水、因、備（水戸、因州、備前）之類と察候。乍憚擁主上天下に號令をなし、大樹公御歸營に候は、鎖港談判杯、其身政府を遁れ、且禁闕に潛み、安心故、水（水戸）始之入説にて、嚴敷關東へ懸合、終に人心之歸し候様、密策不臣之謀計と被察申候。尤結末は外夷共、關東へは無頓著、攝海へ來、帝都に出で應接可致と申募、戰端相開き、長、因、備へも及攻撃可申事かと存候。右之勢は顯然に候處、此儘傍觀可致哉、今一段粉骨盡力可致や、大隅（島津久光）へ相談申遣候。

慶喜野心
の杞憂

此れは餘りに穿ち過ぎたる話だ、乃ち一橋は總督となりても、兵力無き故、其の

兄弟の國から兵を假ることとなる可く、それで京都にありて天下に號令し、將軍歸東の後は、鎖港攘夷もて、關東に無理の注文をなし、遂ひに天下の人心を得て、將軍の職を奪はんとの密計を蓄へ、而してやがては外艦が攝海に推し寄せ來る可しとの杞憂である、けれども斯る杞憂を懐かしむるに至りたるも、其の一大過半は、一橋慶喜の此の自薦運動の爲めと云はねばならぬ、尙又た二十二日の一項に曰く、

八時陽明殿(近衛家)へ出る、尹宮大隅(鳥津)落合。

尹宮前殿下(近衛忠熙)へ、一橋京坂總督願望は、何等譯可有之、國是尊奉之筋相立候はゞ、大樹公御歸營、且當節諸大名御暇被下可然、又惣督出來候はゞ、守護職も廢止かと相考候、兵權も無之一橋にて、右の通にては、安心之筋に無之、水因、備杯入説後ろ楯に相成候程難計、夫より三藩にて、長州を追々上京之周旋可致策略も不可知、又後見を離候はゞ、横濱鎖港杯も嚴敷催促して、人心を收め、乍恐奉、擁主上、咽喉之要地により、終に天下に號令する勢ひに至候程はか

尹宮前殿下
下焦慮

られず、依て御熟考希候段申上候處、愕然焦慮、如何いたし可然との御尋故、兩人(伊達、鳥津)より攝海新砲臺守衛惣督に候はゞ、後害に有御座まじくと申上候。

大藏(松平春嶽)之事も伺候處、何も不首尾は無之、會(會津)と代り合、幕より申付兼候故云々主意を付爲願候事かと御話御座候、兩人共(會津、越前)守護職に候はゞ、御手厚にて可然と申上候處、折角左様存之處、兩人になりては、互に不平可相生との懸念も有之との事故、越會なら其患有之まじく存候旨申上候。○大隅(鳥津)御假期限大御閉口、自分も願候處、終に不決とある。

【八二】 一橋自薦運動の影響 (二)

慶喜自薦の動機

一橋慶喜が禁裏御守衛總督、攝海防禦指揮の役目を、自から願望したる動機は、自から權勢の中樞たらんとの野心からであつた乎、將た外藩——特に薩摩——に要所を占めらるゝに先ち、自から進んで之を制するにあつた乎、何れにしても其の評判は面白くなかつた、而して一橋自身は其の自薦運動でなきことを辯明したが、誰も之を信ずる者は無かつた、伊達宗城の日記に、三月二十五日附にて、有馬遠江守道純よりの返書の大意として、

評判宜しからず

此度京阪守衛總督は、一橋胸中より出候事、さら／＼閣老の談には無之由、

慶喜宗城に内願事實を語る

とある、又た同日宗城が一橋慶喜を訪問しての問答は、左の通りと掲げてゐる、禁裏守護惣督、攝海防禦御指揮之義、御願望にて被仰立候やと申候處、否左様にては無之、閣老より被申立候様承候、尤昨日御沙汰に相成候哉に薄々承候との事故、そふではあるまじく、當早春も御後見御のがれ被成度故、大阪海防でも御引受御願可被成との御話も、伺候間、矢張御素願に可有御座と申候得ば、一笑にて、實は内願いたし候との事也。

久光宗城等談合意

とあれば、先づ此れが確かなる證據であらう。

扱も近衛前關白邸に、尹宮、島津久光、伊達宗城相ひ會しての談合に、一橋慶喜には單に攝海新砲臺守衛惣督のみにて然る可しとの意見を、島津、伊達兩人にて申したる事が、やがて尹宮より一橋へ内報せられたる始末は、左の通りである。(參照 八一)

廿六日(元治元年三月)

高崎伊勢(正鳳)密談

尹宮慶喜に内漏

廿三日陽明前殿下(近衛忠熙)より、御書中さる御方存外之義有之云々、不分よし申候得ば、夫は廿二日御談合にて、攝海防禦惣督云々御座候處、其事を極密尹宮より橋へ御漏らし、大阪計にても宜哉と有之故、兩地及懇願候由にて、後日何等變動を生候時、一橋に今日悦を被入置候はば、御身爲になるゆへと奉存令痛嘆候。

全體去夏迄は、討幕之御論も、暴論有志へは御話有之候處、又々御説被轉候と

御怨申上居候よし。

此處に「さる御方」とあるは、尹宮のことであらう。尹宮が一橋に關する宗城、久光等の内談を、一橋に漏らし、萬一の爲めに、御一身の爲めを謀られたるを、嘆じ、昨夏までは、討幕論までも、暴論家と與にせられたるに、今更らの豹變驚く可しとのことだ。

尙ほ二十七日の項に、

幕吏大不平

一橋へ一昨日之御沙汰(禁裏御守衛惣督、攝海防禦指揮)有之に付、甚以幕吏大不平、全く大樹公之權を奪候に當り、言語道斷、平岡、黒川兩奸之所釀故、切の刺のと申居候由。

當今之形勢、實致方無之、來月中頃迄には、一變動可有之故、進退を決可申と申候也。

一橋總督に付、一昨日より市中(京都)杯嚴敷勢ひに制候よし、はや跋扈の下地也。

味方の反對

以上は島津久光の要人高崎兵部(猶太郎友愛)の宗城に語る所を記したるものだ。尙ほ一橋慶喜が、外藩の諸侯に受けの宜しからざるばかりでなく、幕府の諸吏に、甚だ忌嫌せられたることは、前記の通りにして、一橋慶喜其人に取りては、正面の反對者よりも、寧ろ此の味方中の反對者に當惑したるもの、却て多かつたであらうと察せらるゝ。然も是れ亦た一橋慶喜其人としては、概ね自業自得と云ふ可きものにして、之を以て他を咎む可き理由は、多くあるまい。

兎にも角にも一橋慶喜の此の自薦運動は、立派に其功を奏したりとは云へ、其の効果は甚だ香ばしからぬものがあつた。但だ一橋の困難の位地を濟ひ得たるものありとせば、そは却て其の正面の反對者たる長州であつた。乃ち長州の暴發は、餘儀なくも公武一和派を一致せしめた。

【八三】 松平春嶽の辭職と歸國

春嶽辭表
提出

松平春嶽は、仕合せにも其の口實が出来て、守護職の辭表を提出した(參照 七九)。一橋慶喜は、彼を海軍總裁の空名もて、繋ぎ留めんとしたが、春嶽は之に應ぜず、又た守護職を會、越兩藩にて分擔せしめんと議もあつたが、固よりそれが實行せらる可き様もなく、春嶽は固く辭し、やがては島津久光、伊達宗城等と、歸藩を決意した。

歸藩決意

廿六日(元治元年三月)薩藩大島吉之助(西郷隆盛)、吉井仲介來る。中根靱負面接す。兩士とも此程上京せし旨申述、さて大島此程二條關白殿、薩の歸國御暇は、仰出されがたし。且外に四五侯在京せしめらるべければ、撰擇すべしと仰聞られし故、他の諸侯に御暇仰出さるゝ事ならば、薩も同様御暇を賜はるべし。薩若御暇仰出されがたき事あらば、他の諸侯も同様御暇を賜はらざる筈なるべし。故に京師に留め置かるべき諸侯の撰擇は仕りがたしと申上置たり

と申き。(續再夢紀事)

とある。西郷も此の際漸く二度目の遠島から赦に遭うて出京したるものであつた。何れにしても大名の滯京か出京かは、當面の問題の一となつて來た。

一橋諸侯
歸國を欲す

廿八日(三月)中根靱負を尹宮の御許に參候せしめらる。…當節の御用向、何とか其局を結ぶ迄の間は、是非滯京せられずては濟がたしと仰られし故、中根滯京の事は、如何様とも仕るべけれど、假令朝命にても、春嶽一人にては、御用を辨ずべきにあらざる故、自然尙滯在仕る事なれば、他の諸侯をも、同様に御沙汰在らせらるゝ様にと申上しが、宮其心得なれば、別に存意なし。…此時宮又此程來一橋より諸大名の九門固めを解き、其跡を交代寄合に受持たせ度旨申立る事なるが、是は諸大名を、京師に留め置かじとの意見なるべけれど、因、水、備などの如き、疎暴の論を主張する藩は、兎も角も、諸大名を殘らず歸國せしめんとするは、例の幕私なれば、朝議未だ決定に至らず。とある。何れにしても一橋慶喜は、大名の合議制には、全く愛想を盡かし去りた

るものと察せられ、成る可くは彼等をして京地を去らしめたきものと考へて
ゐたものと察せらるゝ、但だ彼が四月三日附にて、松平春嶽に答へたる書中に
は、

慶喜春嶽
退職周旋

只今と相成候ては、乍、残念御内情酌取、御退職（守護職辭任のこと）周旋致候事
に御座候。就ては御免被仰出候上は、日々御登營、是迄よりも一層御盡力可被
下、左様無之候時は、皇國瓦解之周旋致候様にて、天地に對し、申譯も無之次第
に御座候。

とあれば、彼は眞面目に、春嶽の滯京を希圖してゐる様にも察せらるゝが、ざり
とて五月蠅き一人として、彼を見て居たことは、恐らくは間違ひあるまい。

春嶽歸國
挨拶

尙ほ春嶽は四月七日守護職を免せられ、愈よ歸國することとなり、四月十三日
一橋を訪問した。

薄暮頃より一橋中納言殿を、其旅館に訪問せられしに、中納言殿兼て御憂慮
ありし國是の議、未だ決定に至らざる今日なるを、如何なれば半途にして歸

國せんとせらるゝや、餘りにも御見限りの事なりと申されしが、公今度歸國
せらるゝ事に至りしは、元來幕府に於て、諸侯の在京して、國事に關する事を
喜ばれず、一橋殿は殊にこれを嫌はるゝ事實ありと察せられし故、曩に參豫
を辭し、今又守護職をも辭せられし事なれば、實は一橋殿陰かに歸國の期を
促されしものなるを、今斯く申さるゝは、如何にも陰險なる次第故、心中大に
驚かれけれど、態とさあらぬ體にて、大樹公に對しては、如何計りか御名残を
惜まざるにあらざれど、已に朝廷より御暇を賜はり、且國帑の疲弊甚しく、到
底繼續しがたき故、止を得ず歸國するなりと答へられければ、中納言殿さる
御事なれば誠に安心せり、御歸國の後も、御心付の事は時々御文通にて、御教
示を希ふと申され、尙又薩は何故歸國するにか、是も功を一簣に缺くなりと
申されし故、公薩とても拙者同様にて別に子細あるべからずと答へられし
かば、中納言殿、何事をか深く心に懸らるゝ事のある體にて、何言をも申され
ざりしとぞ。

とあれば、此れにて去る者の心と、留る者の心とが、しつくり一致してゐなかつたことが分明だ。

【八四】 京都の情勢に關する中根靱負の書翰

春嶽久光の不平

尙ほ松平春嶽、島津久光等が、如何に不愉快の心もて、京都を去り、如何に面白からぬ氣持をもて、一橋慶喜に對したるかは、春嶽の要人中根靱負、久光の要人大久保一藏の書狀が、最も能く之を語りてゐる。中根の書翰は四月朔日附にて、在江戸の大久保忠寛に與へたるものだ。

慶喜本來春嶽等と同意見

(前文略)却說御上洛後、正月中は、橋公も大に御奮勵に御座候處、彼廿七日之勅諭(參照四五)に付ては、猶以駭々前進可相成處、廟堂に不圖鎖港之論起り、勅諭請之表へ、斷然鎖港之儀、不被仰上候ては、不相濟と申事に候得ども、薩土豫越

之參謀諸侯之説は、當時外國へ使節も被指立置候事に候得ば、歸朝迄之處は、難及治定、且朝廷より御催促も無之事に候得ば、於今日而は無用之論にて、平地に波を起候如くにて、今日は不言に屬候方、却て長策ならんとの建議にて、橋公も素々御同論に有之候處。此れが春嶽、容堂、久光、宗城等の意見にて、一橋も當初は固より同一意見であつた。

慶喜俄然の主張

此時に至り大御主張にて、左候ては關東にて之御評決も致相違、人心も更に居合不申、今日にも禍亂を生じ可申との御説に候得共、

春嶽等四侯主張

此れが一橋の俄然たる主張。

四侯に於ては、關東之御評議はいざしらず、過激の暴論は扱置、不可爲勢顯然にて、強て爲んとする時は、世界之理勢に戻り、皇國之御爲に不相成事、炳焉煥焉に候得ば、眼前苟且之拙策に従ひ難く、於閣中大議論相發し、不相決、橋公之御變心、四侯甚不服之勢に相成候處。

對立調停

此れが春嶽等四名の主張。

圓四郎(平岡)、嘉兵衛(黒川)輩頻に周旋橋公之御素志は、曾て御變動無之候得共、如此主張無之而は、指當り閣中斐席も鎮定難相成候間、實事は御使節歸朝之上にて、御含も有之候間、當然枉て隨從に相成度と百方盡力(原注 功に案ずるに、水、四、備等の鎖鎖藩より迫られ候事と相見へ候)、薩侯(島津久光)も是迄御仕寄に相成候儀を、未然之討論にて破却に及び候は、残念之至と申説も發せられ、夫より強て御同意と申事に相成、御請書も被指上候處。(參照 六六)

以上は勅諭の請書に關して、相互對立の調停に至りたる顛末。

對立現狀

右御書面中鎖港之件瞭然無之と、於朝廷御垂問之儀有之、此節も橋公四侯へ御内議も無之、四侯も御同意之由にて、御一分に御請被仰上候處(參照 七〇)、再び御簾前にて、四侯御心腹御詰問有之に付、鎖港は今日之急に非ざる而已ならず、決して爲すべからざる之條理を極論に及ばれ候處、初橋公之同意と御請には反對之事に相成、朝廷も大に驚愕、以之外御不都合と相成候得共。

主上の御簾前にて、一橋對四侯の對立の現狀暴露せらる。

是は橋公より御請以前に御打合せ無之故、御心腹之御詰問を、四侯眞受にて持論御主張之事に相成候へ共、已に今日當然之請書策に御同論と申事に相成有之候故、遂に其筋に相成、鎖港之儀、御異存無之趣之御請書も被差出。(參照 六七—七〇)……

以上は四侯對一橋間に於ける、意見齟齬且つその齟齬を、強ひて調合せしむるに至りたる經緯。

幕閣存獄
告に辭職勸

惜哉、哀哉、此頃迄は橋公四侯、膠漆之御交り毫も間隙無之處、此件よりして、何となく離間之説行はれ、落書張文等有之、頻に薩之嫌疑を張大にし、朝議幕政一寸も前行不致、因循送時日而已ならず、同論之譯を以、大藏大輔(春嶽)へも波及し、橋公強而御推薦(京都守護職)に候處、奉職以來三十日未滿にして、朝幕共に嫌疑甚敷、在職罷在候ては、朝幕之爲にも、自己之上にも、不宜辭職にと幕路より内通も有之、圓四郎、嘉兵衛列へ及内談候へば、如何様、夫も可然との勢に

相變候故。

薩が第一の被嫌疑者、越も其捲添を被つた。而して一方では守護職を強て押付ながら、三十日も立つか立たぬに、内輪よりは、辭職勸告と來た。

春嶽歸郷の外なし

於大藏大輔も、朝幕之御爲に相成候てこそ、一身之盡力は不及申、國力を擧て上京周旋も致候へ、宗家之幕議如此にては、所謂頼む木の本、雨漏候仕合、何之爲にか賢路を妨げ可申と、速に辭表指上、此節引籠罷在候。いづれ一兩日には罷免可相成と相待居申候。廟堂已に離間之策に落候故、水、因備之攘夷鎖港之説紛興、或は長(長州)を正義と荷擔し、先般之論書を偽勅と稱し、薩之所爲に付し、又尾大老公(徳川慶勝)之如き、一異論を持して上京にて、朝野に惑を生ずといひ、橋公強而守衛總督、攝海指揮使を請はれ候故を以、又大權掌握之素志逞ふし給ふの説を起し、近況に至ては、世態紛紜擾々不堪、恐懼、大藏大輔杯、吻を容るべき地絶無之事に相成候故、御役御免之上は、一日も早く歸國致し、精々富強を勉め、今後之機會を相待候より外は、有之間敷と、主從決心仕候事に御

座候。(下略)

之を一讀し來れば、一橋慶喜に對する不平不滿の情は、紙外に看取することが出来る。

【八五】 京都の情勢に關する大久保利通の書翰

大久保一藏の江戸留守居新納嘉藤次への書翰は、四月二日附にて、當時大久保は、島津久光の要人として、小松帶刀等と共に京都にありて、其の現状を報じたるもの。

變態故障到來

既に春光も盡果候處、先以御安靜被成、御精勤奉拜賀候。於御當地、少將様(島津久光)御機嫌克被遊御座、恐悅御同慶奉存候。隨て私事大元氣相勤候間、乍略儀御降慮可被下候。先度は御懇輪被成下候處、飛脚通行等の折も多忙中にて、御

返書も不_レ申上_レ甚_レ以_レ背_レ本意候次第、眞平御宥免可_レ被_レ下_レ候。御當地形勢追々御承知被_レ爲_レ在候半、段々之變態故障到來にて、逆も御趣意十分被_レ相行_レ候丈に無_レ之、實に衰運之然る所以とは乍_レ申、如此機會に成得候ものを、不_レ遂_レ功候は、千載迄之遺憾、只々長_レ大息之外無_レ御座_レ候。

流石の大久保も、劈頭から匙を投げんとするの文句を吐き來つた。

一橋の名賢侯疑惑

御案内通動搖未_レ定之朝廷、最初より十分之望を奉_レ懸候義は、不_レ相叶_レ、況乎幕府におひては、猶更之事情處、思きや獨木中央より相變じ、我藩は固より、其餘名賢侯を疑惑し、既に春嶽公守護職御辭退相成候様御内諭等、有_レ之、御願書も被_レ差出_レ、近々被_レ免_レ候向に御座_レ候。

獨木とあるは、申す迄もなく一橋慶喜のこと、彼が半途から豹變して、島津を首めとして、春嶽其他までも、猜疑心もて相ひ待ち、遂ひに千載の好機を、看すゝ失墜せしむるに至つた。

滯京列藩御暇仰出

且亦今般禁裏御守衛惣督、攝海防禦指揮等被_レ仰出_レ候義も、頻に依_レ御内願無_レ御

據_レ被_レ命_レ候譯にて、殊に内々にて滯京之列藩、凡て御暇之事被_レ仰立_レ候由に御座_レ候。

何れも一橋慶喜の所爲だ。

薩をいなすの趣意

畢竟は薩をいなす之趣意に出候向に被_レ聞_レ誠_レに言語同斷之所爲、其外數條之奸略も有_レ之候得共、大小之事情、逆も筆紙之及所にあらず。

一橋の目的は對薩工作にあり、薩を斥けんが爲めに、種々の奸謀を逞しくするものと見ゆ。

當時内外切迫之秋に至り、名賢侯と共にせずして、何を以_レ天下の制禦出來可_レ申や、欲する所あれば、いよく、拙策と可_レ申_レ候。

天下の賢明なる大名を敵に廻はして、何事をか做し得るものぞ、此の如き手段もて、此の如き目的を達せんとす、其の拙や益々拙と云はねばならぬ。

慶喜左右
兩人大害

何分にも兩人之羽翼之爲に、失徳も不少、此兩人實に大害をなし、殊に反覆表裏齒牙之論に難_レ掛_レ候。

此れは平岡圓四郎、黒川嘉兵衛の兩人を斥す。

長州御處置之事、御内達も有之、長州末藩、本藩家老御召の命も相發、近近上坂之向に被聞候處、未朝廷幕府御役方御下坂之御定めも無之候。此御處置一條も、橋之趣意相變候譯歟と被察。

橋とは一橋慶喜のこと。

長
の
離
間
策

前條疑惑を生、隔絶に至り候も、多くは彼れ(原注長)之離間策に陥り候譯に御座候。

一橋も亦た長州の離間策に致されて、薩に對する疑惑をも生じたるものと察せらるゝ。

其外申上度義段々御坐候得共、筆頭に難盡候間、何も御遠察可被下候。先は今日飛脚通行に付、乍延引御札之御禮答迄早々如此御坐候。尙追々可申上候以上。

四月二日

大久保一藏

新納嘉藤次様

而して彼は尙々書にて、左の如く西郷隆盛に付て申し送つてゐる。

西郷の近況

尙々大島(西郷隆盛)義も上京にて、早速拜謁被仰付御軍賦役にて、應答掛被仰付。此節は一體議論もおとなしく、少も懸念無之安心仕候。御上之御都合も、今は更に御疑惑も不被爲在。難有次第御坐候。御安心可被下候。

西郷が久光の曠に觸れ、大久保が進退谷まり、兵庫にて西郷と耦刺して、死を與にせんとしたるは、文久二年四月上旬であつた。今や滿二個年の後、再び京地に西郷を迎へ、與に俱に國事に盡力す。兩人として此程幸福なるはなく、此程愉快なるはあるまい。固より島津久光に向つて、西郷を取り成したることに、大久保其人が尤も力を効したるは、改めて言ふ迄もなし。西郷も此れから再び本舞臺に上り來つた。

第十五章 幕府に國政御委任

【八六】 形勢逆轉幕府御一任

諸侯歸藩

必らずしも一橋慶喜が諸大名を追ひ拂うた譯ではあるまいけれども何れもそれ〴〵暇を賜うて歸藩の途に就き、又た就きつゝあつた、乃ち伊達宗城は四月十一日、島津久光は四月十八日、松平春嶽は四月十九日各出立した。自餘の諸大名も、其の前後にそれ〴〵出立した。而して四月七日には松平慶永の京都守護職を罷め、従前通り松平容保が復職した。將た四月十一日には、所司代稻葉正邦は老中に轉任し、桑名藩主松平定敬が所司代となつた。定敬は容保の弟である。此して會津と桑名とは、幕府瓦解に至る迄、京都に於ける重なる幕府の實力の足溜りとなつた。幕府の立場から見れば、會津と桑名とをもて、守護職、所司代となしたるは、決して其策の宜しきを失うたるものではなかつた。此の如くし

政務委任
御沙汰

て幕府の足場を、京都に固め來りつゝあつた。
四月二十日には、愈よ政務御委任の御沙汰が出で來つた。

幕府之儀、内は皇國を治安せしめ、外は夷狄を征伏可致職掌候之處、泰平打續、上下遊惰に流れ、外夷驕暴萬民不安、終に今日之形勢とも相成候事故、癸丑(嘉永六年)年以來、深被惱亂、是迄種々被仰出候儀も有之候處、此度大樹上洛、列藩より國是之建議も有之候間、別段之聖慮を以、先達て幕府へ一切御委任被遊候事故、以來政令一途に出、人心疑惑を不生候様、被遊度思食候。就ては別紙之通相心得、急度職掌相立候様可致候事。

但國家之大政大議は、可遂奏聞事。

幕府有司
の本望

此の如く所謂る幕府へ政務を舉げて御委任となつた。此れを文久三年八月十八日以前の形勢と對照すれば、實に變れば變る世の中かなと云ふの他はあるまい。曾て一切の政令が、朝廷より出づ可く、工作したる事が逆轉して、一切の政令が幕府より出づることとなつた。此れは正しく幕府有司の本望であつたに

別紙條項

相違あるまじ。
尙ほ「別紙之通」とあるは、左の條項である。

- 一 横濱之儀は、是非共鎖港之成功可有奏上事。
- 但先達て被仰出候通、無謀之攘夷は勿論致間敷事。
- 一 海岸防禦之儀は、急務專一に相心得、實備可致候事。
- 一 長州御所置之儀は、藤原實美以下脱走之面々並宰相(毛利慶親)之暴臣に至迄、一切朝廷より御差圖は、不被遊候間、御委任之廉を以、十分見込之通、處置可致候事。

但先達て被仰出候奉、御旨意所置可致候事。

- 一 方今必用之諸品、高價に付、萬民難澁、不忍次第、早々致勘辨、人心折合之所置可致候事。

海岸防禦とあるは、攝海のことであらう。又長州處分問題には、一切朝廷は御容喙なく、悉皆幕府へ御委任と云ふことだ。物價問題は、公家幕し向の必迫から、

總對的鎖國意見

朝廷でも別けて斯く幕府へ注意遊ばされたることと察せらるゝ、尙ほ當時公家の仲間には、横濱一港を鎖すとありては、他の二港は開くと云ふことを前提とする譯合となるから、それは怪しからぬ事であるとして、改めて先づ横濱を始め、追々他の二港をも鎖す可く、即ち總對的鎖國の方針を、朝廷より公示せらる可しとの意見を提出したものであつたが、それは採用にはならなかつた。

朝議轉變

二港鎖閉之儀、差支之儀有之由……既開港之御決定、明白可驚可嘆之至也、被對萬人御虚言は不及是非、累年被對神明并御先祖、叡旨御變動、實長嘆息之代也……累年正義之朝議轉變悲哉、〔中山忠能手録〕

此の如く公卿の中には、不平不満を鳴らすものがあつたされど、横濱一港を鎖さずさへ事實不可能の事なるに、長崎や、函館までも鎖すなどの事は、到底行はる可きでなく、又た行はんとすることさへ期す可き事ではなかつた。斯る場合に開國の大是を定めなかつたことは、返す／＼も残念であつた。此れには一橋

慶喜其人の責任が軽くなかつた。

〔八七〕 中川宮、近衛前關白の辭表提出

京中幕府益々有力

幕府へ御委任と云ふ文句は、文久三年三月五日にも、仰せ出されたることであつたが、當時それは全く空文にして、其實朝政は三條實美等の急進黨の手に歸し、その背景には長州ありて、御委任どころか、やがては倒幕にも趨かんとする形勢であつたが、今度は一橋が中堅となり、會津、桑名が羽翼となり、京都には確乎たる幕府の實力が存在し、朝廷には二條關白が主として、幕府の味方であつたから、幕府へ一任の御沙汰は、名實共に行はる可き場合となつた。従つて朝廷に於ける中川宮、近衛忠熙なども、それ／＼辭表を奉呈した。

中川宮辭表

中川宮辭表

戊年(文久二年)以來、深以聖意不肖朝彦扶助之雖蒙御沙汰、不才不德故、不至奉安、叡慮却て奉惱宸襟に至り、實以不少恐懼候然、處都て御委任之御沙汰被爲、在候上は、於幕府速器械整、其内攘夷之可奏成功存候間、國事御扶助速に御理被聞召候様、偏相願候事。

四月廿一日

朝彦

議奏中
傳奏中

近衛忠熙
辭表

而して近衛忠熙も亦た左の辭表を上つた。

國事御用之儀、不堪恐懼御理申上候處、被召止候旨、厚蒙御沙汰深畏入候、然處過日も言上候通之性質、逆も無異之勤仕難、遂候公務一事之遺漏有之候ては、拘朝威候儀、深畏入候事に候、其上幕府へ更に厚御委任被爲、在候事、旁何卒忠熙歎願之旨趣被聞食候様、偏相願度、尤不數日、重て御理申上候段は、深深不堪。

恐縮候得共、苦心之餘り、再應及歎願候間、以出格之御憐愍、速に被聞食候様、偏願度存候事。

四月廿五日

忠熙

議奏衆中

斯くて四月二十七日に至り、近衛忠熙は、願に依りて、國事掛を免せられたが、中川宮は「被召止候に付、畏旨被申上」とあれば、その儘となつた。

中川宮御
意志

抑も近衛忠熙は、姑らく措き、中川宮は、此の幕府御一任と云ふことには、恐らくは餘り面白からず思はせられたことと察せらるゝ。そは四月十七日、松平春嶽が、歸國の暇乞に、中川宮に赴きたるに、

扱此時宮幕府より舊の如く、萬事御委任ある様にと申立らるゝ故、御委任にはなるべし。しかし御委任の上は、今後何事も其計らひに打任せ、其成蹟を御覽せらるゝ迄なりと仰ければ、公(春嶽)御委任在らせらるればとて、朝廷に

於て、國事を御傍觀のみに止めらるべきにあらず、矢張叡慮の在らせらるる限りは、御十分に仰出さるゝが、御相當なる可しと申上られき。

とあり、又た、

政令兩途
非に出るの

廿日朝中根韮負、毛受鹿之介を伴ひ、尹宮の御許に參上す。……今日は大樹殿參内、諸侯にも尾張前大納言始參内の筈なるが、萬事幕府へ御委任ある事に仰出さるべし、扱いよく御委任仰出されし上は、此方は國事掛りを御斷り申上る積りなりと仰ける故、中根幕府へ萬事御委任に決せられし事は、恐悦とも申上べきかなれども、夫が爲め、宮の國事掛りを、御斷り仰上げらるるは、如何の思召なりやと申上しに、宮萬事御委任の上は、近年來の如く、政令兩途に出、夫が爲め種々の混雜を生じては、よろしからず、故に自今朝廷は、關東の處置如何を觀察するまでに止め、國事に係る詮議には及ばざる積りなり、尤攝海の警備、横濱の鎖港は、幕府に於て必叡慮を安んせらるゝ様取計ふべしとの申立もある事なりと仰られたり。

とあれば、中川宮は中心此事を憚ばれてゐられなかつたことは、言外に看取せらるゝ、されば一應は辭表を出されたが、叡旨によりて思ひ止られたるは、尙ほ國政の參畫に預るの機會が、今後にも出で來る可きを期待せられたる爲めであらう。

【八八】幕府十八個條の上申書(一)

將軍請書
奉呈

四月二十九日將軍家茂は參内して、去る二十日賜はりたる政務御一任に付きての請書を奉つた。幕府之儀、内は皇國を云々(參照 八六)に付ては、

右聖旨之趣、謹而奉畏候。臣家茂不肖難堪其任、候得共、盡精力、職掌相立候様、勉勵可仕候。此段御請奉申上候。

四月廿九日

臣 家茂

又た「横濱之儀は是非共鎖港」云々に付ては（參照 八六）、

前文之條々、謹而奉畏候。横濱之儀は不及申、海防筋に於ても格別肺肝を碎き、
叡慮遵奉之微忠可相盡奉存候。長州之儀は、尙又別段御沙汰之御次第も被爲
在候に付、寛大を旨とし、至當之所置可仕候。此段御請奉申上候。

四月廿九日

臣 家茂

此の如く御請書を奉つた。固より斯く申す以外に、申様のある可き筈が無かつ

上奏十八
個條并批
答

尙ほその以前に、皇室尊崇の誠意を表す可く、左記十八個條を上奏した。而して
今茲に其の御批答をも併せて掲ぐることにする。

幕府奏請書並批答寫

御増貢米

御増貢米拾五萬俵也。

大樹奉表御尊奉之誠意度、御増貢申上候事。

神宮御供
料増加

朱書、猶追て御沙汰有之候上、可貢獻事。

一 昨年中御沙汰之趣も御座候に付、別段之譯を以當子年（元治元年）より、
年々貳千俵、神宮へ御供料御増加可仕事。

朱書、格別之御事に付、現米貳千石御増加之事。

此れは貳千俵を、朝廷の思召にて、二千石に増加あらせられたのだ。

一 關字平出等之儀、如令條可相守、海内布告之事。

一 御誕辰六月十四日仕置致間敷事。

此れは刑の執行を、天長節には實施せぬと云ふことだ。

一 仁孝天皇御忌日六日

新朔平門院御忌日十三日

新朔平門院とは、准三宮關白從一位鷹司政熙の女にして、關白從一位鷹司政通
の養女、孝明天皇の御養母である。

右例月其心得可有之、海内布告之事。

第十五章 八八 幕府十八個條の上申書（一）

將軍宣下
御禮上洛
の事

朱書、幕府精進日之通可心得事。

一 大樹代替將軍宣下之後、御禮として上洛可仕候事。

但實年十七歳以下、名代を以、御禮申上、十七歳相成候はゞ、上洛可仕候事。

朱書、書面之通。

一 三家始、萬石以上面々、家督官位之後、御禮として上洛可仕候事。

但十七歳以下は、名代を以、先御禮申上、十七歳相成候はゞ、上洛御禮可申上事。

一 西國大名關東へ往來之便、伺天氣勝手たるべき事。

但滯京十日に不可過事。

朱書、諸大名山城地往來之節、伺天氣候事。

但滯京之儀は、不可限十日之事。

此の如く幕府では、大機伺ひ勝手と云ひ、朝廷では天機を伺ふ可しと云ひ、幕府では十日限りの滯京と云ひ、朝廷では十日に限る可からずと云ふ。何れにしても其間に若干の距離がある。

國務是迄
通委任

一 國務是迄之通、總て御委任之事、尤國家之大事件は伺叡慮取計之事。

朱書、昨年御沙汰有之候通り、御委任之儀、今更被仰出候迄も無之候。但君

臣上下之名義を正し、末々迄恭順之意相貫、書付類、瑣末之儀迄も、心得違無

之様可有之候事。

此れは既に四月二十日御沙汰書も出で來り居る次第なれば、別段特記する迄もあるまい。

朝廷忌日
の尊重

一 朝廷御忌日には、重罪は勿論輕罪之者、仕置申付間敷事。

一 九門御警衛萬石以下、三千石以上之者へ可申付候事。

朱書、萬石以上之者へ可申付候事。

一 橋慶喜の意向では、交代寄合の連中に、九門守衛を申附くるつもりであつた。彼等は何れも一萬石以下のものだ。されば此の修正にて、其の意向は行はぬこととなつた。

諸社行幸

一 諸社行幸之事。

但山城國內不遠場所にて、春秋兩度位、御定置、兼て被仰出、諸人難儀致不申候様、御手輕に奉願候事。

朱書、尙追て可被仰出候事。

國產貢獻之事

一 諸大名國產之内、一兩品、年々貢獻可有之事。

但諸侯疲弊之折柄に候へば、申合、五、六年目手輕之產物、以使者、所司代へ差出、貢獻可致事。

朱書、書面之通、但武傳へ所司代より日限相伺、武傳より差圖之上、其面々より奏者所へ可差出之事。

武傳は云ふ迄もなく、武家傳奏のこと、而して獻上物は、所司代を經由せず、其の面々より、直接に奏者所へ差出す可しとの事だ。

一 親王丞相薨去、於朝廷廢朝之御方々は、海内鳴物停止之事。

朱書、書面之通、但日數於親王丞相は、可爲三家三卿之通、於傳奏議奏兩役も、停止日數等、總て可爲老中之通事。

是迄幕府親族死去之節、以勾當掌侍取計、被止物音候へ共、已來其儀被止候事。

一 宜秋門邊御取廣相成候様可仕候事。

但禁中より宜秋門は西方、曆面大將軍之凶方に付、當年は御見合、來丑年又は寅年、吉月良辰相撰取掛可申事。

一 御築地東北之邊御取廣、御花畑、仙洞故院御取繕可仕事。

一 泉涌寺御掃除筋、御手入等精々入念候様、猶又可申付事。

一 禁中御賄向御改革入念候様可申付事。

一 皇子皇女可成丈、御法體不被爲成候様仕度候事。

但御永續之良法、篤と評議之上可申上候事。

禁中賄向改革の事

朱書、下札之外、各可爲書面之通事。

以上の御批答に付ては、幕府は更らに左の奉命書を上呈した。

今度奏聞仕候十八個條之書面、御下げ札を以、御沙汰御座候趣、逐一奉畏候尤諸事朝廷遵奉之道を盡し度、誠意より申上候件々に付、八个條目御下札之趣は、暗合之筋にも有之、別而不都合無之様可仕候。

元治元甲子年四月廿九日

慶喜 (一橋中納言)

直克 (松平大和守)

忠績 (酒井雅樂頭)

忠精 (水野和泉守)

正邦 (稻葉美濃守)

御増貢米

此の如く朱批の逐一を奉承謹受したが、十五萬俵の増額は滞り無く獻納したかと云ふに、事實は其通りで無かつた様だ。幕府は五月二十四日、左の通り上申

した。

御増貢米

玄米拾五萬俵也。

大樹奉表、御尊奉之誠意度、御増貢申上候事。

舊來三萬石並去亥年(文久三年)拾五萬俵、此度猶又拾五萬俵、合て三拾萬俵、

三萬石に相成申候。右御用途之儀にて上度儀御座候間、追て取調可申上候。

以上。

實行思はしからず

と而して其の實行の思はしくなかつたことは、慶應三年七月徳川慶喜の左の上奏書を見ても明白だ。

禁裏御賄料之儀、從來安永度之規則を以、諸事取計來候處、先年家茂上洛之節、尊奉之微意を以、拾五萬俵宛獻貢仕候處、過半堂上方地下官人へ御分配被下候に付、猶又拾五萬俵宛獻貢可仕旨申上候得共、國家多事之折柄、疲弊之餘、且年之豊凶も有之、兎角延納相成、家茂尊奉之微意繼述難仕、夙夜焦慮罷在候。依

之以來、兩度之獻貢米は、御斷申上、改て山城全國之内、堂上家領、寺社領、並宿驛等は除き、收納總稅小物成共一圓獻貢仕度奉存候。右は總數減少仕候得共、夫御仕法相立、御賄向其外堂上方御分配之分共、御不都合不相成様仕候は、永久滯納之不敬も無之、尊奉之微意實行仕、難有奉存候間、右之趣何卒被聞食候様仕度、奉恐願惶祈候。以上。

慶應三卯年七月

慶喜

之を見ても拾五萬俵の獻貢が、動もすれば、滯納勝となつてゐた事實が證明せらるゝ、實を云へば幕府も朝廷の御機嫌を取る可く、斯くは上申したものの、いざ實行となれば、手元不勝手にて、思ふ様に運び兼ねたるものと察せらるる。

家茂御暇乞參内

〔九〇〕 御袖渡の密詔

諸大名は追々と歸國の途に上つた。京都には一橋慶喜が、禁裏御守衛總督となり、會津藩主松平容保が、京都守護職となり、其弟桑名藩主松平定敬が所司代となつた。幕府から朝廷尊崇の實を表す可く、十八條目を上申して、それぞれの御批答を賜はつた。此上は將軍は東歸して差支なきばかりでなく、横濱鎖港の常面問題に付ては、寧ろ歸東を急務とす可きだ。此の如くして將軍は御暇乞の爲め、五月二日參内した。而して主上には左の密詔を賜はつた。

密詔を賜はる

每度之上洛大儀、段々尊奉之件々周旋令感服候。猶爾來無相違、段深依頼候。近近歸府も候由、左候得者、不能面談候に付、極密一和之邊に而、朕存慮秘封にて認渡置候條如左。

一 兩度之朕書狀之儀者、決而無違變能守、可爲周旋事。

兩度とあるは、正月二十一日と、正月二十七日の宸翰のことだ。

一 蠻夷之條者、從來朕憂患之義者、今更申も事新敷儀に候。如何にも配慮、征夷之職掌不愆、武備充實之上、速に攘夷之所置有之、永代爲皇國、醜夷之憂無之様、深周旋第一に候事。

此れは對外のこと、主上は今尙ほ其の御心中では、鎖攘を以て、其の目的と爲し玉ひつゝあることが判知る、但し所謂無謀の攘夷、即ち外國と戦端を啓くことは、御好みで無きは勿論のこと。

流言に就き

一 人心不一致時勢、流言も有之候而、實に不油斷儀に候得者、尙萬事明白に聞分、猥に沈心無之様存候事。

此れは流言に惑ひ、漫りに憂鬱になる勿れとの御訓誡だ。

一 萬事委任候得者、職掌無失體儀は、毎々申入候通乍、猶又申置候間、努々無失忘様之事。

御委任の重きに負くなかれとのこと、聖意殷勤。

浮浪暴論の事

一 浮浪暴論人者、急度懸念有之、譬大樹在國、京師と隔遠たり共、無油斷所置

有之度候事。

能々も浮浪暴論者には、御困り遊ばされたものと拜察せらる。

一 當時勤王之道相立悦入候、無如才事乍、是迄幕府之所置、決而無之、永代君臣名分明白之儀、萬事に心掛、專一に候事。

「永代君臣名分明白之儀」と仰せられたるは、是れ其の眼目だ。

書信往復の事

一 親縁に候得者、雖歸府後と、互に無腹藏往返書、是非有之度候事。左候得者、妨矯者有之候共、眞偽相分り、無迷種と存候得者、此主□被聞、承知有之度候事。親縁と仰せられたるは、皇妹和宮御降嫁の爲めである。

右者例年頭、武傳下向之砌、高家使上京之砌、其餘年に定り四五度、臨時互に使往反、其餘は慥成人を以、書通之事。

此れは前項書信御往復に就ての事。

和宮附屬女官の事

一 宰相典侍、能登等者、深存候而、和宮へ附置候得者、從朕沙汰に而召返迄者、附屬之様、從大樹も可有沙汰候様之事、但兩人共、深歸京出邊も難測候、萬一左

様候共、一應は朕へ直書にて被尋候上ならでは、猥に返答無之様之事。此れは和宮に附隨の女官兩人の進退に就ての事。

婦人國事
十容喙を禁

- 一 所望之儀者、不拘大小、申入事も候半、宜敷周旋有之度事。
- 一 宰相典侍、能登等、和宮へ附屬は、和宮一分朝夕座右世話、兼而申付候得共、國事嚴重之儀者、女人之不拘儀に候得者、萬一發言之儀候共、速に採用候而者、依事大相違も候得者、急度其邊心掛有之度候事。

婦人の國事に容喙を許し玉はざる聖慮、懇々年少の將軍に訓戒を垂れ玉ふ。

獻上品の
事

- 一 甚申兼候事乍、是迄も毎々送越品々有之、深忝存候。此後若何ぞ被送候事も候はゞ、嚴重之儀者格別内々之儀者、尙關白又は武傳其中野宮等へ内々に而可被送事。

獻上品は、表向の外は、主上直接に差出す様とのこと。

- 一 又一通從、和宮傳達之儀は、是迄之通に而宜候事。

滯留之一橋、會津、老中、所司代、高家等を以、前文之人へ取附、往返に致度候事、但

時勢にも可依乎、若替候頃者、其節申出候事。

- 一 茲に存意も候間、朕申出處、專一存意有之、他申込之儀者、熟考之上に有之度候事。

右之條々申入置候事、猶内々請書所望候事。

元治元甲子五月

以上に於て、如何に主上と將軍家茂との間には、恐れながら、所謂御親類筋の御交情があらせられたるか、察せらるゝ。尙ほ將軍家茂は、其の若年にも拘らず、能く皇室尊崇の大義だけは、心得て居たものであつたらしい。

【九一】 將軍家茂歸府の勅許

また勅諭

尙ほ左の勅諭も、當時、議奏、傳奏の面々へ、御下げに相成りたるものと察せらる

るが、其の月日が明白でないに拘らず、姑らく此處に掲げて置く。
 先年來外寇之儀に付ては、段々苦心致し居候處、尙又内憂も不少、實に治亂之
 疆に至り、扱々心痛候、就ては聊之違より人命をも損し候姿にて、不容易時に
 候、因之諸事一方ならず、心を付可取計、昨年來舊習之弊追々改正には候へ共、
 尙更私情並入魂事不被行様、大樹にも尊奉之道を開き、上下之名分も判然と
 相成、満足の事に候。

上下の名分には、餘程聖慮を勞し玉ひしものと拜察せらるゝ。

乍去從來之弊風には、立戻り安きものに候間、其邊能々相辨、雖書付類、不都合
 之品は、取調之上、披露可致候、尤も公武一和は、屹度其筋相立候様致度、其代り
 名義は、嚴密相正し度所存に候、兩役（傳奏、議奏）共も、右等之爲に差置候譯に
 候間、評席へ列り候節は、不及申、左も無之節たり共、厚く勘辨致し、瑣末之儀迄
 も、篤と可心掛候、如才は有之間敷候へ共、爲念申聞置候事。

此れは朝廷側に於ても、能く名分を辨へ、公武一和の爲めに、朝廷の尊嚴を冒瀆

名分辨明
の要

慶喜滯京
の御沙汰

するが如き、餘弊を生ずるなからんことを、豫じめ憂慮し玉ひしものと拜察せ
 らるゝ、要するに名分の一事に就ては、主上にも繰り返し御沙汰あらせられ、他
 迄其の正道に復歸す可く、公家にも、武家にも、御訓諭あらせられたものだ。

尙ほ五月二日、將軍御暇乞參内と同時に、左の御沙汰があつた。

於大樹は、歸府有之候得共、一橋中納言儀は、鎖港之成功總て至御安心候迄滯
 京、萬事可有盡力御沙汰候事。

松平大和守横濱鎖港之用向、重立取扱被申付候趣に付ては、水戸中納言申合、
 速に成功可有之候様、被仰下候事。

稻葉美濃守在京之趣に候得共、水野和泉守儀は、是迄取掛居候次第も有之候
 條、今暫可有滯京御沙汰候事。

慶喜富惑

此れは單に表面丈の事であつたが、朝廷では本來横濱一港の閉鎖のみにては、
 満足あらせられず、朝臣の中には鎖攘一事に於ては、三條實美等と、殆んど同一
 意見の者も少からず、その爲めに島津久光や、松平春嶽や、伊達宗城等と屢ば開

鎖の論に就て、意見を闘はし、急製的の鎖港論者となりたる一橋慶喜自身も、頗る當惑するに到つた。

過激公卿
の鎖港論

初め攘夷の朝議局限して、横濱鎖港となり、今又庶政御委任となるや、過激派の公卿は之を喜ばず、「横濱は勿論、長崎、箱館の二港をも鎖すべし、若し大樹奉承せずんば、歸府はいつまでも許すべからず」と發議する者あり、議奏も亦言上して、「三港一時ならでは詮なき事なれども、横濱を鎖港の始めとし、遠からず二港に及ぶべきは勿論なるに、横濱を鎖して他港は暫く開かるゝやうにては、失體なれば、重ねて大樹に仰出さるべし」といへり、此に於て三港閉鎖問題起る。四月廿七日の朝議に、公（一橋慶喜）參内して、「今更さる事を仰出されなば、大樹は辭職の外あるべからず、隨ひて下官も辭職の上、江戸に隱居すべし、斯くならば横濱はもはや外人應接の地にあらず、外人は直に攝海に入り來らん、諸卿は宜しく應接して打攘ひなり、二港閉鎖なり、御見込の如く計らはるべし」と申し放されしかば、諸卿辭屈して朝議遂に挫折せり、されども

慶喜の論
破

諸卿は尙此意見を拋棄したるにあらざれば、黒川嘉兵衛は、中川宮に參りて、「此上は幕府に御委任の廉を以て、職權を斷行するか、又は退いて軍職を辭するか、二つに一つの處置より外はあるべからず」といひ、水戸中納言、松平大和守も亦「横濱の一港すら未だ其功を遂げざるに、他の二港を閉鎖すべし」とは、行はるべきにあらず、横濱鎖港の事は、兩藩にて負擔すべし」といへるによりて、朝議は前の如く、横濱一港に決し、従つて將軍の歸府も亦勅許を得るに至れり。（徳川慶喜公傳）

斯る曲折を経來りたる次第なれば、幕府が攘鎖に詭隨したる禍根は、愈よ幕府に取りては、それが増大せられて、取り返しのかね始末となつた。



清川八郎畫像

第十六章 幕府新募の浪士入京

【九二】 新撰組の原由

新撰組の働き 事小にして其の關する所大なるものあり。新撰組の成立の如きも、維新史に於ては、亦た看過し難き一事である。此れは文久から慶應まで、單だに京都の巡警治安の要具であるばかりでなく、其の政局の推移に就ても、少からざる役目を働いた。その役目は、概して健全にして且つ正當なる役目と云ふことは出来なかつたにせよ。

その發起者 抑も此の新撰組の組織の發起者は、廣く云へば時勢の必要からであつた。即ち尊攘派の浪士に對する對抗上、已むを得ざる爲めであつた。けれども狭く云へば、清河八郎及び其の同志者を以て、發起者とせねばならぬ。

清河八郎の性格 清河八郎は、何れかと云へば創業の才の勝ちたる漢であつた。九州を遊説して、

九州の志士を蹶起せしめ、之を驅りて上國に來り集らしめたるも、専ら清河及び田中河内介等の力であつた。されば相當の順序から云へば、寺田屋事變には、彼は當然參加す可き一人であつたが、その以前に彼は仲間離れをして、却て其爲めに其の厄難を免かれた。彼は決して難を避くる怯夫では無かつた。但だ餘りに自己を過信して、その爲めに他と戮協の運動を做すに不向であつた。此れは彼の不徳と云ふではないが、其の性格が傲岸にして、彼が他を容れざるよりも、他をして彼を容れざらしめたのだ。

清河大阪を去る

彼は寺田屋事變に先ち、大阪の薩邸を去つた。彼は此事に就て、左の如く陳べてゐる。

其後各國有志のものも相揃候故、彌奸賊を伐平らげ可申事に議定致し候處、小子義川向有之、薩邸を一寸立去申候。最も五人計り召連候て也。然る處時事相移、其儘伏見の騒動と相成、朋友不申及、八人即死いたし、不_レ一方騒ぎと相成申候。

此れは文久二年閏八月二十日水戸より其父齋藤治兵衛に與へたる書中の一節だ。此の薩邸退去は、彼が本間精一郎と與に、大阪にて妓を携へ、舟を浮べて空ら騒ぎをなしたる爲め、同志者に忌避せられたからであつたと云ふことだ。其の委詳は既記の通りだ。(參照 文久大勢一變時代上篇九六、九七)

意見書を春嶽に呈す

然るに清河八郎は、それより東海道を経て江戸に還り、水戸に赴き、仙臺に入り、重て水戸に至り、其間に其の意見書を越前春嶽公に上つたことは、

將又大赦を促がし候爲め、從_レ水國、東都表に上書仕候處、例の山岡及土州侯第一の家來間崎哲馬などの義友、大に周旋、右上書を山岡氏自身持參、越前老侯春嶽公に差上候處、殊の外御受よろしく、いさい尤の至故、不遠大赦可致、必ず心配不致様との慥に御返答有之。(文久二年十月廿八日水戸發、父當)

重ねて春嶽に上書

との文句にて察せらる。抑も此の上書は、文久二年閏八月下旬であつたが、彼は更らに文久二年十一月十二日附にて、重ねて松平春嶽に、其の意見書を上り、第一攘夷、第二大赦、而して第三には天下の英才を教育するを云ひ、其中に斯く云

うてゐる。

願はくは執事疾く度外の令を施き、以て天下非常の士を收め、悉く其の心力を幕府に盡さしめば、則ち回天の大業を奏する、何の難きこと之れ有らむ、而して非常の人を用ふるは、非常の人に非らざれば、必ず之を收攬する能はず。則ち幕下の豪傑卓犖不群の士兩三輩を撰び、以て之れが總宰となし、更に之れが一館舎を設け、其材に因りて之に俸祿を施し、一切簡約に従ひ、而して先づ天下馳名の傑士兩三輩を擧げ、此輩をして廣く忠義節烈、英偉倜儻の士を募らしめ、文有る者は之を顧問に備へ、武有る者は之を韜鈴に充つ。其れ此の如くして天下の士、攸々然として至、皆な精神を幕府に注ぎ、上下齊一、以て敵愾の志を練らば、則何虜か攘ふ可らざらむ。何の功か樹つ可らざらむ。(原漢文)所謂る其の總宰なるものは、清河及び山岡等の自から任じたる所であつたと察せらるゝ、乃ち此の建白が新撰組の組織に與りて力あつたことは論を俟たない。

〔九三〕 清河八郎等の上京

材能者登

何れにもせよ民間に於ける材能ある士を採用することは、幕府の議にも上り、文久二年十二月九日には、講武所劍術教授方、松平主税介に對し、左の通り相達した。

松平主税介

松平主税介任命

浪士之内、有志之者有之趣に付、取扱被仰付。取扱中寄合席と可被相心得候。爲御手當三百俵被下。講武所劍術教授方、是迄之通可被相心得候。浪士之内、有志之者共へ、夫々御扶持方をも可被下候間、篤と勘辨之上、見込之趣をも可被申聞候。

と、而して十二月二十四日には、鶴殿鳩翁に左の如く任命が下つた。

鶴殿鳩翁

鶴殿鳩翁任命

一 浪士之内、有志之者取扱被仰付。諸事松平主税介申合、可相勤候。席之義は

寄合と可相心得候爲御手當三百俵被下之。
と而して文久三年正月七日に至りては、

浪士共之内有志之輩御集に相成、一方之御固可被仰付候間、其心得にて名前
取調早々可被申聞候事。

との達が出で、同時に田安家奥詰窪田治部右衛門、小普請山岡鐵太郎及び松岡
萬の徒、其の取締を命せられ、同月二十一日には、御目付堀宮内、池田修理も亦た
取扱を命せられた。而して此の浪士募集に清河八郎が盡力したるは、固より云
ふ迄もなし。

編隊上京

斯くて松平主税介は罷めて、鶴殿鳩翁が浪士取扱専任となり、山岡、松岡、窪田は
其任に留まり、更らに佐々木唯三郎、速見又四郎、高久安治郎、廣瀬六兵衛等を取
締並出役に、中山修輔、山内八郎が調役に、而して清河八郎、池田徳太郎が特に取
締役に任せられ、集つた人数を七組とし、一組三十人、五人に伍長一人、十人に什
長一人を設け、愈よ其の組織を見、而して各員手當として、二人扶持金拾兩を支

著京

給することとした。斯くて彼等は文久三年その屯所小石川傳通院内處靜院に
勢を揃へ、二月八日、江戸を發し、中山道より上京した。

私も浪士二百五十人相伴ひ、二月八日出立、木曾街道上京、同二十三日無恙著
熊(清河八郎弟齋藤熊次郎)も無事に候間、御安心被下度候、併萬事頭取、道中と
も晝夜眠る間もなく心勞無申計候、此末如何相成も難計候得共、先御安堵可
被下候、天地震動、道中筋鬼神の往來の如く、先拂にて堂々罷上申候、實に天下
の大事に相迫候間、身命はさておき、至極の場合に相成申候得共、天下の安危
にかゝり候身と相成候上は、千萬の事相抛、國事にのみ苦辛仕候間、私共の事
は、御安心可被下候、今日著の儘差上候、天下の諸侯士に相會し、將軍家も三月
三日に京著に御座候、宜に寄四月はじめに又々關東に歸可申候、大急劇中相
したため申候。

兩公様は相成丈御いとひ、御大切御愛護可被遊、急度行末を開き可申候、親類
共にも宜敷奉希候、頓首。

二月二十三日

正 明

家 大 人 様

壬生浪士 而して此書の封紙に「於京都壬生村新徳寺旅宿田邊吉郎」とある。目餘の浪士、何れも地藏寺、更祥寺、其他附近の旅店に分宿した。所謂る壬生浪士の稱は、彼等が壬生に滞在したるが爲めに出来たことが判知る。

兎にも角にも清河八郎等は、意氣揚々として、中山道を上京した。所謂る孤影蕭蕭、偵吏の追跡を慮り、一步一回頭したる往時に比すれば、眞に今昔の感があつたものと察せらるゝ。

幕府の意 幕府が彼等浪士を上京せしめたるは、將軍家茂の上京に際して、其の護衛の爲めであつた乎、將た他に彼等を必要としたる理由あつた乎、即ち毒を制するに、は毒を以てし、浪士を制するには浪士を以てす可く、故らに彼等を在京の浮浪諸有志と對抗上、若しくは彼等を牽掣す可く、然かしたる乎、何は兎もあれ清河

が從來討幕側の浪士の主唱者でありながら、今や幕府御雇の浪士頭となりたることは、從來彼と交際ある諸有志に取り、解し難き行動として、不快を感せしめたるは、當然の事であつたらう。

【九四】 清河八郎等の建白(一)

清河の廻轉

單に其の表面から見れば、清河八郎は、左翼から右翼に、急轉步もて其身を廻轉した。然も彼としては是亦た一時の方便として、決して其節を變じ、操を失したるものでないと辯明してゐる。乃ち當時彼の同志として、記名したるもの、左の通りである。

尊皇攘夷發起

山岡 鐵 太 郎

尊皇攘夷發起者

清河八郎
 石坂周造
 村上政忠
 安積五郎
 北有馬太郎
 松岡萬
 池田德太郎
 伊牟田尙平
 益滿休之助
 神田橋直助
 樋渡八兵衛
 笠井伊織
 西川鍊藏

同幹事
 嵩春齋
 寺和尙(?)
 住谷寅之助
 下野隼次郎
 櫻田良介
 藤本鐵石
 飯居簡平
 山田大路陸奥守
 松澤良作
 西泰助
 木村久之丞
 依田雄太郎

鈴木恒太郎
同 豊次郎
間崎哲馬
坂本龍馬

以上は山岡鐵舟の遺物として、全生庵に保存するものの一である。之を見ても當時に於ける清河、山岡等交遊圖の梗概が判知る。

尚ほ山岡、清河等は、京都に到着するや否や、其の翌日を以て、直ちに左の建白書を、國事掛の評定所である學習院に提出した。その清河手定の稿本は、今尚ほ全生庵に残りてゐる。

山岡清河
等の建白書

謹而奉言上候。今般私共上京仕候儀者、大樹公上洛之上、皇命を尊戴、夷狄を攘斥するの大義御雄斷被遊候事に付、草莽中此迄國事周旋之面々者不及申、盡忠報國有志之者、既往之忌諱に不拘、廣く天下之人材御募集御任用、尊攘之道御主張被遊候御旨意に付、私共始御召に相成、其周旋可有之との義に付、異變

以來累年國事に身命を抛ち候者共之旨意も、全く征夷大將軍之御職掌御主張相成、尊攘之道可相達との赤心に御座候得者、右之通り言路開通、人材御任選被遊候はゞ、赤心報國之志、是より可相徹と存じ、則其召に應じ罷出候。然る上者、大將軍家に於ても、斷然大命御遵奉、被奉朝廷候者勿論之事、萬一因循姑息、公武離隔之姿に相成候はゞ、私共幾重にも挽回之周旋可仕候。於其上も猶御取用無之候はゞ、是非に不及、銘々受取慮之所存にて御座候。其節者寒微之私共、誠以恐入奉存候得共、固より盡忠報國、抛身命、勤王仕候旨意に付、何卒於朝廷御憐被成下、何方成共、尊攘之赤心相達候様、御指向被成下候はゞ、難有仕合奉存候。右に付幕府之御世話にて上京仕候共、一點之祿相受不申候間、尊攘之大義奉相願候。萬一皇國を妨げ、私意を企候輩於有之者、たとへ有司之人たり共、聊無用捨譴責仕度、一統之赤心に御座候、不顧威嚴言上仕候間、御開設被成下、徹心徹底仕候様、誓天地偏に奉願候。誠恐頓首再拜敬具。

二月

第十六章 九四 清河八郎等の建白(一)

清河 八郎
池田 徳太郎
山岡 鐵太郎
河野 音次郎
石坂 宗順

建白の理

抑も此の建白書は、何の必要ありて提出したる乎。此れは朝廷へ獻言すると云はんよりは、寧ろ自家辯護の爲めに、世間を相手としたるものでは無かつた乎。其の全文を通讀すれば、清河其人が、從來の仲間であつた有志の浪士に對して、其の心事を釋明したるものではないかと思はるゝ節がある。

【九五】 清河八郎等の建白(二)

同じく幕府への建白

清河八郎や、山岡鐵太郎等は、學習院に建白(參照 九四)したるばかりでなく、更らに幕府に向つて、左の如く建白した。此れも學習院への建白と同様、清河八郎の筆になりたることは、當人自筆の草稿が、全生庵に保存せられてゐるから分明だ。

乍恐上書仕候。此度於幕府尊攘之大盛事御決議被爲、在候爲、天下諸浪士中、盡忠報國之者、廣く御召募御採用被遊候御趣意に付、私共儀乍不及、其事周旋可有之との思召に據り、上京仕候處、此地浪士共儀、議論沸騰、御趣意未だ徹底無之、品々嫌疑の姿に相見え、於私共も當惑仕候。

尊攘急要

此れは清河其人としては當惑であつたらうが、在京の志士から見れば、清河其人の進退が、附に落ちなかつたであらうから、嫌疑も必然の事であつたらう。畢竟執政方長々御在京被爲、在候得共、尊攘之實事、未だ御發達無之爲、兎角因循之御取計と而已相心得申故と奉存候得者、尊攘之實事、片時も早く御遵奉被爲、在度、左も無御座ば、此迄御苦心被遊候事、無益と相成、自然分析離隔之基

と奉存候間、大樹公御著陣之上は、猶更之事、速に御雄斷、信義を天下に御示し、列藩一致候様仕度、眼前之御急、左に條列仕候、宣布御裁斷可被下候。

警毅御固

當時京都の雰圍氣は、全く斯る議論を提出するの必要あらしめた。

一 尊攘之大義御雄斷の上は、輦轂之御固め、最第一之儀に付、去秋已來親兵差上候様、自朝廷御下知之處、於幕府未だ御裁判無之を以て、朝廷は不及申、列藩頗る不平相見候間、速に御沙汰被遊度、尤一萬石高より一人宛、忠義節烈之士、撰上候はゞ、至當之事と被申候得共、此迄國事周旋之藩は、其人材相足可申も、近鄙遠土之藩は、其人材容易に備り申間敷、縱令又得選拔募集候共、各國風習相異候得者、可然御摠裁之人無之ば、却而紛爭相生可申候得共、何分急務之事に付、列藩に御命じ被遊候共、又は於幕府御人數被差上候共、又は會津侯より御人數差上候共、右三箇條御伺立之上、於朝廷御安堵被遊候様、御手配被遊度、今日之大急務と奉存候。

此れは輦轂の下の警衛に付ての意見である。

伊勢皇廟
守衛

一 伊勢皇廟之儀は、尤海邊にて、夷狄之覬覦難相免、兼而尾州、藤堂兩家警固相成候得共、何分御手弱之様子相見候間、神器不相汚損、萬一之御備、藤堂へ御申付被遊度、神器相汚候上は、悔とも及申間敷候。

一 時務多端、宸襟頗る御憂勞之折柄に付、御威徳萬國に輝候様、加茂、八幡は、月に一度御行幸被遊、親兵相備次第、伊勢皇廟に御參宮被遊候様仕度候。

此等の意見は、當時京都に優勢であつた急激派のそれと、殆んど何等の逕庭は無し。

尊皇處置
會津一任
の事

一 時務多端之折柄に付、洛中洛外之警備は不申及、總而尊皇之御處置等、一切會津侯に御委任、行幸之儀式、御所取擴げの御普請向等、何事も他より掣肘無之様仕度、若會津侯御一手にて、御不足に思召候はゞ、山國之御譜代衆兩三家も御附屬可然と奉存候。

朝廷賄料

一 朝廷御賄料御増加之儀は、勿論、總而公卿方に御融通十分相成、廉恥の風氣相行はれ候様、片時も早く御沙汰被遊度、且公卿中、姉小路中納言、三條大納

言始爲國家周旋被致候方々には、急々御褒賞被遊度、何分人心收攬之事、今日之急要に御座候。

此れでは全く佛頼んで地獄に入りたる心地が、幕府ではしたかも知れない、幕府が浪士を糾合したるは、收めて我用と爲すつもりであつたらう。然るに彼等は却て急激派に聲援を爲すばかりでなく、彼等自から急激派の口吻もて、即ち彼等自ら急激派として、幕府を刺戟し來つたではない乎。

【九六】 清河八郎等の建白(三)

尙ほ清河等の幕府への建白書は、左の如く續いてゐる。

大阪城守備

一 大阪城之儀は、獨り外寇突入之急地而已ならず、萬一内亂相生候時は、第一之要衝に而、實に安危之場合に御座候得者、於一橋公、永く御鎮衛、山國之大

名四五家御附屬、大凡一萬人も御備置、攝海一圓御防禦之手當被遊、此迄罷在候因州、長州、土州等は、何れも海邊附の大名家に付、各其國に引留沿海爲相守、可然奉存候、總て海邊之大名は、相成丈其國限り相守、近隣應援之號令、豫め御下知可然奉存候、處々散在候而は、人心不齊一に而、却て防禦に相成申間敷候、他日一橋慶喜攝海防禦指揮に、自から請うて任せられたるも、或は此の建白が其の諷示を與へたのではあるまい乎。

浪士召募の事

一 浪士御召募之儀は、東西之風氣も有之に付、各其最寄近に御集め、大阪鎮海に罷出者、又は東府に罷出者等、何れも不都合無之様、號令御下し可然奉存候。

攘夷實行の希望

乃ち東國出の浪士は江戸に、西國出の浪士は上方に、各集合せしむ可しとの議、一 將軍御歸城之上、攘夷可被遊之處、英夷之條、臨時出府、其前拒絶にも相成候はゞ、何時戦争相始候も難計、征夷府は、尤第一之儀に付、於私共、右之條々建白候上は、速に東下仕、夫々攘夷之儀に差向申度、尤幕府御備も可有御座候得

共、舊來之御人數而已にては、防禦等頗る不安堵之至に付、猶壯健強勇之者廣く相募り、折衝之場に相向申度候間、是又御推斷被下度候。

乃ち彼等自から攘夷の急先鋒もて任せんとするもの、

尙於關東、臨時之策略、士氣鼓動之術は、東下之上、其筋へ急速可申立、右在京中之急務而已建言仕度、御探擇之程奉願候。

此の如く清河等浪士は、幕府の爲めと云はんよりは、寧ろ攘夷の爲めに、努力せんとするの意向を示し來つた。

更に建白

以上の外に更らに二月二十九日附、左の建白書を提出した。

今般於將軍家、御上洛被遊、竅慮御遵奉、攘夷之期限可被相定折柄、御留守中英夷七八艘内海へ乗込、昨八月中武州生麥に於て、薩人斬夷之一件、嚴敷應接に被及候得共、申立之三箇條は、一切御許容無之、直様拒絶被遊候御廟議之由、御雄斷之程、天下人民雀躍奉感喜候得共。

此れは幕府が生麥事件に付、英人の要求を拒絶に決したりとの風聞によりて

交易許可
は内亂之
基

立言したるもの、固より此れは單に風聞に止つた。

深相考候に、攘夷之儀者、全く交易御許之儀、天下四民悉不同心に付、内亂之基に有之、朝廷に於て、一切御許容無之處、奸臣之私計に出候て、其輩は追々斬戮せられ候仕合に付、

此處に奸臣とあるは、井伊、間部、安藤輩を斥すもの。

今上は聖旨を遵奉し、下は天下之人情に従ひ、政法一新、祖宗之舊法に可回復と之儀にて、實に我皇國一統之大義に御座候得共、正々堂々之議論にて、拒絶之應接仕度。

乃ち攘夷は皇國固有の大法にして、生麥事件とは、何等の干係は無し。

生麥村一條は、全く薩人一個之小事にて、國家之大事に相關候事にも無之、殊に無禮人を斬候は、我國家之士風に候得ば、未狀態相分不申候得共、強而薩人之誤とも被申問敷、旁以上御雄斷之場合に及び、右等之事より拒絶之姿に相成候ては、萬國之譏にも相成、我全國之本意相徹し申問敷候間、生麥は生麥之

生麥と攘
夷は各別

事、攘夷之事と自ら御分別被遊度。

乃ち生麥事件は薩藩限りの一小事、攘夷は全國的の國是、決して之を混同する勿れとの意見だ、要するに彼等浪士共は、攘夷の大旗を掲げて、正々堂々外國に向はんとするものである、されば口に攘夷を唱へ、心に攘夷を非とする幕府に取りては、此の建白は全く難有迷惑であつた。

【九七】 清河八郎等の建白 (四)

生麥事件の扱方

右御決著之上者、來る八日御返答之期に及び、生麥斬夷の本人、廣く遂探索候得共、未相分不申、尙穿鑿之上情態可相正、尤本人不禮により斬棄候は我國之士風に付、不能是非、此旨可被相心得と、穩便に應接被遊、又薩州へも其段御申渡、御國辱不相成様、爲取計可然奉存候。

斷然攘夷の可

以上は生麥事件に對する、幕府の措置に就ての意見、就而者於將軍家、攘夷之詔御奉戴之上、速に御歸城被遊、五個國之夷頭共、其役宅へ被召出、前條之次第、喉と御申諭、斷然拒絕期限御定、横濱及諸夷館速に爲引拂候而、たとへ如何様申立候共、決而御取敢無之様被遊度、斷然列國の使臣を召集して、拒絕を申達せよ、一切の交讓、妥協を容ることなかられ。

薩に一任の不可

然者薩州より申出之頃者、於幕府拒絕之令御申渡に相成、たとへ醜夷ども暴發有之候とも、攻守之事は、當惑有御座、間敷、薩州之事は、我國内之事に付、萬事於將軍家御裁判被遊度、左も無之ば、威權相分れ、征夷之御任職相立申間敷、浪士一統之見込に御座候。

乃ち總括的攘夷をすれば、生麥事件の如きは、彼より戰を挑み來るとも、固より問題ではない、然も是れ將軍分内の事にして、決して薩に一任す可きものではない。

戰鬪覺悟

尤御拒絶相成候上は、戰鬪之覺悟は、勿論之儀に付、全國防禦之所置、臨時應變之策略等は、猶又工夫之上、速に言上可仕、此度生麥一條之御尋に付、先以此段奉建白候間、宜敷御取捨之程、奉希上候、謹言。

二月廿九日(文久三年)

鶴殿鳩翁殿取扱

浪士共

以上の建白を一括して考慮すれば、清河八郎等は、幕府御雇の壯士でありながら、眼中殆んど幕府無く、只だ攘夷一天張りにて徹底せんとするものゝ如くであつた。

足利木像
梟首者取扱

尙ほ當時等持院に在る足利將軍等の木像を梟首したる浪士の一件に付ては、彼等は左の通りに願書を幕府の當局に上つた。
先般等持院足利氏木像梟首仕候者共、御召捕之上、入牢被仰付候處、右者忠憤激烈之至情より相發候儀に而、惡少、無賴の所爲とは相違仕候義、右様嚴重御

取計に相成候より、諸藩人心甚沸騰、種々巷説も相聞え、御上洛之前、異變出來の模様、に付、於私共、深心痛仕候。右に付而者、急速御決議被爲在、彼者等の心事能々御諒察之上、御入洛前に出格之恩旨を以て、出獄被仰付、長州、土州兩家之内へ、御渡に相成、其の邸内に愛養致置、他日尊攘之用に供し候様、御沙汰被成下度奉願上候以上。

事喰違ひ
來る

是等の建白には、幕府の當局者は、尤も當惑したであらう。そは幕府では彼等をして木像梟首者の如き浮浪を取締らしめんが爲めに、採用したるに、彼等は却て其の取締る可き者共に向つて同情するの態度を示し來つた。此の如くして幕府當初の目的と、彼等との間には、双方少からざる喰違ひや、齟齬が^出て來つた。

浪士東歸
決定

鶴殿鳩翁殿、爰元へ浪士被召連候儀は、全く御警衛のみに無御座、爰許浪士共をも不殘歸暇爲致、關東へ被召連度との御計策に相見得申候處、只今と相成候ては、關東浪士、京都浪士、各黨に相成、讎敵同様にて、何分歸服之様子無御座。

尤關東浪士之内、清河八郎儀は、殆ど京師浪士手に懸候勢に罷成、互に議論紛
紜、其爭容易に不相已、是彼に付、鳩翁殿も先以御歸と申事にて、過る九日御出
立之積之處、又々御延引相成、昨今之中御出立と申すに御座候。(官武通紀)

高橋浪士
取扱とな
る

此れはや、真相に幾きものであらう、尙ほ浪士等上京間もなく、鳩翁以外に、高
橋謙三郎(伊勢守號泥舟)も亦た浪士取扱に任せられた、然も高橋も亦た山岡等
一味の徒であつた、彼が果して幾許の統制力を浪士等の上に加へ得たるや、知
る可きものではなかつた。

第十七章 新撰組の組織

〔九八〕 歸東組と殘留組

清河東歸

歸て清河八郎等の立場を察すれば、滿目荆棘であつた、曾て同志であつた尊攘
派の人々からは、彼等を裏切りて、幕府へ買収せられたる變節漢と狙はれ、さ
りと幕府からも亦た折角採用したる甲斐もなく、眼中殆んど幕府なく、動もす
れば不羈獨斷の言動を逞うせんとし、頗る厄介物視せられつゝ、あつた。されば
幕府では彼等を京都に置くは、秩序を維持するよりも、寧ろ危険を誘致する所
以と認め、若し横濱にて談判中なる生麥事件が、萬一不調の場合、直ちに攘夷
の實施となる可しとの口實を設け、彼等を東歸せしむることゝした。されば二
月二十三日著京したる清河八郎等は、三月十三日を以て、歸東の途に上つた。

一部殘留

當時京都守護職松平容保は、幕府徵募の壯士等を用ふ可しとして、彼等を自家

の統率下に措き、攘夷の魁たらしめんとの意見を、幕府總裁職松平春嶽に建議したる程にて、二月二十七日彼等を擧げて松平容保の司配下に措かんと議もあつたが、兎に角彼等を持って餘まし、遂ひに前掲の如く東歸せしむることゝした。然も三月十日特に新撰せられたる盡忠報國の士は、京都に在留するを許し、それを會津藩に附屬せしむることゝした。

有志之者相募候はゞ、京都、江戸之内え罷出候儀は、其者之心次第可致候、京都に罷在度旨申聞候者は、會津家え引渡、同家差配に可隨旨、可被談候。

亥三月

鶉殿鳩翁

殿内義雄殿
家里次郎殿

同時に松平容保へも、左の達書があつた。

松平肥後守

殘留者會
津附屬

滯京人名

當所に罷在候浪士共之内、盡忠報國有志之輩有之趣に相聞、右等之者は、一方之御固も可被仰付候間、其方一手え引纏、差配可被致候事。

此の如くして、往く者は往き、留る者は留つた。要するに東歸の者共は、尊攘派にして、京地に留る者は、幕府側の有志と見る可きものであつた。乃ち其の人名は殿内義雄、家里次郎、芹澤鴨、新見錦、近藤勇、根岸友山、山南敬助、佐伯又三郎、土方歳三、沖田宗司、井上源三郎、平山五郎、野口健次、平間重助、長倉新八、齋藤一、原田左之助、藤堂平助、遠藤丈庵、粕屋新五郎、上城順之助、鈴木長藏、阿比類榮三郎、及び他に一人、合計二十四人。

此の如くして殘留組は、三月十五日、會津公用方に赴き、其の挨拶をなし、松平容保は二條城に上りて不在中であつたから、重臣等面接し、之を厚待した。其の顛末は左記在京の會津重臣より、藩地の重臣等に與へたる報告書を見れば、分明だ。

以手紙申達候。當所に罷在候浪士共之内、盡忠報國有志之輩有之趣に相聞、右

殘留組會
津方に挨拶

等之者は、一方之にお固も可被仰付候間、御名一手に引纏、差配可被致之御書付、二條御登城之節、於御用部屋、御老中様御渡被成候にて、別紙書付御下被成、將又有志之者相募候はゞ、京都、江戸之内え罷在候義、其者之心次第可致候、京都に罷在度申聞候者は、會津家中へ引渡、同家差配に可隨旨、可被談旨、浪士頭取鳩翁殿より有志頭へ別紙壹之印之通被相觸候旨申來、其下江戸より百二、三十人罷登候浪士共之内、横濱英船渡來に付、爰許え二十四人相殘、其餘は江戸え立戻り、右殘之者共、當十五日(文久三年三月)御次え罷出、公用方にて及面會候所、此度私ども御差配に可隨旨、被仰付候に就ては、此末御厄介に罷成候御禮、御頼旁罷上候由申之候に付、相應之及答候所、折節御登城御留守に付、拙者共罷出、及會釋候所、盡忠報國のため、身命を抛、壹分御奉公仕度赤心に御座候間、何分御差圖被成下度旨申に付、且那も御逢可申之所、登城留守に付、不能其義候間、尙追て從是申述にて可有之、且時刻に相成に付、賄申付度等取繕申聞、退座候所、初而罷出、御丁寧に御取扱被成下、御酒食被下候段、厚御禮申上、相退遣候、以上。

候義に候、其餘爰元浪士ども之義、一手取纏方、公用方に而周旋罷在候所、別紙二之印之者共は、御手に付、壹分御奉公仕度内願之者之由、浪士頭藤本鐵石、井伊勘平と申者ども申出、右兩人義、當十三日御目見被仰付、御賄被下候所、御手厚に御取扱被成下候段、感服仕、罷歸候由、浪士共、御家之寛大高正之御處置に、追々歸嚮致候形勢に相至候間、不遠御安堵にも可相至哉に候、此段爲心得申遣候、以上。

三月廿五日

田中土佐
横山主税

萱野權兵衛殿
西郷頼母殿
神保内藏之助殿
山崎小助殿

一 瀬勘兵衛殿

西郷文吾殿

本文中一の印とあるは、前記の幕府達書、二の印とあるは、京都残留江戸浪士の姓名である。尙ほ藤本鐵石は一時會藩に恭順した様だが、文久三年八月、大和に於ける天誅組の重なる一人となつたことは、既記の通りだ。
將た前書の追伸に、

土長兩藩
手入れ

尙々本文浪士共、土長之兩藩にて手に入候義策略頻に有之由、相聞候に付、是非とも一手に取纏、人心居合候様、取鎮方精々爲取計候義に候。此段爲心得申遣候。以上。

とあれば、是等浪士の收用に付ては、急激派の長土兩藩からも、多少手を入れかけたものと察せらる。然も如何に會津が彼等を收用するに熱心であつたかは、本文を見れば、自から分明だ。而して彼等殘留の壯士共は、やがて會藩の唯一無二の爪牙となりて、大いに京都の浪人狩に努力した。

【九九】 清河八郎暗殺せらる

清河立場
の困難

清河等は三月十三日京都を發し、二十八日江戸に到着した。彼が江戸より四月十二日附にて、故郷の父母に與へたる書簡の一節に曰く、

先月廿八日無恙歸府、其後速に書狀可差上と存候得共、何分多用甚敷、弟より一書差上候筈也、小子事も變りなく至て壯健に、能在候間、御安意可被下候。道中往來とも首尾能、古今未曾有の勢にて御座候。在京中とも國事に付千萬無量、筆紙に盡し難く、浪士一條にては、善惡とも小子及山岡而已に相拘候爲め、關西の浪士、此方どもの御召出に相成候事、しかと存不申爲め、議論大沸騰、幾度も危難にせまり候得共、固より正大公明の心事相期候爲め、何事も譯なく氷解、先以無事にて歸府仕候得共、とかく不如意の事而已多く、併此方名前は頗る高く相成候爲め、何に付ても、此方身分而已被申唱、殆ど當惑仕候得共、先以高名之上無是非候。

清河暗殺の企て

之を一讀すれば、如何に京都に於て、彼の立場が困難であつたか、推察せらるる。然も彼が江戸に歸りても、「とかく不如意の事而已多く」と云うた通り、幕府は單だ彼等を歸東せしむる口實に、攘夷云々の文句を以てしたばかりにて、決して眞面目に攘夷を實行せんとの意志なく、此に於て彼等壯士は、一方に於ては攘夷の軍資と稱し、市中の富商を脅迫して、金穀を徵發し、中にも其の首領株なる清河八郎は、四月十五日を期し、長州人等と通謀し、江戸、横濱を燒打して、攘夷の魁を爲さんとするとの風説行はれ、幕府でも今や正しく飼犬に手を噛れる始末に立ち到り、此に於て清河八郎暗殺の企畫が行はるゝことゝなつた。

其企圖者

要するに清河八郎、山岡鐵太郎、石坂宗順（周造）等は、幕府の到底爲すなきを見て、自由行動を取らんと企て、而して幕府ではその企てを前知して、之を未然に防ぐ可く、清河八郎の暗殺を行はしめたることは、殆んど疑を容る可き餘地は無い。若し幕府と云はずんば、少くとも幕府の或る一部の人々によりて。

清河遺詠

清河八郎は之を知るや知らずや、四月十三日は高橋伊勢守（謙三郎泥舟）を訪ひ、

高橋は登城の時刻に迫りて面會せず、其の妻女が代りて接見したが、清河は例になく其の顔色勝れず、妻女は病氣ではない乎と訊いたが、只だ氣分宜しからずとのみ答へ、今日は此れより上山藩の金子與三郎を訪問するつもりとのことであつたから、妻女は歸りて静養し、他日のことゝしては如何と諫めたが、清河は約束は果さねばならぬとて、何か思ひ出したるやうに、白扇を要め、

魁てまたさきがけむ死出の山まよひはせまじ皇の道

と認め、之を伊勢守殿に渡し、呉れよと言ひ、殘して立ち去つた。

金子與三郎を訪ふ

斯くて麻布一の橋の上山藩邸内なる友人金子與三郎の居を訪うた。此れは前記の通り、前からの約束であつた。金子は東北に於ける、小藩の士ではあつたが、名士として、世に聞えたる一人であつた。彼は果して清河暗殺の首謀者であつた乎、或は參加者であつた乎、若しくは單に之を與かり聞きたる者に止つた乎、或は全く關知しなかつた乎、何れにしても金子郎にて、清河八郎は長坐をした。午前からの訪問にて、酒食を饗せられ、其の門を出でたのは、午後四時比であつ

た。一の橋を渡ると、前方から聲を懸けたる二人の武士があつた。

清河刺さる

此れは浪士組の佐々木唯三郎に、速見又四郎であつた。兩人共に講武所の劍術指南方であつた。佐々木が自分の陣笠を脱ぐと同時に、八郎も亦た左手で陣笠を脱いだ。この時速く、その時遅く、後から八郎に切り附けた。此れは窪田千太郎、中山周助、高久安次郎及び一名であつた。此れは江戸へ歸著の後十八日、彼等が攘夷決行日の前二日、而して清河八郎は、行年三十四、空しく同志者の亂刃の下に斃れた。

今の午後四時頃に、表門の方で人殺があるといふから、出て見た。一の橋を渡つて一間か二間ほど行きますと、立派な侍が倒れて、首が右に落ちかゝつて轉げてゐました。その様子は、左の方の後から横に斬られたものと見えて、左の肩先一、二寸程かけて右の方、首筋の半ば過ぎまで、美事に切られて居ります。其上に頸の下邊に、更に一刀痕があります。多分倒れた後で、一刀を溶せかけたものと見えます。刀脇差は立派、羽織は黒で甲斐絹の裏附で、右の手に鐵

扇を持つておりましたと見え、右の手を伸べて、其側に棄ててありました。

〔舊上山藩士増戸武兵衛遺談、新撰組始末記〕

清河人物

清河八郎は、其業は其志を掩はず、其行は其言に及ばざるも、然も彼は東北に於ける志士の首魁にして、維新回天史には、其の足跡を印したる一人であつた。彼や決して一本調子の漢ではなかつた。彼や決して碌々として他人の籬下に立つ漢ではなかつた。所謂る倜儻にして大志あり、氣宇傲岸、眼一世に空しき漢であつたが、亦た自から志士の風格を存してゐた。

【100】 新徴組と新撰組

清河同志の處分

幕府は先づ其の首魁とも云ふ可き清河八郎を斃し、其の同志の面々を手酷く處分した。同志の面々も亦た幕府に先んじて、其の所謂る連判帳などを片付け、

其の計企の暴露を防止した。幕府も四月十三日清河暗殺の翌十四日、庄内、小田原、高崎、白川、中村等の諸藩の兵もて、清河一味の宿所を取圍み、一網に羅し去つた。而してそれぞれ彼等を大名に分け預け、一方又た高橋伊勢守（泥舟）の浪士取扱を罷め、山岡鐵太郎、松岡萬等の浪士取締を免じて、小普請入を申付けた。尙ほ清河の死を聞くや、同志の一人石坂周造は、直ちに馳せて、其の懷裏を探り、重要書類を取り出し、且つ其の首級を齎らして、之を山岡に致し、山岡は石坂と相携へて之を高橋に致した。されば頼ひにして其の秘密書類は、幕吏の手に入るを免れた。

秘密書類

新徴組成

斯くて幕府は浪士中の最も危険分子を淘汰し去りて、鶴の木坂下田沼玄蕃頭（意尊）の邸に留置したる二百二十七名を擧げて、之を庄内藩主酒井繁之丞に委任し、新徴組の名を附して、左の人々に之が取扱を任命した。

鶴殿鳩翁
松平上總介

中條金之助

今度浪士之内人物宜もの相選、新徴組と唱替、酒井繁之丞へ御委任被仰付候間、其意繁之丞申談可致勤候。尤浪士取扱之儀、以來新徴組取扱と可被相心得候。

此に於て彼等新徴組は、伊賀者次席の格式を與へ、三人扶持二十五兩を給し、江戸市中の取締に當つたが、其の翌元治元年五月に至り、新徴組の諸役を全廢し、一切を酒井家に委任することとなつた。乃ち以上の順序によりて、東歸組は、一年の後には、庄内藩の手に落ちて消解した。而して更らに大いに其の面目を發揮したるは、其の少數の京都残留組であつた。

將軍東歸
苦留者

京都残留組、即ち新撰組は、京都守護職松平容保の司配に歸し、その下にありて、京都の治安維持の任に當つた。將軍家茂の文久三年春歸東せんとするや、之を苦留したるものは、會津藩であつた。而して新撰組を代表して、芹澤鴨と近藤勇とは又た三月二十二日、老中板倉勝靜を訪ひ、左の建白書を差出した。

建白
近藤

仍寂慮大樹公御上洛之上、攘夷策略御英斷有之候事と、一統奉大悅候處、明二十三日大樹公御東下之由承り奉驚入候。大樹公爲攘夷、暫洛陽に御滯留可被遊旨御沙汰に付、天下人心安穩に相成候處、不計明二十三日御下向之趣承り、天下之安危懸此時、不得止毛塵之身を顧みず、愚案可申上候。若御下向被遊候ては、天下囂然之時節、虚に乘じ、萬一爲謀計候者も難計候。何卒今暫御滯留被遊候儀可然と、乍恐奉存候。乍去取捨は君公之思召次第、土芥之身不及事に候得共、盡忠報國、高下も無御座候に付、此段乍憚奉申上候。以上。

芹澤 鴨

近藤 勇

建白
建白

尙ほ彼等は其の監督者たる會津藩主を經由せず、直接老中に右の建白書を差出したるに付き、それぞれ釋明する所あつた次第は、左記を見て分明だ。

又御家にて御取始末被成候幕府之浪士二十四人、一同板倉様へ罷出、御留之儀及直訴候由、追て御家へ罷出、右體之及暴擧候儀は、恐入候次第、最初御家へ

も伺之上、可能越管に候へ共、如何にも事情切迫之場合、手越し及處置候段をも深く恐縮致、申譯旁々罷越候由。

と三月二十五日附會津藩の密事往復留に記載しあれば、彼等は正しく京都守護職の配下に於て、其の任務に服したることが判知る。

〔101〕 新撰組と八月十八日の政變

新撰組
裝

文久三年八月十八日の京都政變には、新撰組も亦た會津藩の別働隊として、相應の働らきをした。彼等は芹澤鴨、近藤勇の統率の下に、日中は仙洞御所前を警しめ、夜は南門を固めた。隊士は揃うて袖口を白く山形に残した淺黄麻の羽織を著し、芹澤、近藤の兩人は、小具足に身を固め、烏帽子を被り、會津藩の合印なる黄たすきを一同に分與し、騎馬提灯の上部に、赤く山形を描き「誠忠」の二字を黒

蛤御門に
あふ

黒と記したるを掲げて符號としてゐた。隊士の一人松原忠治の如きは坊主頭に鉢巻をし、薙刀を提げ、異彩を放つてゐた。當日彼等が壬生屯所を發して、蛤御門に差ししかつた際、守衛の會津藩兵は、未だその新撰組たるを知らず、其の門内に入るを拒みたるを以て、新撰組も腹に据ゑかね、正さ一場の衝突を惹起せんとしたが、急を聞いて馳せ付たる會津藩士西郷十郎右衛門の證明によりて、漸く事なきを得た。〔新撰組史〕

尙ほ如何に新撰組が、此の事件に活動したるかは、會津藩士鈴木丹下重光の「騷擾日記」が、左の如く傳へてゐる。

其豪勢

〔上略〕向仙洞御所前には、小屋掛有之候處（原注、御小屋は、先達て甲冑操練の節、馬寮外に出來居候也）へ長坂隊にて參候處、又々外へ引退候。其跡へ御家へ公儀より附屬被仰付候京都壬生村に住居候故壬生浪人と號し居候者共五十二人、一様之支度致し、淺黄麻へ袖口の處計白く、山形を抜候羽織を著し、騎馬提灯へ上へ長く山形を付け、誠忠の二字を打抜に黒く書置候。大將分の芹澤鴨、近

藤勇と申者は、小具足、烏帽子を冠り、鐵扇を取り、具足櫃に腰打掛け、さもいかにめしく控居る。御家の合印黄たすき御渡に相成候由の處、一同大に喜び、此たすきを掛けて、存分に働致し、真先かけて、討死可仕とて勇居りしよし。右何れも諸國集勢の由に候。（原注、水浪多く居候よし）

如何にも其の光景觀るが如し。

近藤芹澤
の勇氣

其中近藤勇と云ふ者は、智勇兼備仕り、何事の掛合に及候ても、無滯返答致し候者の由、芹澤鴨と申者は、飽迄勇氣強く、梟暴之者の由にて、配下之者、己が氣に不合こと有之候へば、死ぬ程打擲致候事、杯有之候由、然し何れも才力勇氣を以て、大將とあがめられ候事故、誰も違背に及ぶ者無之由に候。

近藤と芹澤との兩領袖の人物、略ぼ其の一面を描き出してゐる。

初め御固め被仰付、一同參り、蛤御門より入らんとする時、見張番所三番組にて固め居候處、怪敷者と存じ通し不申候。壬生浪士の方にては、固め被仰付、不通候ては不相成と申募候に付、皆々槍の鞘を外し、詰寄候得共、中々承引不致、

蛤御門一
悶著

彼芹澤鴨は、顔の先へ突出されたる拔身の穂先を見て、扇を腰より取て煽ぎ立、惡口雜言申候内、浪士にては御家の者と申すは百も承知の事故、中に立押留候者も有之、此方にては一向不存故、既に大事に及ばんとする刻、御軍事奉行勤西郷十郎右衛門公用掛りなど參り、漸壬生浪士と申事相分り爲通候由、江戸つ兒の氣早き面々と、會津山出しの兵士とが、互ひに口論を生じたる模様、手に取るが如し。

芹澤の勇氣

今少し遅かりせば、珍事に及ぶ事なりとの噂有之候、芹澤鴨は大事に及ばざるを辨へ候ての事に可有之候へ共、彼扇を以て、我身より五寸餘り離れ候槍の穂先を煽ぎたる勢ひは、大膽とも可申哉、にくさもにくしと、其所に居候者話致し候、夜に入候ては、御門の高張を四つ計建、自分自分の手提灯を揃へ置、槍横挟み、甲冑に寄り掛り臥し居候。

京都町奉行觸

如何にも勇ましき光景だ、尙ほ八月十八日附にて、京都町奉行の觸書には、松平肥後守殿御預り浪士新撰組、市中晝夜共見廻候様、肥後守殿より被仰付

候條、爲心得相達置候様被仰渡候事。

とありて、彼等新撰組は、専ら巡邏して、京都市中の治安を維持することとなつた。而して同月二十五日には、朝廷より特に各隊士に、金一兩宛を下賜せられた。

第十八章 近藤勇新撰組首領となる

【一〇二】 芹澤鴨の暴行

京都治安
取締

新撰組は、京都に於ける治安の取締に任じた。それは單に普通の警察ばかりでなく、尤も政治警察に其力を致さしむ可きものであつたことは、新撰組の成立其物が、之を證明してゐる。

新撰隊士
の自志

然も彼等は其の給養が十分でなかつた爲め、將た彼等が暴力を恃んで自から恣にしたる爲め、彼等の中には往々にして、所謂押借などを敢てするものがあつた。而して其中の巨魁は、新撰組の領袖株の一人芹澤鴨であつた。乃ち前に掲げたる新撰組の制服(参照 一〇二)の如きも、彼が山南敬助、永倉新八、原田左之助、井上源三郎、平山五郎、野口健次、平間重助の七人を拉へ、大阪へ下り、鴻池善右衛門から、金二百兩を借り受けて、京都松原通りの大丸呉服店に調製せしめる

局中法度書

つもりであつた。然も此事は後に會津側で聴く所となり、同藩の公用人は、芹澤を招致し、右の二百兩は、會津藩で鴻池へ返却するから、以後必要の場合は、公用方へ申出でよと諭達した。而して甲冑や、手槍なども、それ／＼會津藩から相渡した。尙ほ近藤勇の意見にて、局中法度書なるものが出來た。

- 一 士道に背く問敷事。
- 一 局を脱するを不許。
- 一 勝手に金策致不可。
- 一 私の鬭争を不許。

右條々相背者切腹申付べく候也。

此れは所謂る法を三章に約するものだ。されど彼等の屯所たる壬生村よりして得たる「壬生浪士」の名は、京都市民に取りては、決して平和や、安全の符號でなく、寧ろ其の反對であつた。乃ち彼等は公認せられたる組織的の暴力團視せられてゐた。

恐怖の標

新撰組は芹澤鳴と、近藤勇とが、兩首領であつたが、芹澤は本名を木村繼次と云ふ水戸者にて、近藤は武州多摩郡石原村の出身、何れも劍客であつたが、芹澤は資性凶悍、部下に對しても、恒に其の暴威を逞うし、人々恐怖の標的となつてゐた。

京都商人強迫

文久三年七月廿四日、京都佛光寺高倉の油商八幡屋卯兵衛が、外國貿易を營んだと云ふ理由もて、尊攘派の浪士に天誅を加へられた。その宣告文中に、布屋彦太郎、同市次郎、丁字屋吟次郎及び大和屋庄兵衛等が、私慾を逞うして、暴利を積むを憎み、速に改悟せざれば、八幡屋同様の天誅を加ふ可しと認めあつた。

此に於て彼等は尊攘派の浪士に、醍醐家の家臣板倉筑前介(槐堂)を介して、金一萬兩を獻納したと云ふ風説が出來て來つた。

芹澤の暴行

之を聞きたる芹澤は、早速堀川通の糸問屋大和屋に金の押借に出掛けたが、體よく拒絶せられたから、彼はその復讐として、部下數名を率ゐ、八月十二日の夜、同家襲撃に出掛けた。彼等は其の土藏を毀ち、貯藏の絹糸を、街頭に出して焼捨

て、或は之を水に投じ、亂妨、狼藉を極めた、而して覆面の大將が之を指揮し、偶ま火を消さんとする者あれば、銃を擬して之を威嚇したから、町奉行の與力同心も、手を束ねて傍觀する外なかつた、其の暴行は曉に及んだ、守護職の會津藩では町奉行の注進によりて、兵士を繰り出す手筈をしたが、翌朝に至り其事鎮靜したから、それには及ばなかつた。

近藤芹澤の衝突

芹澤の暴行は、日増しに募つた、彼と近藤とは兩雄並び立たずで、双方面白からぬ關係であつた、而して芹澤の右腕とも頼みたる、此れも水戸者の新見錦は、近藤及び近藤の一味たる土方歳三其他によりて、祇園の青樓、山の緒の樓上に於て、彼が遊興に耽りて、隊務を閑却したる事、屢々民家を襲うて強談し、隊費と稱して、多額の金錢を押收したる事等、逐一其の證據を突き付けられ、詰腹を切らせられた、事此に到れば、芹澤も亦た如何ともする事能はなかつた、最早や芹澤が近藤を片附くる乎、近藤が芹澤を片附くる乎、其の運命は何れに定む可き乎、決して遠くはなかつた、但だ近藤には若干の思慮があり、企畫があり、又た見識

があつた、芹澤にはそれがなかつた、兩人勝敗の數は、やがて分明となつて來た。

〔103〕 新撰組、近藤勇の手中に歸す

芹澤斬る

芹澤鳴の亂行は日を追うて募つた、彼は四條堀川に近く住む太物問屋菱屋の妻お梅を豪奪して妾となした、而して九月十八日の夜、芹澤は島原角屋に新撰組の會合があり、例の如く大酒を煽り、沈酔して還つた、芹澤の一味、同じく水戸者である平山五郎、平間重助も、やがて還つた、然るに彼等は何れも同夜半に其の寢所に於て、何者とも知れざる武士の爲めに切り殺された。

同下手人

沖田總司は、芹澤の寢所に忍び入、言葉もかけず、芹澤を斬る、芹澤驚きながら心得たりと起直り、脇差を抜て討て掛る、沖田の鼻下に輕傷を負はせられたれども、土方歳三の二の太刀を受け損じ、切倒されて遂に命を殞す。

姦婦ウメも即坐に切殺されたり、平山五郎は、三南(山南)敬助、原田左之助の二士の爲に殺害せられたるは、無殘なる事共也、娼婦は此紛亂に逃失たり、仍て是に構はざりし、(西村兼文所記)

芹澤死狀

尙ほ芹澤は立て廻したる六曲屏風を蒲團の上に押しかぶせ、上から無二無三に刀を突立られて死したらしい、而して平間重助も亦た娼婦と與に、蒲團の上から突かれたが、落命した振りをして、不思議にも命を助り逃走した(新撰組始末記)とある。

近藤届書

此の如くして芹澤も、平山も、殘殺せられた、平山は眼を醒まさぬ中に、其の喉元に二刀やられた、その翌日近藤勇は、會津藩主に對し、局長芹澤鳴が、昨夜賊の爲めに殺され、不覺の至り、面目次第も無しとの届書を出し、同志相集りて、彼を壬生の地藏寺内に葬つた、此れは近藤勇が、豫じめ守護職の内意を承け、其の股肱山南敬助、土方歳三、沖田總司、原田左之助等と與に、之を殺したものだとも云ふ、(新撰組史)

近藤首領となる

尙ほ二十三日には、芹澤の黨與と認められたる田中伊織を殺し、十二月八日には、同じく野口健次も殺され、此の如くして芹澤一味の水戸人は、全く其の痕跡を、新撰組から絶つに至り、組中の全權は、正しく近藤勇の一手に歸した、芹澤鳴の横死後、如何に近藤勇が、必須の人物として、會津藩に重用せられたるかは、近藤の養父周齋急病に際し、其の實兄宮川音五郎から、近藤の歸來を促がし來るや、會津の要人廣澤富次郎(安任)、大野英馬等は、近藤の爲めに、左の一書を裁して、其の諒解を求めた。

會津藩の信賴

未得貴意候得共、秋冷之節、愈御安全に被爲入候半、珍重奉存候、扱は近藤氏御親父御大病之由に付、急速東下候様、御申越候處、當表此節之形勢、追々御傳聞被成候半、實に治亂安危之際、効身命之秋に御座候、且此間芹澤鳴義病死致、五十人餘烏合之浪士局、近藤氏一人之總括にて、漸く取締罷在候處、此節東下候而は、分崩離散之姿に相成、一同片時も相離候儀六ヶ敷次第に御座候、爲親子之御情實におゐては、御察申入候儀に御座候得共、當地之模様鎮靜に赴候迄、

何分罷下候儀不相成候間、其邊不惡御承知被下、何卒當人に御成替り、如何體にも御看病之程、於私共御頼申述候、以上。

九月廿三日

廣澤 富次郎
大野 英馬

宮川 音五郎様

新撰組人

此れにて如何に近藤ありての新撰組であつたか、判知る、尙ほ當時の新撰組は、創立當時に比して、約二倍に増加し、五十名を數ふるに至つた、其の人名左の如し。

近藤勇 山南敬助 土方歳三 沖田總司 野口健司 長(永)倉新八 井上源三郎 平間重助 藤堂平助 原田左之助 齋藤一 佐々木愛二郎 川島勝司 佐々木藏之允 安藤早太郎 松原忠治 蟻通七五三助 高詰神威齋 高詰信十郎 濱口飛一 林信太郎 島田魁 松永主計 田中伊織

中村金吾 奥澤榮助 楠小十郎 土方對馬 阿部慎藏 森六郎 山野八十八 蟻通甚五郎 宿院良藏 尾關雅次郎 尾形俊太郎 馬越大太郎 松崎野馬 笹塚岸藏 藤本彦之助 小倉伊勢藏 伊藤與八郎 柳田三次郎 上田金吾 和田隼人 越後三郎 中村久馬 河合耆三郎 菅野六郎 佐伯又三郎 荒木田左馬之介

此中には若干の出入ある可く、例せば平間重助の如きも亦た脱走した一人であり、而して田中伊織、野口健次の如き、同志に殺されたことは、前掲の通りだ。

【一〇四】 近藤勇の心事

近藤使待を辭す

新撰組は全く近藤勇の一手に歸した、而して其の部下も悉く彼の節度に服した。今や近藤勇は、推しも推されもせぬ京都に於ける、會津藩——京都守護職——

一の別働隊長として、所謂急激派の浮浪と對立し、少からざる役目を働いた。されば幕府に於ても彼等を優遇せんとしたが、近藤は十月十五日(文久三年)一書を其の監督者たる松平肥後守に上りて、左の理由もて之を辭退した。

上書

同辭退書

謹而奉言上候、今般格別之御改革御議定御立被遊候由、然ば關東表新徴組新規御召抱に相成候趣、依ては我々身體之儀も、何と歟御沙汰御座候哉之趣、私迄蒙御内意候段、奉承知、尤不肖之我々共之身に取り、難有仕合とは奉存候得共、全體私共儀は、盡忠報國志士、依而今般御召相應じ、去二月中遙々上京仕、皇命尊戴、夷狄攘斥之御英斷承知仕度存志にて、滯京罷在候。

此れが上京の旨趣である。

外夷攘拂魁仕度趣意を、是迄不顧愚身、度々奉建白候通り、未だ寸志之御奉公も不仕内、祿位等被下置、公勤は難有仕合とは乍申、爲其報國志士共、乍恐萬一御所置に撓折被致候儀は、如何と心配仕候、尤私共新徴組之見合には相成不

申積に御座候。

未だ其の目的を達せずして、蚤くも賞祿に預るは、其の素志を挫折するの虞れなきにあらず、而して彼れ近藤は、在江戸の新徴組と同一視せられんことを、自から屑とせず、別に卓然として立つ所あらんと期してゐた。

只報國之誠のみ

私共存意は、只々爲報國之誠、寸効相立度、既に去月中より關東におゐても鎖港之趣承知罷在候間、左候得ば漸々攘夷期限被仰出候、其節蒙尊命、當醜虜御馬前御奉公、夫而已相待居申、其上聊祿位被仰付候は、難有仕合に奉存候。大いに其の目的に向つて慕進する場合には、祿位も敢て辭する者ではない。右御沙汰御暫時之處、御免被仰付候様、組一統伏而奉願上候、以上。

文久三亥十月十五日

新撰組總代

局長 近藤 勇

近藤は流石に江戸つ見である。彼は頗る矜持の念を蓄へ、敢て他の好餌の爲め

に飼夫の用を爲すが如き、所謂る御雇浪士に伍することを屑としなかつた然も彼も亦た人の子だ。彼は同時に、萬一の場合に、其の義理ある養父の爲めには、一種の保險を附け置くの必要を感じない譯には參らなかつた。

口上願上

養父の爲の願ひ

乍、恐流祖内藏助より私迄四代、乍、未熟擊劍師範罷在候處、當今形勢熟々心配仕候折柄、盡忠報國有志御募り相成、則御召相應じ、去二月中、愚父家族門葉等捨置、塾弟共十人餘同道にて上京仕候處。

此れは門下を率ゐて、上京に至りたる次第を云ふ。

去る云々之内、浪士一統東下可致旨、被仰出候得共、熟洛陽模様愚考仕候處、攘夷は扱置、諸藩風説、天下囂然、乘其虛萬一爲隱謀内亂釀候哉も難計と相心得、同意僅に拾四人、大樹公御滯京中は、滯留致度旨相願、則御當家(會津藩松平家)様附屬被仰付、難有仕合奉存候。

此れは清河八郎等の東歸組と、別個の態度もて、滯京したるを云ふ。

豈計哉、去八月中(八月十八日)乍、恐御所妄動之一條、乍、不肖御固め御警衛被仰付、晝夜二日、甲冑相纏、武門に取り難有奉存候。

此れは八月十八日の變に、新撰組の働きを云ふ。

外夷攘魁の志望

其後市中晝夜見廻、且三條木屋町奸人召捕方御用被仰付候段、旁以難有仕合奉存候、乍、併此儀は今日之御奉公と相心得候、私共志意は、外夷攘魁仕度、依而不願、愚身、乍、不及彼是聊周旋仕候得共、未だ私共本懐之御奉公不仕候。

其の本意や、攘夷の魁けたるにあり、此の意味に於て、近藤等は長士の急進派と、何等の相違は無い、但だ彼等には討幕があり、近藤等には存幕がある。此れが兩者の相ひ容れざるところ。

然處に今般格別之御新政とは、乍、申、關東表新撰組御召抱に相成候趣、依て我我共にも同様之御沙汰有之、蒙御内意候得共、乍、恐新撰組の御奉公とは、素より趣意も相違仕、於御馬前に寸功無之内、祿位等被仰付候儀、御免奉願上候。飽迄新撰組の御雇壯士とは、同列に伍するを恥ぢてゐる。

養父孝養
手當願

將又私野父古稀年齡にも罷成、殊に當節大病之由、總體忠孝兩様全く致候事は、賢者も所難、况私輩之不肖之身に取候ては、仲々以て不及申事に御座候得共、康安之治世に處し候而は、親之膝下に蹲り居候而、孝養可仕義は素より當然にて御座候得共、當今之時勢柄、手拱居候儀は、心中不安次第にて、皇國之御奉公は、乍、恐一大變も出來候節は、一方之防禦仕、抛身命候儀は、勿論之事に御座候、然に山海百里餘も親子隔絶、若亦私爲誠君、遂戰死候得者、愚父に聊養育之御手當等、以思召被召置候は、難有奉存候、外に他念聊無御座候、以上。

文久癸亥十月十五日

新撰組局長

近藤 勇

松平肥後守様

御公用衆中

此の如く彼は忠孝兩全ならず、寧ろ攘夷の爲めに、一死を分としてゐる、その爲

め死後老養父の養育に就て、豫じめ其の監督者たる松平容保の諒解を得て置かんとしたのだ、外に他念聊無御座候の一句は、如何にも金鐵を截斷するの響きがある、丈夫兒の心事、一句道破し得て、更らに遺憾なしと云はねばならぬ。

【一〇五】 近藤勇の建白書

會津藩との
親密

會津藩が新撰組を懐柔したる乎、新撰組が會津藩に依頼したる乎、何れにもせよ兩者の關係は、日を逐うて濃厚となつて來た、而して偶々會津藩主松平肥後守が、征長の副總督となる可く、京都守護職を罷めて、軍事總裁職となり、京都守護職には、松平大藏大輔(慶永、春嶽)が任せらるゝや、新撰組は松平春嶽の部下となるを甘せず、依然松平容保に謳歌し、その爲めに彼等は改めて軍事總裁職に附屬することとなつた、即ち元治元年二月十一日附にて、京都所司代稻葉長門

守(正邦)は、其旨を新撰組に達した、尙ほ同時に松平肥後守へも、幕閣から左の通り達した。

松平肥後守

新撰組、其方へ是迄之通、御預被成候間、可被得其意候、尤新撰組へは、稻葉長門守より申渡にて可有之候。

益々權能發揮

と、然も四月七日に至り、松平春嶽が、京都守護職を辭するや(參照七九及び八三)、松平肥後守は、再び京都守護職に任じ、而して京都所司代稻葉正邦が、老中に昇れし、從つて亦た肥後守の實弟、桑名藩主松平越中守(定敬)が之に任じ(此れは將軍家茂の特別の注文によつて此の如しと云ふ)、京都に於ける會桑の地位は、今や漸く其の基礎を爲さんとし、而して新撰組も、愈よその別働隊たる權能を發揮し來りつゝ、あつた。

將軍歸東阻止

尙ほ新撰組は、將軍初度の上洛(文久三年三月四日著京)に際しても、其の歸東(文久三年六月八日大阪に赴き、十三日大阪發十六日著府)を不可として之を諫止した

その建白書

が、再度の上洛(元治元年正月十五日著京)に就ても、彼等は盛んに其の歸東の不可なるを陳じ、之を沮止せんと試みた、即ち近藤勇は、元治元年五月三日附にて、會津藩公用方に出頭し、左の建白書を老中に致さんことを要めた。

謹而奉言上候、抑々昨年以來大樹公兩度之御上洛被爲遊候處、近頃類に還御之風聞有之候内、昨日御暇參内之由、併此儘御發駕被仰出候は、天下之士民動靜にも相拘可申、既に昨春中御上洛被遊、攘夷之台命御尊戴之上、御東下雖被爲在、其義嘗而不被行、依而昨秋中人心沸騰之折柄、長州如き族も有之候に付、攘夷鎖港之御談判御捨置、從台命亦々御上洛被爲遊、公武之御一和、皇國之基本御成立御謀被爲在、趣相承り、吾々に至迄難有心得罷在候處、成功も無之、終に還御被遊候上は、亦々形勢沸騰仕候様可相成候哉。

台命とあるは、勅命と云ふ可きところ、還御の二字は、當時所謂る公武兩敬の間柄なる陋習未だ脱せず、幕府にても使用したるもの。

尤公武御合體、國事御委任之趣承候得共、皇國之基本、御成立之御處置は、格別

基本鎮治に及ばず

不被仰出、殊に目前之長州之御處置裁許如何共不被仰出、然ば更に基本鎮治之場には難被及歟と、乍恐奉存候。

幕府優柔

幕府側有志者の立場としては、斯く云ふも尤のこと。

且外夷之義は、此節攘夷鎖港亦は開國等之議論、紛々と沸騰仕候折柄に御座候得ば、全之御成立御英斷歟とも不奉存候。

幕府の優柔不斷を責む。

然上私共は、昨年以來、盡忠報國有志を御募相成り、即御召に應じ上京仕、是迄滯京罷在、昨年八月中市中見廻被仰付、當四月中相改見廻被仰付、難有相勤罷在候。

現在の撰組は此の如し。

乍併見廻之爲に付、御募りに相成候儀には無御座候哉と奉存候、尤私共においても見廻り等之御奉公之見込には、決而無御座心得に御座候。

彼等は決して市中巡邏を以て、自から安著せんとする者ではない。

將軍東歸の不可

萬一有變之節、一廉御奉公仕度、一同心得罷在候得共、既に莫大御物入を天下に御懸、兩度上洛被爲遊候得共、固基之御決斷無之、御東下相成候得ば、我々始終之見込無覺束、迷惑相拘候より、自然銘々失策仕出仕、却て御公儀御苦勞にも預り候義出來候節は、深奉恐入候。萬一御發駕に相成候得ば、銘々離散被仰付候歟、亦は夫々御歸しに相成候哉、何れ共御處置被仰付候様奉願上候、乍併不願身分をも、國家之御大政を議論仕候儀、甚以多罪至極に御座候得共、不得已心中申上候而已に御座候、恐惶謹言。

元治元年子五月三日

新撰組總代

近藤 勇

此れは一方から見れば、幕府に對して殆んど最後の通牒とも見る可きものであつた。然も將軍は固より五月七日京都を發し、大阪滯留八日の後、十六日出帆、二十日江戸に歸著した、而して新撰組も亦た固より解散などのことは無く、其

の現状を維持してゐた、而して彼等が幕府の爲めに働らく可き時節は追追到來した。

【一〇六】 新撰組と見廻組

尊攘黨の
潜在

文久三年八月十八日の政變にて、過激なる尊攘黨は、一掃し去りたるも、その表面だけのことにて、浪士は勝手に出入し、勝手に潜伏した。殊に長州では、京都市民に少からざる恩恵を施し、市民は長州關係の者を庇護する者少くなかつた。

幕府の浪
士取締布
達

幕府では文久三年十二月八日附にて、左の布達を發した。

諸家御固之面々へ

先般長州人滯京不相成、浪士取締方被仰出候處、今に浪士徘徊、長人も出京潛

伏之聞え有之候處、固之場所へに於て、軒別日々相改、旅宿之類は、宿泊は國所姓名爲取出可申、尤帶刀人一通り往來之一泊は差許、二泊は不相成、町人百姓體之者も、怪敷者は取押可申事。

此の如く嚴重に取締つた。然も依然浪士は出沒し、或は天誅を加へ、或は張紙をなし、京都市中の人心は動もすれば動搖せんとした。

見廻り組
編隊

抑も新撰組が市中の見廻りに任じ、元治元年四月、更に相改見廻りに任じたることは、既記の通りだ〔參照一〇五〕。而して一橋慶喜が、三月二十五日、禁裡御守衛總督に任ずるや、京都守護職の兵二組六十人、所司代の兵一組二十人を加へて、洛中の夜警を主どり、更に總督付の兵八百人、一橋家槍隊百人をもて、晝夜御築地内外、並に市中の寺院などを巡邏せしめたが、更らに亦た江戸に於て、旗本御家人の二男三男の中なる劍道熟達のを撰拔し、四月二十六日、備中淺尾藩主蒔田相模守(廣孝)、交代寄合松平因幡守(康正)を擢んで、其の組頭とした。乃ち幕府は、左の如く命令を與へた。

今度京都見廻り役被仰付候に付ては、銘々に組之者二百人宛被成御預與頭二人づゝ、同勤方二人被附屬右人體を追々可被仰付候。尤其方共並組之者共、家内召連、彼地え引越候積可被心得候。斯くして蒔田相模守は、五月二十七日、隊士二百人を率ゐて入京し、直ちに巡邏の任に就いた。

見廻り組
補充人数
問題

幕府では此の見廻組を、四百人募集する豫定であつたが、其の應募者は、漸く半數に滿つるか滿たぬかにて、松平因幡守から、其の補充を新撰組に求め、之を在江戸の會津藩要人上田一學に申し込んだ。上田はその旨を五月十四日附にて、在京都の會津藩要人共に申し送つたが、彼等は京都町奉行永井主水正(尙志)とも相談したが、此れは却て新撰組の矜持を傷くる迄にして、害ありて効無しと認め、之を謝絶した。

公用人相尋候處、新撰組之者形勢見聞仕候處、品段打上、同心勤杯にて、御召抱被成度候共、申聞候迄も無之、中々承服仕間敷、左様之義申聞候へば、一統之氣

向にも罷り、已來之御爲にも不相成義と、一同評議仕候へ共、尙又永井主水正殿へも、内々右之趣申上候處、私共之所存御同様之思召にて、左様之義不申聞方、宣候旨被仰聞。

見廻組と
新撰組と
の關係

と六月七日附にて、謝絶の返書を送つてゐる。此の如くして此の新設の見廻組は、松平因幡守の方は、人數不揃の爲め上京せず、蒔田相模守の方は、上京の後、其の不足分は、追々と城番組與力、所司代組同心中の、武術堪能の者共より補充し、尙ほその上にも浮浪輩よりも厄介と稱して、隊士に準せしめたと云ふ。何れにもせよ此の見廻組と新撰組とは、自然競場にあるの姿となり、互ひに嫉視反目の事情無きでもなかつたが、形勢は愈よ切迫となり、反對派の運動は倍々猛烈を加へ來つたから、彼等は愈よ同舟風に遭ふの境遇に立ち、今は互ひに戮協するの他は無く、此の如くして別段の破綻も來たさず、會津藩の統率の下に、各互ひにそれぞれの役目を働くこととなつた。尙ほ時局が錯綜するに隨ひ、別手組、大筒組、小筒組杯も出で來つた(以上の事實は、新撰組史に據るもの多し)

尙ほ其中に於て近藤勇等の新撰組が幕府側では、壯士の團體としては、其の事の利害得失は姑らく措き、最も光つてゐたことは、今後に出で來る事實が、雄辯に之を語つてゐる。

第十九章 西郷隆盛の上京

【一〇七】 沖之永良部島に於ける西郷隆盛

大なる個人

歴史は大なる時勢の動きを見詰むると與に、大なる個人の動きを見通がしてはならない。今や茲に西郷隆盛なる一人物に就て語る可き時節が到來した。彼は元治元年から明治の初期にかけて、個人として最も大なる働らきを做す可き運命を擔ひ來つた一人である。

天西郷を
助く

若し彼が安政五年十一月十六日の夕、月照和尚と相ひ抱いて、薩摩灣の金波銀波の中に投じ去り、其儘蘇生しなかつたとしても、彼の名は、尙ほ維新回天史の上に残る可き程の働らきを做したる一人であつた。然も彼は蘇生した。而して彼の第二期の生涯は始つた。若し彼がその儘上國に出でたならば、彼は恐らくは橋本左内や、吉田松陰と同様に、井伊大老の毒手に罹つたかも知れない。然も

彼は上國に赴く代りに、却て大島に流竄せられた。而してその爲めに無事に、安政六年正月より、文久二年二月十二日召還せられて、鹿兒島に歸著する迄、滿三個年餘を同島に送つた。此れが爲めに彼は大島三右衛門と稱した。天は彼を死地に瀕せしめて、然も容易に彼を死に送らなかつた。

西郷徳之島に赴く

彼が召還後の事に付ては、既記の通りだ〔參照 文久大勢一變上篇 六四―七九〕。彼が大島津久光の嘆に觸れ、其の中間に立ちたる大久保利通が、百計盡きて、彼と耦刺して死を共にせんととの提議に、若し西郷が同意したならば、此の兩雄を喪ひ、我が維新史は、恐らくは別様の通路を辿るに到つたかも知れない。然も西郷は神妙に身を以て、久光の命令通りに一任した。斯くて彼は四月〔文久二年〕十一日大阪を發し、山川港に三十餘日を経過し、六月漸く同港を出帆して徳之島に至つた。

沖之永良部に移る

當時島津久光の西郷隆盛を憎む尤も甚だしく、殆んど彼を死地に措かねば已まざらんとした。但だ西郷は中外に名聲高く、人心を得たるが爲めに、容易に手

を下さなかつたに過ぎない。されば徳之島流竄は、畢竟その序幕にして、翌七月に至り、更に沖之永良部島に流竄せしめ、舟牢をもて送る可く命じた。西郷も恐らくは此の舟中にて殺さるゝものと觀念してゐた。若しその通りであつたならば、彼は再び大舞臺に立つ可き機會を失ふばかりでなく、維新の歴史も、此の絶特なる大役者を少くことになつたであらう。

島中生活

然るに思ひきや地獄で佛とは此事にて、舟牢の警吏は、彼を殺す爲めのものではなく、彼を保護す可く特に重臣の一人桂久武の命を受けて來たものであつた。然も彼が沖之永良部島の生活は、大島に於けるそれ程に自由ではなかつた。彼は牢中に兀坐して、冥想讀書、以て其の遣る瀬なき日を過した。當時の述懐は、實に左の一律に盡きてゐる。

朝蒙恩遇夕焚坑、人生浮沈似晦明。縱不回光葵向日、若無開運意推誠。洛陽知己皆爲鬼、南嶼俘囚獨竊生。生死何疑天附與、願留魂魄護皇城。

島の役人共は、隨時牢外に逍遙して、其の心身を養はんことを勸告したが、西郷

安然座牢

は自から固く君命を守りて、一步も牢内より出づることを肯じなかつた。文久三年偶々英艦の鹿兒島灣來襲の報に接し、彼は慷慨自から禁せず、大島代官米良助右衛門に、文久三年九月二十六日附にて、一書を寄せ、其志を述べてゐる。

小弟には如何之災難にて御座候哉、不圖も譴責に逢、最初徳之島に可遣との事にて、大阪より船にて山川迄罷越候處、宿許へ亦不罷歸候て、直様船移替、徳之嶋え七月初旬(文久二年)相著し、罷在候處、八月下旬飛船來著にて、沖之永良部島に遠島に被處、船張にて差越、島著之上圍入と申事にて、今に安然として坐牢罷在候間、乍憚御放慮可被下候。

此れは是迄の成行である。

扱當七月初(文久三年)鹿府前之濱において、英船數艘來著いたし、亂妨有之候段、粗承る事共に御座候、誠に大變の世上と相成、始終歎息之事共に御座候。定て其御元には、追々飛船等も往來いたし候との風説も有之候付、委敷相分候半、細々御洩説被成下度、起て奉嘆願候。

詳細情報
要望

此れは鹿兒島灣に於ける戦争の様態等を承知したしとの請望だ。

獄中に罷在候て、不入事と思召も難計御座候得共、御存之通順聖公御鴻恩奉戴候得ば、御國家之御災難、只々傍觀之いはれ無之、憤怒胸を焦し候事に御座候。彌危急之場合罷成候はゞ、如何にもして小宮山の跡を追て、本心を顯し可申と、是のみ相考候事に御座候。何分にも虚實無構御聞取丈は、詳悉御知らせ可被下候。

此れが彼の心事である。

志益堅

御存之通、世上變態にて、大島より登涯は、只驚居候事にて、西之別府に引籠る考に御座候處、無據出足仕、かくの如き目に逢ひ候得共、却て宜敷讀書一篇にて、餘念無御座、安氣之事に御座候間、夫丈は御安意可被下候。責に逢へば逢ふ程、益志は堅固に罷成申候。小人之拙策と一笑仕居申候。當島諸役中よりは、至極丁寧之譯にて、仕合之事に御座候。

這漢堀強、眞に人中の豪と云ふ可きもの、彼も本來大島に屏居のつもりであつ

たところ、意外にも召還せられ、却て此の厄難に遭うたが、それが却て讀書安氣の好機會を得たとのことだ。聊か瘠我慢の氣味もあるが、それでも這漢の本色、此に在りと見ねばなるまい。

【一〇八】 西郷隆盛沖之永良部島より召還せらる

難局西郷に想著

時勢は刻々變遷した。今や薩藩の立場は、決して尋常では無かつた。一方には一橋慶喜、會津など、幕府本位の公武合體派が、京都では其の勢力を持してゐる。他方には長州及び京都脱走の七卿、及び諸方の浮浪、有志者あり。屹然として相ひ對立の姿である。而して薩藩は長州派からは、會津と一味と狙はれ、一橋及び會津からは、亦た如何なる禍心を包藏するや、油斷はならぬと疑はれ、何れの方面に對しても、決して順調と云ふ可きものではなかつた。今や薩藩に取り尤も必

須なるは、此の難局に處する人物だ。此の如くして勢ひ沖之永良部島に牢居する西郷隆盛に想著するは、固より必然と云はねばならぬ。

美玉願書

假令西郷自から世を忘れんとするも、世は決して西郷を忘れ無かつた。薩藩自身は姑らく措き、所謂る天下浪士の面々も、首を回らして西郷に想著したるものは、決して少くなかつた。乃ち文久三年の初期過激黨が京都に於て、優勢なる際、浪士の一人美玉三平は、有志の京紳烏丸光篤、東久世通禧に向つて、左の願書を提出した。

薩州藩士

大島 三右衛門

右之者薩州有志魁に御座候間、早く學習所御召出に相成候様奉、希候、先達てより内々支藩佐土原士富田猛二郎(原注 此者伏見同士にて、内々會し申候ても不_レ苦、相會し申候)の存寄にて、種々相計候得共、果行不申、又近衛大納言様よりも、度々御通じ有之條も承り申候得共、城下迄遠海より歸申候まゝにて上京不

仕、何卒早々上京可致様、御沙汰被下度奉丹願候、(原注 但し近衛殿より御内々にて、參政様より別に表立御召出し、御召かなれば、早々上京可仕候。三右衛門先代時代には、西郷吉兵衛と申て、先代委任せし者に御座候)

眞木の出
鳥催

先代とあるは齊彬のことだ。此の如く浪士等も望を屬し、殊に其の長老の一人眞木和泉が、八月十八日の政變後、一書を裁して、彼の出島を促がしたるは、既記の通りだ。(參照 大和及び生野義舉 一〇、一一)然も此の書面は恐らくは遂ひに西郷の手中には達するを得なかつたものと察せらるゝ。

召還運動
者

藩外の者尙然り、況んや藩中の者をや、時艱にして偉人を懷ふ、西郷は實に齊彬の遺物の最も大なる一であつた。薩藩の有志が順聖公を想起する毎に、公の信任したる西郷に想著するは、當然のことだ。斯くて薩藩有志の面々は、死を決して西郷召還を、島津久光に面訴せんとし、黒田清綱等其の唱首として、其勢拒む可からざるものがあつた。高崎五六之を聞知して、小松、大久保等に告げた。小松、大久保等は、徐ろに之を久光に告げ、漸くにして其の許容を得た。此れが文久三

年の下半期だ。

一 大島一條、飛揚此事に御座候、就ては小夫航海之命相下候模様、由、誠に難有次第、當年中を限り、上京可仕候間、左様御承知可被下候。

迎への使
者

此れは吉井友實が、文久三年十二月、久光の命を受けて江戸に赴くに際し、當時上京中なる大久保へ與へたる書簡の一節にして、やがて其事は實行せられた。乃ち吉井は命を受けて横濱に赴き、豫ねて藩議にて決定したる通り、汽船一隻を購求し(胡蝶丸)直ちに鹿兒島に歸航し、隆盛の弟西郷從道、及び福山健偉と、僕とを拉へ、同汽船にて元治元年二月二十四日、沖之永良部島に入港した。

鹿兒島到
著

此れは西郷に取りては、全く思ひ設けぬ事にて、二個年餘の牢屋生活にて、歩行不自由の西郷は、漸く親友吉井等に扶けられて乗船し、鬼界ヶ島に同じく流竄せられたる同志の村田新八を伴ひ、二月二十八日鹿兒島に到着した。彼は其の歩行不自由なるより、船を下りるや、駕籠にて歸宅した。而して取り敢へず見舞うたのは、島津氏菩提所の福昌寺にして、彼は其の主人にして且つ知己なる島

津齊彬の墓前に跪いた。

【一〇九】西郷隆盛、軍賦役に任ぜらる

上京

西郷隆盛は、二月二十八日、沖之永良部島より鹿兒島に歸著するや否や、二個年の坐牢生活にて、未だ歩行が不自由なるに拘らず、三月三日上京を命せられ、即日鹿兒島出立となつた。

鹿兒島著之處、四日有之、早々出立致候位にて、何も取込候仕合、殊に足不相立、津端より自宅迄不歸付、駕籠にて歸候事にて、哀なる爲體にて御座候著翌々日福昌寺(島津家の墓所)迄參詣仕候處、漸々這付候事にて、難澁の事に御座候、御察可被下候。夫形京都へ直様登掛候處、色々難題勝の事にて、苦心の次第に御座候。

軍賦役となる

とは西郷が沖之永良部島の島吏土持政照へ與へたる書簡の一節だ。斯くて西郷は上京するや、やがて三月十九日軍賦役の重職に任せられ、四月十九日島津久光の京都を發して歸國するや、西郷は小松帶刀等と與に、薩藩の代表者として、京都に踏み止まり、此れよりして明治戊辰に至る迄約五個年間は、殆んど彼が渾身の力を擧げて、維新回天の大業を翼賛したる時代にして、彼の生涯から見れば、五年の孤島幽囚に續くに、五年の檜舞臺の大活劇を以てしたるものと云ふ可きであらう。何れにもせよ、薩は生麥事件、鹿兒島灣の實戦を経て、其の聲望天下に轟き、殆んど天下を三分して其一を保つ、の地歩を占めた。即ち幕府が其の重なる一、而して薩と長とが各其の一を持してゐた。

諸藩と薩との關係

幕府では恒に猜疑の眼孔をもて、薩藩を睨んでゐた。島津久光が湊川神社建立の議も、攝海防備の議も、將た大砲獻納の件も、何れも何等かの野心が加味せられてゐるものと邪推せられてゐた。ざりとて幕府は薩藩を度外視する譯には參らず、恒に緩急に際しては、其力を假らんとした。然も亦た長に至りては、薩が

會と與に文久三年八月十八日の政變を仕組みたる主動者であることを察知し、薩に對しては薩賊會奸の名をもて呼はつた程なれば、其の釋然たらざるも勿論であつた。

薩藩重きを加ふ

されば京都に於ける薩藩の立場も、決して錦茵の上では無かつた。云はゞ滿目是れ荆棘であつた。此際に於て彼れ西郷は、薩藩の代表者として、小松帶刀等と與に内外の機務に應酬した固より西郷は薩藩によりて重かつたが、薩藩も亦た西郷によりて重きを加へ來つた。元治より慶應の末にかけての薩藩の京都に於ける働らきは、實に目覺ましきものがあつた。而して其の主なる一人は西郷にして、他の一人は固より大久保であつた。彼等が一生の間に於て、此の期間ほど互ひに同心協力したることは、恐らくは未だ是れ無かつた。此れが薩藩の運動の上には、最も好首尾であつた。

西郷よく大勢を見る

西郷が沖之永良部島幽囚二個年間に、時勢は急轉した、最早京都も寺田屋事件當時のそれとは一變してゐた。西郷は決して無理押しに押し通す漢ではなかつた。

つた。彼は能く大勢を見て、それに應酬する政治家的機略を具備してゐた。彼は天下を動すには、大なる力の必要を感じた。それには薩藩の背景が、何よりも大切であるを感じた。此に於て彼は何よりも薩の勢力を總合團結して、如何なる事件にも、此の總合的勢力もて、之に當らんことを期待した。されば彼は薩藩の要人等と尤も協調を事とし、自から其の代表者として、大いに周旋する所あつた。

眼中幕府なし

彼は當時に於て、彼の過激論者と與に、討幕論を主唱しなかつた。けれども彼の眼中には、當時既に幕府は無かつた。彼は少くとも薩の立場を幕と對等に視てゐた。即ち彼は幕を一勢力として視たに相違ないが、それは對等の勢力としてのことにて、決して幕の支配權、統制權、統率權を認めなかつた。此れは大久保に於ても、恐らくは同様であつたらう。此點に就ては西郷や大久保は、其の主人筋たる島津久光よりも、一步乃至數歩を前進してゐた。然も決して當時に於ては、積極的の討幕論者ではなかつた。さりとて決して幕府の忠臣でもなかつた。

【110】 暴風雨前の靜寂

薩藩獨自
を主持

西郷は京都に在りて、能く薩藩の獨自一己を主持した。固より長州に黨せず、さりとて幕府の手先ともならず、薩は薩として其の獨特の地位を占め、以て天下の變に應せんと心掛け、その爲めに内外の掛引に、寸毫も抜目なく、油斷無かつた。彼が大久保一藏(利通)の島津久光に隨行して歸藩したる途中、日向細島邊よりの來書に、五月十二日附にて答へたる一書は、能く京地の事情と、之に對する西郷の意見とを語りてゐる。

堂上恐怖
病

中將様(島津久光)益御機嫌克、細島御光著被遊候段被仰越、御互恐悅此御事に御座候。陳ば御當地の形勢、日に月に衰へ立候次第に御座候。堂上方に於て、例の驚怖の御病症が相起り、暴客の畏れ甚しく、稍暴論行はれ候はんかと申勢に御座候。

以て京都に於ける過激派の殘黨が、尙ほ其の暴威を振り、公家等を恐怖せしめ

つゝあつたことが能く判知る。

陽明家(近衛家)に於て、御父子(忠照、忠房)様共、守衛人數の内より御番相勤吳候様にとの御事にて、兩御殿每晚御人數被差越候事に御座候。

此れは近衛家守衛のこと。

中山家人
武田逃亡

武田相模守、中川宮の用人一條に付ては、先便にも申越候通り、伊丹(藏人は亦中川宮用人)大きに被惡候鹽梅にて、申さば小兒の老婆を失ひ候と申御心持にて、其怨は皆々伊丹に參り、逆も仕様無御座處より、頻りに相惡み、刺客にても行候はんかと申程の危に迫り候様子と申評判有之、彼も些と弱り立候鹽梅に御座候。武田逃亡候より行衛不相分、坊主に相成りたるとの趣に御座候處、近來承候へば、會津屋敷に潜居やに世評致す事に御座候。

武田相模守は、中川宮の用人にて、伊丹藏人も亦た然り、武田逃亡に付ては、定めて仔細あることであらう。彼が中川宮に於ける、宛も社鼠城狐の類であつたと察せらるゝ。

眼中會藩
なし

會藩薄情の次第にて、右等の手數致居候て、此御方様御屋敷へは、是非行末御結合致し置度との事にて、出會致し吳候様との儀故、小松太夫を初、私共五六人出張候處、有志會にては全く無之、俗會の上通りと申鹽梅に御座候間、御笑察可被下候。

此れは會津から薩藩へ交を温めんと申出にて、双方會合したが、折角の有志會も、酒食の會合にて、何等の得る所は無かつたとのことだ。薩摩の眼中には、固より會津も無かつたものと察せらるゝ。

暴客一橋
を疑ふ

一 土州の儀、此舉に乗じ、大發可致との世評有之候處、連も大舉出來候様子に無之、今で持張候處さへ六ヶ敷勢に御座候由、長州は勿論、暴客輩も近來一橋を頻りに疑ひ出し、異説紛々の様子に被相聞申候段々、策略の次第も相顯れ、水人(水戸人)杯は、籠絡致され候姿にて、決して攘夷の腹に無之、別に一物有之候はん。其趣にて探索に打掛候由に被申聞申候。此れは一橋慶喜が、猜疑の標的となりつゝ、あるを云ふ。

一 大樹公にも去る七日(元治元年五月)御下坂に相成、三十日位は浪華城に御滞在と申評判に御座候。

事實は然らず、將軍は五月十六日大阪を發し、二十日江戸に著した。

夫より關東に御歸城相成候はゞ、必ず夷船長州へ參り可申と、勝麟太郎も相咄候由、長州破立候上は、決して浪華へ突掛、開港の説を起候はんとの咄、同人申居候由御座候。

此れは勝の咄を又聞きして傳へたるもの。

勝麟太郎に
忌まる

麟太郎にも、近來の處、尙更幕吏に被忌候由に御座候。事實全く此の通りだ。

一 水野(和泉守忠精)へ是非滯京致候様、朝廷より被仰出候處、水野には是非大樹公へ付添不參候ては、不相濟候間、稻葉(長門守正邦)被殘置との事にて、淀(稻葉は淀藩主)滯京の賦に御座候由、水野と一橋は餘程合候様子に御座候。

此れは水野と一橋との關係を云ふ。

一 近比御屋敷(薩藩)惡評甚敷起り、畢竟幕府より出候事多有之向に被申聞申候、上海に於て茶等の品を以て、盛に交易相始候杯との説を申觸れ候由、是等皆々幕奸の隱策と相見へ申候、當分に相成候ては、御遺策の通、頓と手を引き、岡崎の調練等追々有之、色々探索に心を用ひ候計に、御座候、暴輩も至極疑を生じ、暴動不相分、深く吟味致す様子に、御座候、當時態にては、逆も一家中一體致し居候譯無之、議論紛々に可有之候處、頓と異議無之、不思議な事と、且恐れ且疑迷の由と被相聞申候、長州より頻りに合せ度との腹と相見得申候へども、手の付様無之、鹽梅に御座候、暴客も參候へ共、最初より因循説を出しに致し、何も是で出來不申との返答にて、押通し居候故、議論迫りかけて參り兼候次第に御座候、只今の暴客と申も、をかしたものに御座候、來月とも相成候は、異船長州へ參候はんか、餘りに威張居候て、面の惡き者ども、御座候故、雲行を見候て、暴威衰へ候はんと相考居申候、筑後の應援も勢弱候との風評に御座候、始終根の居はらぬ事許に御座候故、持張に通らぬ様子に被相聞申

暴客參り
候ね

候、此旨風説の儘申上候間、御推考可被下候、恐々謹言、

五月十二日

大島吉之助

大久保一藏様

薩の勢力

此れにて如何に薩藩が、局外中立の地を占め、岡崎の練兵場にて、兵を練り、武を養ひ、寂然、屹然、持重の力を貯へ、その爲めに周邊の者は一は異しみ、一は恐れてゐることが判知る。又た幕は惡評を放つて薩を傷けんとし、長は手を出して薩と結ばんとするも、其の機縁を得ず、長も亦た内外危急、刻々と迫りつゝある情態が判知る。而して周邊の者は、薩藩中に異論百出す可きものとの豫想を裏切り、一致團結、一藩を打つて一團となし、隱然一敵國を爲しつゝあるを見て、且つ驚き、且つ畏れつゝある事情が判知る。要するに天下漸く亂れんとして、未だ其端を發せず、正に是れ暴風雨前の靜寂である。

昭和九年四月十三日午前八時、山王艸堂に於て

蘇峰七十二叟

近世日本國民史 文久元治の時局 終

近世日本國民史 文久元治の時局 年表並人物概覽

其一年表

文久三 癸亥年 西曆一八六三年 支那同治二年

二月八日 鶴殿鳩翁浪士二百數十人を率ゐ上京發

途。【九三】▲二十三日。浪士隊著京。【九三】▲二十九日。清河八郎等意見書を上る。【九六】

三月十日 幕府新撰の有志滯京を許され會津藩に

附屬せしめらる。【九八】▲十三日。清河八郎等東歸せしめらる。【九八】▲二十八日。八郎等江戸著。【九九】

四月十三日 清河八郎殺さる。【九九】▲十四日。庄

内、小田原等諸藩兵清河一味の者を捕ふ。【一〇〇】

八月十二日

芹澤鴨等京都蘇門屋大和屋を襲ふ。【一〇二】▲十六日。長州奇兵隊先鋒隊相闘ふ。【八】▲十七日。奇兵隊總管高杉晋作毛利定廣の旅館に至り、昨夜の事情を陳す。【八一】▲十九日。毛利定廣馬關を發し、山口に還る。【四】▲長藩志士藤使中瀬一之丞の一行を襲ひ、小人目付鈴木八五郎を殺す。【四】▲二十日。毛利定廣山口歸著。【四】▲長藩有志中瀬一之丞の歸還を襲ひ、之を海上に殺す。【四】▲二十二日。長藩益田、中村、桂等の士、兵庫より大阪に還り、益田は大坂藩邸に入り、他の人々は潛に入京藩邸に潜伏す。【一四】▲二十六日。長州奇兵隊宮城彦輔自裁を命ぜらる。【八】

九月一日

▲二十九日。長州藩臣中川宇右衛門等山口に出で藩主に面し、藩廳吏員を彈劾す。【六】▲長州波多野金吾書を麻田公輔に寄せ、奇兵隊解散の不可を論ず。【九】▲晦日。長藩奇兵隊營を小郡秋穂村に移す。【九】▲再び長州藩臣豪訴、藩廳吏員を彈劾す。【六】

長州益田右衛門介歸國の途に就く。【一四】▲長州玉木文之進當役用談役となる。【六】▲二日。麻田公輔三田尻を發し上阪。【一四】▲三日。長州奇兵隊總管高杉晋作下僚を秋穂に遣り、舍營の家屋を相す。【九】▲五日。長藩杉徳輔上山巖殿を直目附となす。【六】▲奇兵隊士蒸く馬關田之浦發。【一〇】▲長藩乃美織江入京。【一四】▲六日。長藩奇兵隊兵悉く秋穂に移る。【九、一〇】▲長藩金重讓誠を政務役となす。【六】▲八日。

池田慶徳等長州藩處分を寬にすべきを上書す。【五】▲九日。奇兵隊總管隆中に諭達を發す。【一〇】▲十二日。島津久光鹿兒島發。【七二】▲十六日。長州藩臣世子定廣を上京せしむるに決議す。【一】▲河上彌一、瀧彌太郎奇兵隊總管となる。【一二】▲十七日。脱走の六卿會議所を其旅館に設け、今日眞木和泉、宮部鼎藏等を其詰員となす。【一一】▲高杉晋作萩に至り藩廳決議の旨を世子に語る。【一一】▲朝廷長藩士根來上總の入京を許さざるに決す。【一五】▲十八日。高杉世子の潛意を奉じて山口に歸る。【一一】▲芹澤鶴殺さる。【一〇三】▲十九日。高杉藩主の命を奉じ、三田尻に赴き、決議の趣を六卿に報ず。【一一】▲六卿等奇兵隊兵を借りて爲す所あらんとし、其旨を慶親に通ず。【一一】▲乃

美織江大阪に下り、根來上總に面し朝命を傳ふ。【一五】▲二十日。六卿等毛利氏世子上京の決議を聞き、再び其書を慶親に贈る。【一一】▲二十一日。桂小五郎勝海舟を訪ひ、近日差出せし陳情書草稿を示す。【二二】▲二十二日。池田慶徳等また書を上りて、長藩の爲に辨疏す。【五】▲毛利定廣山口に還る。この夜眞木和泉六卿の命を奉じ山口に至る。【一二】▲二十三日。毛利定廣眞木和泉を召し協議す。この夜來島又兵衛等京都より山口に歸著。【一二】▲乃美織江勸修寺家を経て、長藩嘆願書を朝廷に上る。【一五】▲芹澤黨與田中伊織殺さる。【一〇三】▲二十四日。毛利慶親世子及政府諸員を召し會議せしむ。【一二】▲二十五日。長州俗論黨領袖懲罰せらる。【一〇】▲二十六日。朝廷長

藩士藩邸留守居以外の者の滯京を禁ず。【一五】▲因州、備前、津山三藩主及び阿波、津、安藝三藩世子連署して長藩の宛を訴ふ。【五】▲二十八日。長藩政府諸員また會議。【一一】▲毛利慶親證書を藩中に發す。【一二】▲三日。島津久光入京。【七二】▲十日。三條實美土方久元を召し、水戸遣使を議す。【一六】▲十一日。三條等西郷隆盛誘出を決議す。【一六】▲十二日。原道太薩州行使者と定まる。【一六】▲十三日。長藩根來上總陳情書を携へ出京、今日大阪に著。京都留守居乃美織江其旨を朝廷に上申。【一五】▲十五日。新撰組局長近藤勇、松平容保に上書して優遇を辭退す。【一〇四】▲二十二日。根來上總山口に歸著。【一五】▲眞木和泉出師三策を草して三條以下諸卿に上

十月一日

る。【一六】▲二十四日。三條實美湯田に移る。【一六】▲二十五日。長州井原主計上京を命ぜらる。【一八】▲二十六日。五卿米上山眞光院に移る。【一六】▲井原主計政事堂にて老臣より使命の要を聞き、また藩主に見え、奉勅始末を授けらる。【一八】

十一月四日

毛利慶親吉川監物を召さんが爲使者を岩國に發す。【三〇】▲七日。長州藩兵戸九郎兵衛を京都留守居となし、乃美に歸國を命ず。されど實行に至らず。乃美依然在京。【二四】▲八日。長州井原主計奉勅始末と附帶文書二通を奉じ發途出京。【二四】▲長州吉田稔磨江戸に派遣せらる。【二九】▲十五日。乃美井原上阪の旨を朝廷に上陳し、入京許可を乞ふ。【二四】▲十七日。乃美書を勸修寺家雜掌に贈り、井原入京許可を

促す。【二四】▲十八日。吉川監物使者を山口に遣り、所懐を陳ぶ。【三〇】▲十九日。乃美更らに勸修寺家に井原入京問題執奏次第を問はしむ。【二四】▲山口政廳井原主計に必ず奉勅始末差出すべきの命令を發す。【二九】▲二十三日。吉川氏の使者山口に著す。【三〇】▲二十五日。毛利氏福原越後、清水清太郎等を岩國に遣はし、吉川監物を説かしめんとす。【三〇】▲二十六日。毛利氏幕府に意見書提出。【二九】▲二十七日。井原主計必ず入京の許可を得んとし、穴戸九郎兵衛等を従へ伏見に至る。【二四】

十二月一日

井原主計更に上書して従者を減じ入京せんと請ひ、命を待つ。【二四】▲福原越後等岩國著、吉川監物病と稱して會見せず。【三〇】▲三日。朝議井原入京を許入京嘆願書を提出す。【二六】▲十五日。福原越後等山口に歸還。【三〇】▲十六日。朝廷井原に歸國を命ず。【二六】▲十九日。井原主計更に入京を請ふ。【二七】▲二十一日。烏丸光徳井原主計に慰諭書を與ふ。【二七】▲勸修寺經理藤森神社祠官の宅にて井原主計に會見す。【二八】▲二十二日。薩摩長崎丸兵庫を發す。【三二】▲二十三日。關白鷹司輔照罷め二條齊敬之に代る。徳大寺公純右大臣、近衛忠熙内大臣となる。【三六】▲奇兵隊兵前田、壇の浦砲臺に入る。この夜陸船撃沈。【三一】▲二十五日。馬關總奉行志道安房汽船砲撃を山口政廳に報ず。政廳之を朝幕に報告す。【三一】▲今日。一橋、會津、黒田、越前等二條城に集會す。【三六】▲二十六日。中根親負中川宮に參帳

さず、勸修寺家雜掌を伏見に遣り、一切書類を接受せしむるに決し、今日其意を傳ふ。【二四】▲四日。福原越後等吉川監物と會見す。【三〇】▲六日。井原主計入京嘆願書を提出す。【二四】▲井澤鴨の一味野口健次殺さる。【一〇】▲三】▲幕府浪士取締令を發す。【一〇六】▲十日。勸修寺家乃美織江を招き井原の書を朝使に渡すを命ず。【二六】▲十一日。勸修寺家雜掌伏見に至り井原主計携帶の書を差出さしむ。【二六】▲福原越後等再び吉川監物を説く。【三〇】▲毛利氏奉勅始末を藩中に公示す。同日また諸隊長を召し慶親親諭書を示し、隊中規則を頒つ。【三一】▲十二日。越後等三たび監物を説く。監物依然動かす。【三〇】▲十三日。越後等岩國發歸還。【三〇】▲十四日。井原主計再び

し、參豫問題を伺ふ。【三六】▲二十七日。正親町三條實愛、阿野公誠、久世通熙等議奏に復任す。【三六】▲將軍家茂上洛の爲乗船。【四〇】▲山内容堂入京。【七六】▲二十八日。山口政廳擊沈船の陸船なるや否やを薩摩に問ふ。【三二】▲慶喜慶永等山階宮宣下の願書を出す。【三七】▲將軍乗船浦賀に泊す。【四〇】▲二十九日。島津氏長崎丸被害の報に接し、一橋に内報す。【三三】▲將軍乗船下田著。【四〇】▲三十日。慶喜、容保、慶永、豊信、宗城等朝政參豫を命ぜらる。【三六】

元治元年 西曆一八六四年
正月二日 支那同治三年
島津氏長崎丸被害の旨を幕府に報告す。【三三】▲同日長州藩また薩船砲撃を幕府に報告す。【三三】▲將軍乗船下

田を發し、伊豆子浦に入る。【四〇】▲島津久光、一橋慶喜旅館に入り、春嶽、宗城等と共に横濱鎖港問題を語る。【五二】▲四日。將軍乗船子浦を發し、志摩安乘に著。【四〇】▲五日。將軍乗船紀州大島著。【四〇】▲六日。將軍乗船由良浦著。【四〇】▲七日。島津久光、中川宮及近衛氏に謁し、將軍待遇につき斡旋す。【四六】▲八日。將軍大阪著。【四一】▲九日。元の勤修寺濟範還俗仰出さる。【三八】▲慶喜、春嶽、容保、宗城、久光等春嶽邸に會し、征長評定をなす。【四八】▲十四日。島津久光敘位任官。【三九】▲家茂大阪發、伏見一泊。【四一】▲十五日。家茂二條城に入る。【四一】▲十七日。島津久光參朝。天顏を拜す。【三九】▲二十一日。將軍參内。【四三】▲二十七日。將軍再び參内、勅

二月二日

諭を賜はる。【四五】▲三條實美の家人丹羽出雲守、六卿の使者となりて上京。【五七】▲二十九日。長州藩薩船砲撃の過誤なりしを認めず、その旨幕府に申出づ。【三三】▲此月長州海上の關別府にてまた薩摩の綿船を燒く。【三四】▲久光、春嶽、宗城等二條城に慶喜に會し、横濱鎖港問題を議す。【五三】▲四日。山内容堂正月廿七日勅諭公表の不可を論ず。【五五】▲六日。丹羽出雲守、傳奏に、三條西、三條等の陣情書を提出す。【五七】▲八日。天皇松平容保に宸翰を賜はる。【五八】▲九日。薩藩湊川神社創立建議と撫海防禦に關する意見書を提出す。【七二】▲十日。將軍家茂松平容保を召し、恩命を傳ふ。【六〇】▲十一日。春嶽、久光、容堂、宗城等連署して慶喜に建議書を提出す。【五六】▲

松平容保の守護職を罷め、陸軍總裁職となす。【六〇】▲十二日。朝廷容保に優詔を賜ひ、參議に推任す。【六一】▲十三日。容保の陸軍總裁職を軍事總裁職と改む。【六〇】▲十四日。將軍家茂參内して正月二十七日賜はりたる勅諭に奉答書を上る。【六六】▲十五日。朝議あり、天皇出御、昨日の奉答書殊に横濱鎖港問題に就き評議。【六七】▲十六日。慶喜春嶽等二條城にて再び横濱鎖港問題を議す。それより中川宮に對り、慶喜辭中大に論議す。【六九】▲十八日。家茂奉答書の補正を奉る。【七〇】▲二十日。將軍家茂在京諸大名中席頭の者を二條城に召し、自反自責の令達をなし、各自の意見を徴す。【七一】▲本日改元、元治といふ。【五六】▲二十二日。山内容堂參豫を辭す。【七六】▲

三月一日

▲二十四日。西郷迎への使者沖之水良部島に至る。【一〇八】▲二十八日。山内容堂京を發し歸國の途に就く。【六四】▲西郷隆盛鹿兒島歸著。【一〇八】松平春嶽新制度制定急務の意見書を幕府に提出す。▲三日。徳川慶勝を參豫となす。【七七】▲四日。保科正之に従三位を追贈す。【六一】▲五日。徳川慶勝參豫を辭す。許されず。【七七】▲九日。一橋慶喜參豫を辭す。【七七】▲十一日。徳川慶勝重ねて參豫を辭す。【七七】▲十三日。春嶽、宗城參豫を辭す。【七七】▲十四日。鳥津久光參豫を辭す。【七七】▲二十三日。是より先、幕閣一橋慶喜の禁裏御守衛總督任命内願書を提出す。今日また内願。【七八】▲二十五日。慶喜禁裏御守衛總督となる。【八二】伊達宗城歸國。【八六】▲稻葉正邦老中

五月二日

となり、松平定敬所司代となる。【八六】▲十八日。鳥津久光歸國。【八六】▲十九日。松平春嶽歸國。【八六】▲二十日。朝廷幕府に政務御一任の御沙法書を賜はる。【八八】▲二十一日。中川宮辭表提出。【八七】▲二十五日。近衛忠熙辭表提出。【八七】▲二十六日。備中淺尾藩主時田廣孝及び交代寄合松平康正を見廻組組頭となす。【一〇六】▲二十七日。近衛忠熙辭職聽許。中川宮は聽許されず。【八七】▲二十九日。家茂參内して政務御一任の請書を上る。【八八】▲今日また十八ヶ條御批答に就ての奉答書を上る。【八九】

將軍家茂參内密詔を賜はる。【九〇】▲二十四日。幕府朝廷御旨貢米十五萬俵を上る。【八九】▲二十七日。時田相模守入京巡邏の任に就く。【一〇六】

其二 人物概覽

【ア行】

ア

赤根武人

安政大獄、文久大勢一變下黨、攘夷實行黨掲出。【九四】

秋月悌次郎
秋良敦之助

攘夷實行黨掲出。【二五、二六】
名は貞温、周防熊毛郡阿月村の人。世々長藩老臣浦氏に仕ふ。天保二年江戸に祇役し、京攝の間に留り諸名士に交る。後主家の家老となる。嘉永癸丑以來尊攘の議を唱へ、安政三年江戸に留り、諸藩志士と交り、文久三年六月本藩士格を以て九州諸侯に使す。明治維新の際政事堂出仕を命ぜられ、功あり。後、教部省に出

安積五郎
麻田公輔
淺野茂長
朝彦親王

仕し、諸官を経て鎌倉宮司等になり神道教院少教正に補せらる。二十三年十月死。年八十。【三四】
大和及び生野義舉黨掲出。【九四】
周布政之助に同じ。【六九】
文久大勢一變下、尊皇攘夷黨掲出。【六〇】

阿野公誠
阿部正方

中川宮尊融親王に同じ。安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中後、櫻田事變、文久大勢一變上下、尊皇攘夷、攘夷實行、大和及び生野義舉黨掲出。【三七】
朝幕交渉、文久大勢一變中、尊皇攘夷、攘夷實行黨掲出。【三六】
備後福山藩主。正弘の孫、正教の子。主計頭と稱す。文久元年六月相續、明治元年七月隱居す。【六〇】

有栖川宮熾仁親王

久世安藤執政時代、大和及

有馬道純

び生野義舉黨掲出。【一七】
尊皇攘夷、攘夷實行、大和及び生野
義舉黨掲出。【四二、五〇、七七、
八〇】

イ、中

池田茂政

攘夷實行、大和及び生野義舉黨掲出
【六〇】

池田修理

筑後守に同じ。【九三】

池田筑後守

池田修理に同じ。尊皇攘夷、大和及
び生野義舉黨掲出。【五〇】

池田徳太郎

安藝豊田郡忠海町の人。名は種徳、
快堂と號す。壯時江戸に遊び、清河
八郎等と交り、一度幕吏に捕へられ
免さる。後新徴組士となり、上洛し
て洛外壬生村に屯し、一隊の長とな
る。ついで安藝藩京都警衛組の招に
應じ、安藝藩士となる。東北征討の

池田慶徳
板倉勝静

際遊撃軍參謀たり。維新の後、若森
縣知事、青森縣權令等となる。明治
七年九月死。年四十四。贈正五位。
【九三、九四】

池田慶徳

大和及び生野義舉黨掲出。【六〇】

板倉勝静

文久大勢一變中下、尊皇攘夷、攘夷
實行、大和及び生野義舉黨掲出。
【二九、一〇〇】

稻葉美濃守

正邦に同じ。【九一】

稻葉正邦

尊皇攘夷、攘夷實行、大和及び生
野義舉黨掲出。【八六、八九、一
〇五】

伊牟田尙平

久世安藤執政時代、文久大勢一變上
黨掲出。【九四】

ウ

鵜殿鳩翁

長鏡に同じ。彼理來航及其當時、神
奈川條約締結、日露英蘭條約締結、

浦 靱負

公武合體、朝幕背離緒、安政條約締
結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代黨
掲出。【九三、九七、九八、一〇〇】
安政大獄後、文久大勢一變上中下、
尊皇攘夷黨掲出。【六】

オ、ヲ

小笠原忠幹

尊皇攘夷黨掲出。【六〇】

小田村信之進

小田村信一に同じ。大和及び生
野義舉黨掲出。【七】

正親町公董

文久大勢一變中、尊皇攘夷、攘夷實
行、大和及び生野義舉黨掲出。【二二】

正親町三條實愛

朝幕交渉、井伊直弼執政時代、
安政大獄前中、久世安藤執政時代、
文久大勢一變上中下、尊皇攘夷、攘
夷實行黨掲出。【二四、三六】

大久保一藏

朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政
大獄前中、久世安藤執政時代、文久

大久保忠寛

大勢一變上中下、尊皇攘夷、大和及
び生野義舉黨掲出。【三三、八一、
八四、八五】
日露英蘭條約、公武合體、安政條約
締結、井伊直弼執政時代、文久大勢
一變上中下、大和及び生野義舉黨掲
出。【四〇】

大場一心齋

安政大獄後、櫻田事變、久世安藤執
政時代、尊皇攘夷、攘夷實行黨掲出。
【一六】

大原重徳

朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政
大獄前中後、文久大勢一變中下、尊
皇攘夷、攘夷實行黨掲出。【三九】

【力行】

カ

和 宮

安政大獄中、久世安藤執政時代、文

桂 小五郎

久大勢一變上中、尊皇攘夷黨掲出。【九〇】

神奈川條約締結、安政大獄後、文久大勢一變上中下、尊皇攘夷、攘夷實行、大和及び生野義舉黨掲出。【二、一四、一六】

河上彌一
河田相模守

大和及び生野義舉黨掲出。【一二】

名は照、貫之助と稱す。幕府の士。文久三年十一月目付となる。元治元年七月外國奉使不行届のため小普請入差控命ぜられ、慶應三年二月開成所頭取となり、四年二月目付再役、同月大目付に移る。【五〇】

河津伊豆守

名は祐邦、三郎太郎と稱す。文久三年九月新徴組支配より外國奉行となる。元治元年七月外國奉使、不行届により小普請入差控となる。慶應二年正月勘定奉行並となる。三年八月

河村能登守

長崎奉行に移り、四年二月若年寄となる。【五〇】

名は季興、季龍の子。三條西家に仕ふ。典故の學に通ず。安政の頃より主家を輔けて國事に奔走し、文久三年八月季知に従ひ西國に赴き、翌年六月密命を帯び上京せんとし、伏見に於て義兵に捕へられ、六角の獄に入り、七月獄中に斬らる。年四十五。【五七】

烏丸光徳

攘夷實行、大和及び生野義舉黨掲出。【二七】

キ

來島又兵衛

文久大勢一變中下、攘夷實行、大和及び生野義舉黨掲出。【一二、一四、二四、三一】

吉川監物

經幹に同じ。【一四、一五、一六、

吉川經幹
清川八郎

二三、三〇、三一】
攘夷實行黨掲出。【六】
文久大勢一變上下黨掲出。【九二、九三、九四、九五、九九】

ク

久坂義助

安政大獄、文久大勢一變上中下、尊皇攘夷、攘夷實行、大和及び生野義舉黨掲出。【九、一二、一四、二四】

久坂玄瑞
久世通熙

義助に同じ。【一六】
朝幕交渉、久世安藤執政時代、文久大勢一變中下黨掲出。【三六】

國司信濃
黒川嘉兵衛

大和及び生野義舉黨掲出。【九】
名は雅敬。一橋家人格。【四七、七五、七九、八四、九一】

黒田下野守

黒田慶賢に同じ。大和及び生野義舉黨掲出。【三六】

光格天皇

朝幕交渉黨掲出。【三七】

勸修寺濟範

山階宮晃親王に同じ。【三六、三七、三八】

勸修寺經理

朝幕交渉黨掲出。【二八】

コ

近衛忠熙

朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中後、文久大勢一變中下、尊皇攘夷、攘夷實行、大和及び生野義舉黨掲出。【二、三八、八一、八七】

近衛忠房

安政大獄中後、文久大勢一變上中、尊皇攘夷、攘夷實行、大和及び生野義舉黨掲出。【三六】

小松帶刀

文久大勢一變上中下、尊皇攘夷、攘夷實行、大和及び生野義舉黨掲出。【三三、三七、四一、四二、七七】

近藤 勇

武藏多摩郡石原の人。宮川久二の子。名は昌宜、小字は勝太、江戸近藤邦武の塾に劍を學び、其嗣となる。文

久三年幕府新募の隊に加はり、上京す。後其隊兵を東歸せしむるに及び、同志の士土方歳三等と留りて京都治安衛護の任に當り、新撰組を組織し、其隊長となる。鳥羽伏見戰後慶喜東歸に従ひ、江戸に歸り、兵を擧げて西軍を防がんとし、甲州勝沼に戦ひ、利あらず、退きて下總流山に次し、北陸西軍の參謀香川敬三等の謀計により捕へられて板橋驛に殺さる。【九八、一〇〇、一〇一、一〇二、一〇三、一〇四、一〇五】

【サ行】

サ

西郷隆盛

彼理來航以前の形勢、公武合體、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大

酒井雅樂頭
酒井十之丞

獄中後、攘夷實行、大和及び生野義舉篇掲出。【八三、一〇七、一〇八、一〇九、一一〇】
文久大勢一變下、大和及び生野義舉篇掲出。【六五、七七、七八、八九】
文久大勢一變中篇掲出。【三七、七五】

坂本龍馬

安政大獄後、文久大勢一變下、尊皇攘夷篇掲出。【九四】

佐久間佐兵衛

文久大勢一變下篇掲出。【二五】
文久大勢一變上中、尊皇攘夷篇掲出。【一六】

佐世八十郎

【一六】

澤 宣嘉

朝幕交渉、文久大勢一變中、尊皇攘夷、攘夷實行、大和及び生野義舉篇掲出。【一六】

三條實美

文久大勢一變中下、尊皇攘夷、攘夷實行、大和及び生野義舉篇掲出。【二六、五一、五七、七〇、八七、

三條西季知

九一】
尊皇攘夷、攘夷實行、生野及び大和義舉篇掲出。【五七】

シ

宍戸九郎兵衛

文久大勢一變上篇掲出。【六、二四、二六】

宍戸備前

文久大勢一變上篇掲出。【六】

四條隆謨

朝幕交渉、尊皇攘夷、攘夷實行、大和及び生野義舉篇掲出。【五七】

島津三郎

久光に同じ。【四一】

島津茂久

忠義に同じ。櫻田事變、文久大勢一變上中下、攘夷實行篇掲出。【六〇】

島津齊彬

雄藩、幕府實力失墜時代、彼理來航以前の形勢、彼理來航及其當時、孝明天皇初期世相、公武合體、朝幕背離諸篇、安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中後、

島津久光

櫻田事變、文久大勢一變上中下、尊皇攘夷、攘夷實行、大和及び生野義舉篇掲出。【二〇八】

清水清太郎

大和及び生野義舉篇掲出。【三〇】

下野隼次郎

櫻田事變、尊皇攘夷篇掲出。【九四】

白石正一郎

文久大勢一變上篇掲出。【八】

白石廉作

大和及び生野義舉篇掲出。【八】

杉 徳輔

山口藩士。後孫七郎と稱す。實は植木五郎右衛門の二男。天保六年正月

生る。後、杉彦之進の嗣となる。文久の初め、幕使に隨行して海外に遊び、維新の際官軍參謀となる。後主として宮内省に仕へ、樞密顧問官となる。大正九年五月死。【六】

周布政之助 安政大獄後、櫻田事變、文久大勢一變上中下、尊皇攘夷篇掲出。【四】

住谷寅之助 安政大獄後、櫻田事變、文久大勢一變上下篇掲出。【九四】

【夕行】

夕

高崎猪太郎

安政大獄後、櫻田事變、文久大勢一變下、尊皇攘夷、大和及び生野義舉篇掲出。【三六、三七、四六、五一、六六、六七、七五、八一、八二】猪太郎に同じ。【一〇八】

高崎五六

高崎左太郎

文久大勢一變上、攘夷實行篇掲出。【三三】

高杉晋作

安政大獄後、文久大勢一變上下、尊皇攘夷、攘夷實行、大和及び生野義舉篇掲出。【八、九、一二、一五、三〇】

鷹司輔熙

朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中、文久大勢一變上中下、尊皇攘夷、攘夷實行、大和及び生野義舉篇掲出。【一七、三六】

鷹司政熙

松平定信時代掲出。【八八】

鷹司政通

彼理來航及其當時、神奈川條約締結、日露英蘭條約締結、公武合體、朝幕背離緒篇、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前後、櫻田事變、開國初期、久世安藤執政時代、尊皇攘夷、大和及び生野義舉篇掲出。【八八】通稱精一、泥舟と號す。槍術に通達

高橋伊勢守

伊達宗城

行篇掲出。【一六】
公武合體、朝幕背離緒篇、朝幕交渉、文久大勢一變中下、尊皇攘夷、大和及び生野義舉篇掲出。【一、二五、三六、三七、四八、四九、五二、五三、五五、五六、六四、六八、七〇、七二、七六、七七、七八、八〇、八三、八五、九一】

田沼玄蕃頭

名は意尊。文久二年九月大阪定番より若年寄となり、慶應二年十月免職。【一〇〇】

子

千屋菊次郎

土佐高岡郡牛山村の人。里正孝則の子。名は孝健、後に榮と稱す。若くして京都に遊び、文久三年密に諸國を巡遊す。ついで三田尻に七卿を守護し、元治元年七月の役眞木保臣等

瀧川播磨守

武市半平太

武田耕雲齋

し、二十五歳にして講武所師範役となり、從五位下、朝敵大夫伊勢守に任ぜらる。幕府浪士を募りて新徴組を組織するや、其の長となり、將軍家茂の信賴を得。維新の際は恭順の論を唱へ、遊撃、精銳兩隊を率ゐて、慶喜護衛の任に當る。明治三十六年二月死。年六十九。山岡鐵舟、勝海舟と共に幕末の三舟と稱せらる。【一〇〇】

文久大勢一變下、尊皇攘夷、大和及び生野義舉篇掲出。【四一】

文久大勢一變下、尊皇攘夷、大和及び生野義舉篇掲出。【六四】

彼理來航以前の形勢、安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前後、櫻田事變、開國初期、久世安藤執政時代、尊皇攘夷、攘夷實行

と天王山に自殺す。年二十八。贈從四位。【二六】

ツ

堤 五市郎

名は正誼。福井藩士。天保五年十一月生れ、文久三年八月家を嗣ぐ。夙に橋本左内等と航海の術を學び、元治元年禁門守衛の任に就き功あり。維新の後宮内省に出仕し、内匠頭、宮内次官、宮中顧問官等となり、三十三年男爵を授けらる。大正十年七月死。【七九】

妻木田宮

名は頼矩、又主一と稱す。幕府の士。文久元年八月日付となり、二年六月辭し、慶應三年十二月再役、同四年三月大日付となり、田安家老を兼ね。【二九】

テ

寺島忠三郎

尊皇攘夷、攘夷實行篇掲出。【一四、二五】

ト

徳川家茂

公武合體、安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前後、久世安藤執政時代、文久大勢一變上下、尊皇攘夷、攘夷實行篇掲出。【一、一二、四二、四三、四四、四五、六〇、七一、八八】

徳川慶勝

尾張慶勝に同じ。彼理來航及其當時、神奈川條約締結、公武合體、朝幕背理緒篇、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前後、文久大勢一變中下、尊皇攘夷、攘夷實行篇掲出。【一、七七、八四】

徳大寺公純

朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前、久世安藤執政時代、文久大勢一變下、尊皇攘夷、攘夷實行篇掲出。【一、三六】

【ナ行】

ナ

永井主水正

尙志に同じ。彼理來航以前の形勢、日露英蘭條約締結、公武合體、朝幕背離緒篇、朝幕交渉、安政大獄後、櫻田事變、文久大勢一變中下、尊皇攘夷、大和及び生野義舉篇掲出。【四〇、四一、一〇六】

長岡良之助

尊皇攘夷、大和及び生野義舉篇掲出。【三六】

中川 宮

青蓮院宮に同じ。安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大

中根靱負

獄前中後、櫻田事變、文久大勢一變上下、尊皇攘夷、攘夷實行、大和及び生野義舉篇掲出。【六九、八〇、八七】

中村九郎

彼理來航及其當時、公武合體、朝幕背離緒篇、朝幕交渉、安政大獄前後、文久大勢一變中、尊皇攘夷、大和及び生野義舉篇掲出。【五〇、七五、七六、七七、七八、七九、八三、八四、八七】

中山忠光

文久大勢一變下、尊皇攘夷、攘夷實行、大和及び生野義舉篇掲出。【八】

檜崎彌八郎

文久大勢一變上中、攘夷實行篇掲出。【九、三二】

ニ

西川 鍊造

武藏入間郡仙波の人。家世々醫を業

とす。佐藤一齋、尾藤二洲等に學ぶ。殊に劍術に長ず。當時の志士、清川八郎、伊牟田尙平等と交り、郡内奥富村に居り、密に畫策するところあり、文久中捕へられて、江戸傳馬町の獄に死す。年五十五。【九四】

錦小路頼徳

尊皇攘夷、攘夷實行、大和及び生野義舉黨掲出。【五七】

二條齊敬

朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中後、久世安藤執政時代、文久大勢一變下、尊皇攘夷、攘夷實行、大和及び生野義舉黨掲出。【一、三六】名は正雄、卯之助と稱す。近江愛知郡綾江福田市右衛門の次男。海野貞吉、梅田雲濱等に學び、丹羽豊前守正庸の嗣となり、三條家に仕ふ。文久二年實美に従ひ、關東に至り、出雲守と稱す。三年八月また西國に従

丹羽出雲守

ネ

根岸友山

武州大里郡胃山の人。名は信輔、通稱伴七。幼にして山本北山に従學し、後寺門帶軒を家に聘して學ぶ。また劍を千葉周作に習ふ。文久二年の冬黨府の募に應じ、三年二月上洛せしが、間もなく清川八郎等と江戸に歸され、幕吏に檢舉せられんとし、郷里に潜居す。慶應の末三田隆藩邸集合の同志と策應し、事を擧げんとし、捕へて禁錮に處せらる。明治維新の後免され家居す。二十三年十二月死。年八十二。【九八】

ノ

野宮定功

久世安藤執政時代、文久大勢一變下、尊皇攘夷、攘夷實行、大和及び生野義舉黨掲出。【五八、六〇】名は靖。尊皇攘夷、攘夷實行黨掲出。【三四】

野村和作

【ハ行】

ハ

波多野金吾

尊皇攘夷、攘夷實行黨掲出。【九】

蜂須賀齊裕

尊皇攘夷黨掲出。【六〇】

原市之進

日露英蘭條約締結、文久大勢一變上、攘夷實行黨掲出。【六九】

原道太

大和及び生野義舉黨掲出。【一六】

ヒ

東久世通禧

朝幕交渉、文久大勢一變中、尊皇攘夷、攘夷實行、大和及び生野義舉黨掲出。【一七、五七、一〇八】

土方楠左衛門

攘夷實行、大和及び生野義舉黨掲出。【一六】

土方歳三

武州多摩郡石田村の人。父を単人といふ。若くして江戸近藤邦武の塾に入り、宮川勇に兄事す。文久三年勇と共に幕府の徴に應じ、浪士の隊に加はり上京し、浮浪の騷擾を鎮靜す。明治元年伏見鳥羽の役後徳川慶喜の東歸に従ひ、江戸に歸り、近藤と兵を擧げ、西師を防がんとして成らず、近藤死後會津に入り、ついで榎本武揚の軍に合し、函館五稜郭を守り、戦つて死す。年三十五。【九八、一〇二】

一橋慶喜

天保改革、彼理來航以前の形勢、神

奈川條約締結、公武合體、朝幕背離
緒篇、安政條約締結、朝幕交渉、井
伊直弼執政時代、安政大獄前中後、
櫻田事變、文久大勢一變上下、尊皇
攘夷、攘夷實行、大和及び生野義舉
篇掲出。【一、二五、三五、三六、三七、
四一、四四、四六、四七、四八、四九、
五一、五二、五三、五四、五五、五八、
六〇、六四、六七、六八、六九、七〇、
七五、七七、七八、七九、八〇、八一、
八四、八六、八九、九〇、九六、一〇六、
一〇八】

平岡圓四郎 朝幕交渉、攘夷實行篇掲出。【四七、
七五、七八、七九、八四】

平野二郎 安政大獄後、文久大勢一變上、攘夷
實行、大和及び生野義舉篇掲出。
【二五】

廣澤富次郎 廣澤安任に同じ。尊皇攘夷、攘夷實
行篇掲出。【九四】

福羽文三郎 攘夷實行篇掲出。【一六】

福原越後 徳山藩主毛利廣徳の子。名は元圓。
山口藩永代家老福原近江の嗣とな
り、字部一萬三百石を領す。元治元
年七月藩兵大舉入京の際、主命を受
け鎮撫の任に當り、事諧はず、遂に
衆と共に諸藩兵と戦ひ、負傷して歸
國す。幕府征長軍來り迫るや國論沸
騰し、徳山に歸せらる。十一月、益
田、國司二老臣と共に岩國龍護寺に
自殺す。年五十。【三〇】

淵上郁太郎 攘夷實行篇掲出。【二六】

藤本鐵石 文久大勢一變上、大和及び生野義舉
篇掲出。【九四】

細川慶順 朝幕交渉、尊皇攘夷篇掲出。【六〇】

堀宮内 名は利孟、幕府御目附。【九三】

【マ行】

眞木和泉 文久大勢一變上下、攘夷實行、大和
及び生野義舉篇掲出。【二二、一六、
一七】

蒔田相模守 名は廣孝。實は蒔田廣畔の長男、嘉
永二年二月生る。備中淺尾領主交代
寄合廣運の嗣となる。安政五年家を
承け、文久三年諸侯の列に加へられ、
一萬石を領す。明治四十五年四月隱
居、大正七年三月死。【一〇六】

間崎哲馬 尊皇攘夷篇掲出。【九二、九四】

益田右衛門介 文久大勢一變上中、大和及び生野
義舉篇掲出。【三、一四、一七、二四】

松平容保 朝幕背離緒篇、安政大獄後篇、久世
安藤執政時代、文久大勢一變下篇、
尊皇攘夷、攘夷實行、大和及び生野
義舉篇掲出。【一、三五、三六、三七、
四〇、四七、四八、四九、五八、五九、
六〇、六一、六二、六三、六四、七九、
八〇、八六、九〇、九八、一〇〇、
一〇五】

松平定敬 文久大勢一變下篇掲出。【八六、九〇】

松平定安 尊皇攘夷篇掲出。【六〇】

松平修理大夫 島津忠義に同じ。櫻田事變、文久
大勢一變上中下、攘夷實行、大和及
び生野義舉篇掲出。【三三】

松平春嶽 幕府分解接近時代、孝明天皇初期世
相、公武合體、朝幕背離緒篇、安政
條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政

時代、安政大獄前後、櫻田事變、開國初期、文久大勢一變上中下、尊皇攘夷、攘夷實行、大和及び生野義舉篇掲出。【二五、二八、三七、四〇、四一、四二、四七、四八、四九、五二、五五、五六、五八、六四、六六、六七、六八、七二、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八三、八四、九一、九八、一〇五】

松平大膳大夫 毛利慶親に同じ。【三三、六〇】

松平直克 大和及び生野義舉篇掲出。【四四、五〇、七八、八九】

松平慶永 春獄に同じ。【三六、三七、四一、六〇、八五】

前田孫右衛門 文久大勢一變上、尊皇攘夷、攘夷實行、大和及び生野義舉篇掲出。【九、三〇】

美玉三平 文久大勢一變上、攘夷實行、大和及び生野義舉篇掲出。【一〇八】

水野和泉守 忠精に同じ。櫻田事變、文久大勢一變下、尊皇攘夷、攘夷實行、大和及び生野義舉篇掲出。【三三、六五、七七、七八、八九、九一】

壬生基修 文久大勢一變中、攘夷實行、大和及び生野義舉篇掲出。【五七】

宮城彦輔 攘夷實行篇掲出。【七、八】

宮部鼎藏 孝明天皇初期世相、文久大勢一變上下、尊皇攘夷、攘夷實行、大和及び生野義舉篇掲出。【一六一】

モ

毛利定廣 安政大獄後、文久大勢一變上中下、尊皇攘夷、攘夷實行、大和及び生野

義舉篇掲出。【二、三、四、六、九、一七、六八】

毛利讚岐守 攘夷實行篇掲出。【一四、一五、一七、二三】

毛利登人 文久大勢一變中篇掲出。【九】

毛利元純 讚岐守に同じ。【五】

毛利元周 尊皇攘夷篇掲出。【三二】

毛利慶親 彼理來航及其當時、井伊直弼執政時代、安政大獄前後、文久大勢一變中下、尊皇攘夷、攘夷實行、大和及び生野義舉篇掲出。【一、三、一二、一三、三〇、三一、六八】

【ヤ行】

ヤ

山内豊信 公武合體、安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前後、

山内容堂 文久大勢一變下、尊皇攘夷、攘夷實行、大和及び生野義舉篇掲出。【三六】

山階宮晃親王 豐信に同じ。【一、四九、五五、六四、七二、七六】

大和彌八郎 文久大勢一變中、大和及び生野義舉篇掲出。【三八、六八】

山岡鐵太郎 文久大勢一變下、尊皇攘夷、攘夷實行、大和及び生野義舉篇掲出。【九、一六】

名は高歩、字は猛虎、鐵舟と號す。幕府の士。實は小野朝右衛門高福の子。天保七年六月江戸本所大川端に生る。二十二歳の時出でて山岡氏を嗣ぐ。幼より劍道を好み、千葉周作に従ひ、一派をなし、無刀流と稱し、春風館を設け子弟を教授す。又書道をよくす。明治維新の際駿府に使用したるは人のよく知るところなり。明治二年静岡縣權大參事となり、三年

伊萬里縣知事に任ず。後轉じて侍從となる。明治二十一年七月死。【九三、九四、九五、九九、一〇〇】

ヨ

吉田稔麿

山口藩士清内の子。名は秀實、字は無逸、初名を榮太郎といふ。吉田松陰に學び、高杉、久坂と共に松下塾三秀と稱せらる。元治元年六月池田屋事變の際京都河原町に於て刺客に襲はれ死す。時に年二十四。【四、二九、三五】

吉井仲介

井伊直弼執政時代、安政大獄後、文久大勢一變上中下、尊皇攘夷篇掲出。【八三】

【ラ行】

ロ

六條有容 朝幕交渉篇掲出。【三六】

【ワ行】

ワ

脇坂安宅

彼理來航以前の形勢、神奈川條約締結、日露英蘭條約締結、公武合體、朝幕交渉、安政大獄前、櫻田事變、開國初期、久世安藤執政時代、文久大勢一變中下篇掲出。【六〇】

索引

【ア行】

ア

- 秋穂……………三六
- 秋穂浦……………四一
- 青濱沖……………四七
- 明石……………九二、九四
- 赤間關……………九三、一〇一、一〇五、一〇七
- 秋田藩……………一三三
- 麻布一の橋……………四三
- 安治川沖……………一九三
- 阿波藩……………二二二、二八二
- 會津……………三九二、四〇三
- 會津藩……………一三三、四一七、四五四、四六五、四六六
- 阿彌陀寺……………四六七、四七六、四七九、四八九
- 阿彌陀寺……………三三、三四

イ、イ

- 伊勢藩……………一三三
- 板倉藩……………一三三
- 伊豆子浦……………一九〇
- 岩國……………二〇四、二一七、二二七、二三八
- 石清水……………一〇、一一
- 因州藩……………一九、二二、一三三

ウ

- 宇都宮藩……………一三三
- 浦賀……………一九〇
- 江戸……………一四一、一八、四四、三二、一八八、一九一、二八八、三九三

エ、エ

オ、オ

- 岡崎練兵場……………五二五
- 岡山藩……………二八二
- 沖之永良部島……………四九七、四九九、五〇〇、五〇三、五〇五、五〇九
- 小部……………一七一、一七二、一七三、一七四、一七五、一七六、一七七、一七八
- 小郡津市……………三三
- 小田原藩……………四八四